

長崎県文化財保存活用大綱

令和3年2月

長崎県教育委員会

目次

第1章 大綱の目的

- 1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 長崎県の概要

- 1. 長崎県の自然と歴史・文化
 - (1) 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 自然・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 長崎県の風土と歴史文化の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 文化財を取り巻く近年の動向
 - (1) 人口減少、少子高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 観光・地域振興分野における文化財の注目度の高まり・・・・・・・・ 16
 - (3) 自然災害の増加、危機管理の要請・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (4) 持続可能な開発目標への取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3. 長崎県の文化財
 - (1) 長崎県の文化財の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 世界遺産・世界の記憶・日本遺産など・・・・・・・・ 48

第3章 保存・活用の基本方針

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 2. 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3. 基本方針
 - (1) 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - (2) 指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - (3) 保存継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - (4) 活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - (5) 情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 4. 推進体制の整備・計画作成
 - (1) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
 - (2) 計画作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第4章 保存・活用のために講ずる措置

- 1. 基本的な取組
 - (1) 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - (2) 指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

(3) 保存継承	62
(4) 活用	63
(5) 情報発信	64
2. 重点的な取組	
(1) 世界文化遺産プロジェクト	65
(2) 水中文化遺産調査研究事業	66
(3) 東アジア考古学研究事業	66
(4) 重要文化財対馬宗家関係資料の保存・活用	66

第5章 市町への支援方針

1. 支援の考え方	67
2. 財政的支援	67
3. 保存・活用のための専門人材の育成	
(1) 専門人材の重要性	67
(2) 専門・人材の育成	68
4. 文化財保存活用地域計画作成などの支援	68

第6章 防災・防犯、災害発生時の対応

1. 防災・防犯対策の必要性	69
2. 防災・防犯の取組	
(1) 長崎県の防災基本計画	69
(2) 具体的な文化財防災・防犯の取組	70
(3) 文化財救援ネットワーク	71
3. 災害発生時の対応	
(1) 市町と連携した文化財の被害情報の収集	72
(2) 被災文化財等の取扱い	72
(3) 今後の取組	73

第7章 保存・活用の推進体制

付属資料

1. 長崎県の文化財一覧	79
2. 長崎県の文化財分布図	98
3. 長崎県歴史年表	105
4. 長崎県刊行文化財調査報告書一覧	112
5. 用語解説	119

第1章 大綱の目的

1. 策定の趣旨

我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、人口減少時代を迎えている。一方、離島地域や半島地域などを多く抱える本県は、国全体よりも約50年早く人口減少が始まり平成27(2015)年に約138万人だった人口は令和27(2045)年に100万人を割り込み、令和42(2060)年には80万人を下回るとの推計もある。こうした近年の過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財の保存・活用においても各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっており、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財を観光・まちづくり分野にも生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが求められている。

国においては、平成30(2018)年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定等が制度化された。これらの仕組みにより、各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになり、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が可視化されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることが期待されている。

こうした社会的要請を背景に、本県においても県内における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種施策を進めていく上での共通の基盤とするため「長崎県文化財保存活用大綱」を策定する。このことにより、関係機関の連携を強化し市町が矛盾なく同じ方針の下に円滑に文化財の保存・活用に取り組むことを可能とするとともに、複数市町にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域においても、関連する市町が円滑に連携して文化財の保存活用に取り組むことを目指す。

2. 位置付け

大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき策定するもので、本大綱は、県内に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財を次世代に継承していくために、本県における文化財の保存・活用の基本的方向性を示したものである。

また、本県の関係諸計画等に位置付けられる文化財に対する社会的要請や期待されている役割を十分踏まえ、県内の文化財の保存・活用の施策の実施を通じて県民生活の向上や地域社会の発展にも有益なものになるように配慮して策定している。

本県では、時代の潮流や県の課題を的確に捉え、将来を展望しながら新たな視点での長崎県づくりを計画的に進めていく必要があることから、平成28(2016)年3月に今後の県政運営の指針や考え方を県民に分かりやすく示した総合計画として「長崎県総合計画チャレンジ2020」を策定している。本計画では、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念に掲げ、本県が目指す5つの将来像を提示している。文化財に係る施策は、そのうちの一つ「交流でにぎわう長崎県」において、伝統文化の継承と文化財の保存・活用を推進することによって、郷土の

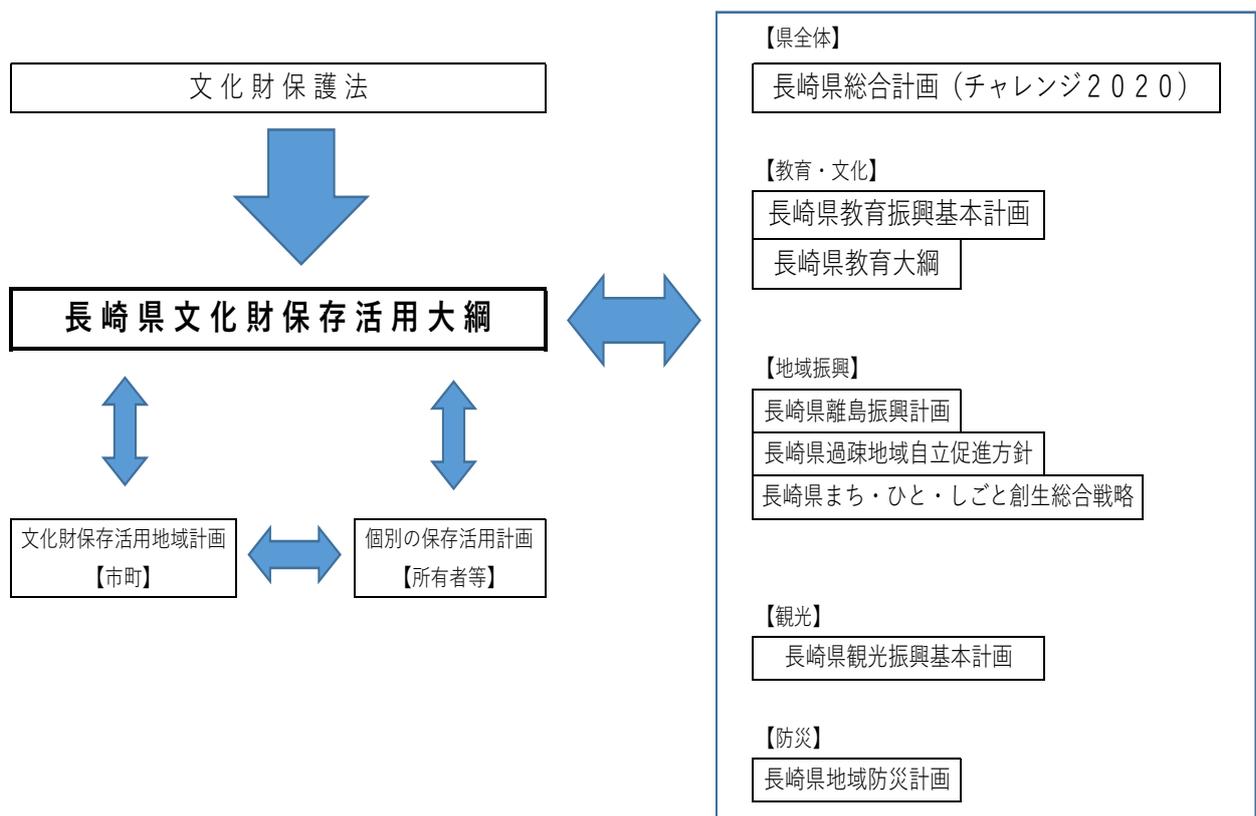
歴史や文化の保存継承活動の活性化を図り、世代間交流を促し豊かで活気ある地域社会を実現することを目指す。また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の2つの世界遺産をはじめ、日本遺産、世界の記憶、ユネスコ無形文化遺産などの特色ある文化財は、地域にとって観光振興や地域活性化の中核的な素材として位置づけられている。

「第三期長崎県教育振興基本計画」では、基本テーマを「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」としている。文化財に係る施策は、長崎県教育方針で目指す4つの人間像のうち、主に「我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間」において、「人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進していく」ことを目指し、文化財の保存・活用や伝統文化の継承、世界遺産・日本遺産の情報発信などに取り組む。加えて、「長崎県教育大綱」では、「本県の美しい自然、先人が築き上げてきた歴史や文化、長崎だからこそ得られる豊かな暮らしなど、ふるさと長崎の魅力を実感し、愛着と誇りを持ちながら、更に継承発展させようとする意欲や態度を育む」ことが方針の一つとして掲げられている。

また、「長崎県離島振興計画」「長崎県過疎地域自立促進方針」においては、離島に残された貴重な文化財の保存に対する支援や担い手の育成に努める必要があること、地域の文化財等の利活用を促進することにより、地域の多様な文化を再認識し地域社会づくりを目指すことが示されているほか、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」「長崎県観光振興基本計画」では、2つの世界遺産や日本遺産を中心とする歴史文化等を活用した観光客の誘致・拡大等が施策として位置づけられている。

更に、文化財保護法に基づき、市町においても本大綱を勘案し、市町の「文化財保存活用地域計画」を作成することにより、県内全域での一体的な保存・活用が推進されることが期待できる。

大綱の位置づけ



3. 構成

大綱の第1章では、「大綱の目的」として、文化財保護法の改正を背景とした大綱策定の経緯と趣旨、大綱と市町が作成する地域計画や県が策定する総合計画や周辺計画との関係性を踏まえた大綱の位置づけ、大綱の全体構成を示している。

第2章は、「長崎県の概要」とし、本県の自然と歴史・文化を振り返るとともに、文化財を取り巻く近年の動向、本県の指定等された文化財を中心にまとめる。また、本県の風土と歴史文化の特徴等を分析して、それらの貴重な文化財を次世代に継承していくために必要となる視点・考え方についても整理する。

第3章は、本県の文化財の特徴等を踏まえて「保存・活用の基本方針」を記載する。文化財の保存・活用を推進していくためには、県市町の文化財保護部局のみならず所有者や地域住民も含めた関係者が思いを共有し一丸となって取り組んでいく必要がある。本章では、関係者間で共有する基本理念を示すとともに、本県が目指すべき姿、文化財の保存・活用に向けた基本的な方針を示している。

第4章は、保存・活用の基本方針に基づいた「保存・活用のために講ずる措置」について記載する。県内の多種多様な文化財の本質的価値を損なうことなく健全に保存・活用していくためには、文化財の種類・性質・様態等に応じた個別具体的な方策が求められる。本章では、本県が今後行っていく文化財の保存・活用に係る様々な取組について、基本的な取組と重点的な取組に分けて整理している。

第5章では、「市町への支援方針」について、文化財の保存・活用にあたっての県と市町の役割を検討し、県市町が相互に補いながら保存・活用の施策を遂行できるように、市町が文化財の保存・活用の施策や地域計画を作成する際の県の支援方針とその体制を記載している。

第6章では、「防災・防犯、災害発生時の対応」について、平時から文化財を良好に維持管理していくために必要な災害の予防策や減災の考え方や方策について整理している。

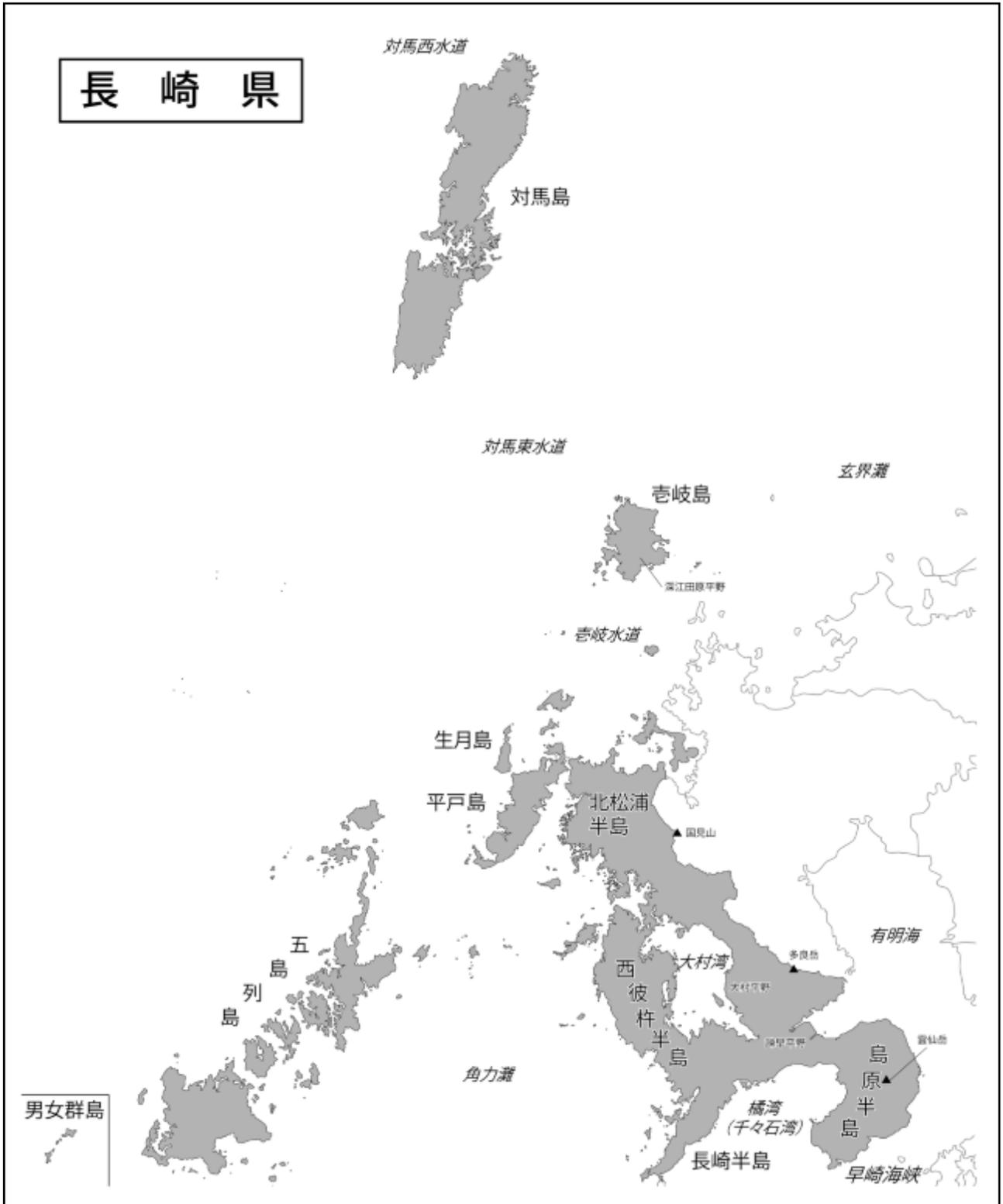
また、非常災害発生時の対処方法や連絡体制のほか、行政と地域住民が連携して災害から文化財を守るためのネットワークづくりなどにも言及している。

最終章の第7章では、「文化財の保存・活用の推進体制」として、文化財保護を主管する学芸文化課をはじめ、その地方機関、施策に関わる関係各課及び機関、長崎県文化財保護審議会、関係民間団体等における専門人材の配置等についても記載している。

4. 期間

本大綱の実施期間は、期間を定めない。大綱に記載する諸施策がバランスよく進捗しているかを定期的に確認し、新たに直面した問題に対しては、関係者間で速やかに共有し改善を促す。社会情勢の変化や地域住民の要請等を考慮し、必要に応じて改訂を検討するものとする。

長崎県の地勢



第2章 長崎県の概要

1. 長崎県の自然と歴史・文化

(1) 概要

① 地勢

本県は九州の西岸に位置し、主に海と島と半島によって構成されている。周辺は海域に囲まれ、対馬・壱岐を取り巻く対馬海峡西水道・東水道、壱岐水道があり、西彼杵半島と五島列島の間には角力灘すもうなだがある。更には、天草灘や早崎海峡を通じて東方には干満差の著しい有明海が広がっている。また、伊ノ浦の瀬戸（針尾瀬戸）によって佐世保湾に通じている大村湾、南方には落日の美しさで知られる橘湾（千々石湾）がある。

これらの海には、対馬、壱岐、平戸、生月、五島列島、男女群島をはじめ、594 を数える島々が浮かぶ。このような大小多数の島々に半島や入り江が多い複雑な地形も加わって、本県の海岸線の延長は、約 4,184 km（平成 31 年 3 月 31 日現在）に及び、北海道に次いで第 2 位の長さを誇る。県域も広大で南北 307 km、東西 213 km に及ぶ。島嶼部とうしょぶが非常に多いことに加えて、リアス海岸と呼ばれる複雑な海岸線が入り組んだ地形により、いたるところに美しい自然景観が生まれることになる。

陸域の面積は 4,105.47 km² で、西彼杵半島、長崎半島（野母半島）、島原半島、北松浦半島といった半島からなり、いずれも丘陵性地形で平地に乏しく、平野は県央地区の大村・諫早平野や壱岐島の深江田原など僅かである。主要山系には雲仙山系、多良山系、国見山系があり、多良山系、国見山系は佐賀県との分水嶺となっている。河川は大規模なものではなく、一級河川としては本明川のみであり、二級河川としては佐々川、相浦川、川棚川などが主なものである。

気候は、対馬海流が東シナ海を北上しているため、ほぼ県内全域が海洋性気候で温暖である。

② 沿革

古代の律令制下において、本県の範囲は、肥前国の西南部と対馬国及び壱岐国の 3 国に及ぶ。律令制衰退後は、平野部に乏しく生産性が低かったことから、土地に基盤を置く荘園制度はあまり発達せず、戦国時代になっても県全域を統一するような強力な政権は現れなかった。近世幕藩体制下においては、対馬・平戸・五島・大村・島原各藩と佐賀藩の諫早・神代・深堀各領、平戸藩から分出した今福領、五島藩から分出した富江領に加えて、天領長崎があった。島原藩を除く藩主は外様大名で幕末まで転封もなく、中世以来の分立した状態が長らく続いた。

明治維新後、明治元（1868）年 2 月 1 日には、天領長崎に長崎裁判所が設置され、その初代総督さわのがよしに沢宣嘉が任命された。同年 5 月 4 日、長崎裁判所は長崎府と名称を改め、更に明治 2（1869）年 6 月、版籍奉還の断行によって各藩主を藩知事とし、同時に長崎府を長崎県と改称した。明治 4（1871）年 7 月 14 日に廃藩置県によって、大村・島原・平戸・福江・巖原・鍋島の諸藩にそれぞれ県が設置されたが、同年 11 月 14 日巖原県を除く長崎、大村、島原、平戸、福江の 5 県が廃止され、新たに長崎県が成立した。一方、巖原県は、明治 4（1871）年 9 月 4 日、佐賀県とともに伊万里県に併合されたが、伊万里県が明治 5（1872）年 5 月 29 日に再び佐賀県に復帰することになったことに伴い、同年 8 月 17 日に長崎県の所管となった。これより先、明治 5（1872）年 1 月 1 日、佐賀藩領であった高来郡の一部（諫早領の北高来及び南高来こうじろの神代）、彼杵郡の一部（深

堀領)は、伊万里県から分離して長崎県の所管となった。その後、明治9年に佐賀県の一部又は全部と合併したこともあったが、明治16(1883)年に佐賀県が分離したことにより、現在の長崎県となった。明治22年市町村制が施行された当時は、長崎市1市のほか15町、289村あったが、その後新市の誕生や町村合併等により、令和2年3月31日現在、13市8町となっている。

(2) 自然

① 地史と地質

日本列島はユーラシア大陸の東縁の一部であったが、白亜紀末～古第三紀の約2500万年前以降、東縁部が割れ始めて地溝帯を形成し、中新世の約1900万年前以降は地溝帯の拡大と海の侵入が進み、約1450万年前には現在の日本海が形成されて大陸から分離した。本県の地質は、これらの地史を反映したもので、ユーラシア大陸の一部だった時期に形成された結晶片岩や蛇紋岩等の変成岩類が、西彼杵半島や長崎半島に分布し、地溝帯及びその拡大期に形成された、河川湖沼堆積物あるいは海成堆積物である砂岩・頁岩を主体とする対州層群や五島層群が、対馬から北松の島嶼部、五島列島北部にかけて分布する。中新世後期(1500万年前)から第四紀にかけて火山活動が活発になり、五島列島福江島や壱岐島、北松浦半島、長崎、多良岳などが溶結凝灰岩や玄武岩、安山岩で覆われた。島原半島では、600万年前以降に火山活動を始めたが、中心にある雲仙火山は50万年前以降溶岩ドームの形成と火砕流噴火を繰り返し、現在に至っている。

このように、長崎県の表層地質は、時期や成因の異なるさまざまな岩石がモザイク状に複雑に分布する点が特徴である。また、形成時期が比較的古いことから浸食が進んでおり、出入りの多い複雑な海岸線を形成する要因となっている。

② 動植物

A. 植物相の特徴

本県の植物相の特徴は、本州と比較すると、低地帯に照葉樹林あるいは暖帯系の要素が多いことが挙げられる。例えば、本州では比較的稀なコバンモチ、ヤマモガシ、ホルトノキ、ヤマヒハツ、シイモチ、ヤマビワ、ハクサンボク、ルリミノキ、オオバジュズネノキ、ノシランなどが普通に見られる。また、山地帯にはミヤマキリシマ、ヒメウラシマソウ、ツクシコゴメグサ、ツクシアオイ、ウンゼンカンアオイなどの九州固有の植物が見られる。いずれも温暖な気候を反映した特徴である。九州の他県と比較した場合の特徴は、以下の4点である。

- ア. 大陸系植物が多い。特に地理的に朝鮮半島に近い対馬をはじめ、壱岐、平戸や県下全体にも見られる。キビヒトリシズカ、ヒトツバタゴ、イワギク、ヒメマツカサススキ、チョウセンキハギ、タンナチョウセンヤマツツジなどがある。
- イ. 南方系植物の分布が著しい。特に男女群島や五島列島をはじめ、県南部には北限になっている植物が少なくない。ヘゴ、リュウビンタイ、ヒロハノコギリシダ、ケホシダ、ヤワラハチジョウシダ、サツマサンキライ、サキシマフヨウ、ビロウ、ノアサガオなどがある。
- ウ. 北方系植物あるいは温帯性植物で、分布の西南限となっているものがある。これには日本固有の山地性植物であるブナ、ホオノキ、ミズナラ、コミネカエデ、カジカエデ、チドリノキ、オトコヨウゾメ、ヒカゲツツジ等と、海岸植物であるハマニンニク、ハمامギ、エゾオオバコ、スナビキソウ、ナミキソウ、ドロイがある。
- エ. 長崎県固有種がある。隔離環境である島や半島が多いことがその要因である。対馬のツシ

マギボウシ、シマトウヒレン、ヒメマンネングサ、ツシマアカショウマ、ツシマノダケ、壱岐のイキノサイコ（変種）、福江島のフクエジマカンアオイ、男女群島のトウカンゾウなどがある。

B. 動物相の特徴

アジア大陸に近い対馬には、ツシマヤマネコやツシマテン、男女群島にはダンジョヒバカリなど、隔離された環境下で独自の進化を遂げた動物も少なくない。また、渡り鳥の渡りの経路となっており、秋になると北方からカモ類をはじめとする冬鳥が、春、初夏には南方からツバメ、ホトトギスなどの夏鳥が見られる。このほか、鹿児島県出水地方とシベリア地方を行き来するマナヅルやナベヅル、ハチクマ、アカハラダカなどのタカ類や、ヤマショウビンやオウチュウ、コウライウグイス、ヤツガシラなどの渡りを見ることができる。沿岸に目を転じると、南方から海流に乗ってやってきたアカウミガメが産卵のために上陸する海岸がある。更に、トンボやチョウといった昆虫類も季節風に乗って、南方や大陸からやってくる。

一方、海域環境は変化に富んでおり、ブリやサバ、イワシなどの回遊性の種とともに、ボラ、ハゼ類やマガキなど汽水性の種も豊富である。これは、外洋の環境ばかりでなく浅海域の環境についても、大村湾や有明海などの内湾や小入江、また海食崖の発達する海岸や転石海岸、砂浜や干潟の海浜など、非常に変化に富んでいるためである。

一方、陸水生物に関しては、起伏が激しく大きな平野の発達が少ない、河川は規模が小さく急勾配であるという地形的特性により、大雨や渇水などの自然災害の影響を受けやすいため、純淡水性の生物種は他県に比べると多くない。

(3) 歴史

① 先史

長崎県では、約3万年前の後期旧石器時代から人類の活動痕跡が確認できる。百花台遺跡群（雲仙市）では、火山灰を挟んでナイフ形石器などが層位的に出土し、石器の移り変わりが明らかになっている。旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡としては、佐世保市の福井洞窟や泉福寺洞窟などの洞窟遺跡があり、泉福寺洞窟では1万6千年前のものと推定される最古級の豆粒文土器が出土している。縄文時代には、温暖化により海水面が上昇するとともに、沿岸部で貝塚が形成され、漁労活動が活発であったことが明らかにされている。

弥生時代になると、本県は日本と朝鮮半島・中国大陸とを結ぶ交通路となり、「魏志倭人伝」には3世紀頃の対馬・壱岐に関する記述がみえる。弥生時代の大規模な環濠集落である壱岐市の原の辻遺跡は、発掘調査により、「魏志倭人伝」に記された「一支国」の中心地であったと考えられている。この遺跡では、北部九州の弥生時代遺物と共に、朝鮮半島の初期鉄器時代から原三国時代の楽浪郡・遼東郡関係の土器や金属器などが出土し、当時の朝鮮半島や中国大陸との交流が具体的に裏付けられている。

県内での古墳の分布は、壱岐・対馬を中心に、平戸から小値賀にかけての県北部や大村湾東岸域、島原半島周辺と大きく分かれており、それぞれの地域に有力者が存在していたことを示唆する。対馬では4世紀後半から5世紀にかけて古墳が築造され、壱岐では6世紀後半から7世紀にかけて巨大な古墳が築造されるようになる。特に壱岐では、県内で確認されている古墳のうち約半数にあたる264基が集中している。

② 古代

天智2(663)年の白村江の戦で唐・新羅^{しらぎ}の連合軍に敗れると、北部九州や瀬戸内海沿岸にかけて防衛のための山城が築かれていくが、国境の島である対馬には金田城^{かねだじょう}が築城された。朝鮮式山城とも呼称されるこの城は、石積みの城壁や城戸、石畳などからなる大規模なもので、各地から防人を配置して国境防備にあたった。

五島列島も古代における重要な航海拠点であった。中国大陸の先進文化を摂取するため、舒明^{じよめい}2(630)年から寛平6(894)年にかけて計18回にわたって遣唐使を派遣したが、朝鮮半島の新羅^{しらぎ}との関係が悪化すると、博多から平戸を経て五島列島を南下し、福江島から一気に東シナ海を南下して揚子江口に達する航路が主要ルートになっていく。航路沿いに位置する平戸島の安満岳^{やすまんだけ}や志々伎神社^{しじきじんじや}、小値賀町野崎島の神嶋神社^{こじまじんじや}、新上五島町中通島の山王山などは、当時からの海域を往来する人びとの信仰を集めたと考えられる。また、五島市には遣唐使船に乗り中国から帰朝した弘法大師(空海)に由来をもつ明星院や大宝寺がある。9世紀末に遣唐使船が廃止された後も博多を中心に中国との貿易が続けられ、平戸-五島列島ルートは外洋船の航路として活用される。東シナ海を横断する最終寄港地である五島市三井楽は、平安時代には「亡き人に逢える島」と称され、異国との境界や日本最果ての地として認識されていた。

③ 中世

律令制の崩壊が進むと、本県域においても松浦郡の宇野御厨^{うのみくりや}や彼杵郡^{そのぎのしょう}には彼杵荘、また高来郡内には伊佐早荘^{いさはやのしょう}など公領・荘園がみられるようになる。こうした支配域を基盤に、宇野御厨の域内には松浦党とよばれる中小武士団が、また彼杵荘には波佐見・川棚・伊木力・日宇など現在にも地名が残る在地勢力が台頭するようになる。

11世紀後半から13世紀中葉にかけては日宋貿易が盛んになる。貿易の日本側の拠点であった博多などには宋の商人が居住し、日中間を往来しながら貿易活動に従事していた。松浦地域から大村湾沿岸地域にかけての遺跡からは、海外からの輸入品であった貿易陶磁が高い割合で出土している。

鎌倉時代中期、元と高麗の連合軍が2度にわたって日本を侵攻した文永の役・弘安の役の際には、対馬・壱岐・松浦沿岸が戦場となり、対馬の宗氏や壱岐国守護代の少貳資時^{しょうじにすけとき}などが奮戦するも苦戦した。しかし、大暴風雨により元の船団が壊滅的な打撃を受け日本遠征は失敗に終わる。松浦市鷹島沖の海底で行われた発掘調査では、元軍の武器である「てつほう」や刀などのほか、元軍の軍船も発見されている。

室町幕府の3代将軍・足利義満は遣明船を派遣した。この遣明船には多くの商人も乗り込み、明の貿易港である寧波^{ニンポー}などで私貿易を行った。当初は室町幕府による独占が続いたが、輸入品である陶磁器・絵画・香料などの唐物を求め、やがて守護大名や有力寺社も貿易船を出すようになる。遣明船は博多で準備を整え、平戸から五島を経て明へ至るのが一般的であったため、平戸の^{あづちおおしま}的山大島や五島の奈留は発着地として極めて重要な地点となった。

1370年代から80年代をピークに、朝鮮半島や中国沿岸において倭寇とよばれる集団による海賊行為が頻発した。倭寇勢力の中心は北部九州の武士や民衆であり、対馬・壱岐・松浦の3ヶ所が根拠地といわれる。朝鮮王朝は辺境の警備を強化し倭寇の討伐を進める一方で、倭寇の首領に投降を勧め、投降した場合には土地や家財、官職を与えるなど懐柔に努めた。室町時代初期には西国の大名や有力者が朝鮮との通交関係を持つようになるが、次第に対馬宗氏が独占的地位を固

めていく。

戦国時代になると各地で合戦が繰り返されたが、肥前国でも各地で有力者が台頭した。島原半島では鎌倉御家人の有馬氏が、肥前彼杵荘の小地頭からは大村氏が、松浦党内部からは平戸の松浦氏と宇久の宇久氏が台頭した。宇久氏は南北朝時代に宇久島から福江島に移住し、五島列島の諸氏を配下に治めた。

16世紀半ば以降、中国の海商が九州に来航し、定着して私貿易や海賊行為を行うようになる。平戸や五島に根拠地を置いた王直おうちよくや鄭成功ていせいこうの父・鄭芝龍ていしりゅうはその代表で、九州大名の多くは彼らを領内に受け入れたため、中国貿易の拠点が博多から九州各地に移った。このような後倭寇による活動ルートに便乗して、やがてポルトガル船が来航することになる。

天文19(1550)年にポルトガル船が平戸に来航し、イエズス会のフランシスコ・ザビエルも宣教活動を行い、平戸は南蛮貿易の港として定着する。その後、大村氏・有馬氏・宇久氏など大名の保護のもと、ポルトガル船は横瀬浦(西海市)・福田浦(長崎市)・口之津(南島原市)の各地に入港するようになり、貿易が盛んに行われるとともに宣教師によるキリスト教の布教が進んだ。

元龜2(1571)年に長崎にポルトガル船が来航すると、前後して町割が行われ、キリシタンや諸国からの商人らが集住し、以後長崎は貿易港として定着していく。港に面した岬の先端には教会堂が建設され、後にイエズス会本部が置かれるなど、近世から現代まで続く長崎の中心地としての礎が形成された。その後、大村純忠おむらすみただは長崎と茂木を、有馬氏も浦上をイエズス会へ寄進した。

キリスト教の布教に伴って、セミナリヨ(神学校)やコレジヨ(学院)といった日本人宣教師養成のための教育機関が各地に設置された。また、このような教育機関で教育を受けた天正遣欧使節がローマに遣された。

天正年間(1573~1592年)、大名や武将、知識人の多くがキリスト教の信者になったが、九州を平定した豊臣秀吉は伴天連追放令を発し、長崎・茂木・浦上を没収した。また、慶長元(1597)年には、京都・大坂等で捕縛したフランシスコ会宣教師6人を含む26人のキリシタンを長崎の西坂で処刑した。

文禄元(1592)年から慶長3年(1593)にかけ、豊臣秀吉は明征服を目的に朝鮮半島へ派兵し、大規模な戦闘を行った。肥前名護屋城から朝鮮半島へ渡るための兵站基地として壱岐の勝本城、対馬の清水山城が築城され、対馬の宗義智そうよしとしのほか有馬氏・大村氏・松浦氏・五島氏らが渡海した。朝鮮・明の連合軍との戦闘は秀吉が死去するまで続いた。大名たちは帰国に伴い多数の人々を捕虜として日本に連行したが、その中にいた陶工が、波佐見(大村氏領)、平戸及び三川内(松浦氏領)で窯業生産を始め、近世には主要な磁器生産地として発展した。

④ 近世

江戸幕府は、当初は前代からの禁教政策を踏襲しつつキリスト教宣教を黙認していたが、慶長19(1614)年、全国に禁教令を布告した。これ以後、幕府はキリシタンの徹底弾圧を行うとともに、16世紀以来日本と通商関係にあったポルトガル船の来航を禁止し、全国的な沿岸警備体制の確立を急いだ。寛永18(1641)年には平戸オランダ商館を当初、ポルトガルとの交易のために築かれた長崎の出島に移し、幕府による鎖国政策は完成をみた。また、中国人についても、密貿易対策を主な目的として、元禄2(1689)年に完成した唐人屋敷に宿泊させた。

幕府は長崎を天領として奉行所を設置し、長崎奉行を派遣して支配にあたるほか、福岡藩と佐賀藩に対して一年交代に長崎警備にあたるように命じた。長崎の重要性が高まりをみせるなか、

幕府や藩によって長崎と豊前小倉とを結ぶ長崎街道が整備され、多くのヒト・モノが行き交った。

文禄・慶長の役によって断絶していた日朝関係であったが、江戸幕府が成立すると国交回復の機運が高まる。朝鮮王朝との交渉には、中世から朝鮮通交が深い対馬宗氏があたり、朝鮮国王からの使者を招聘することに成功した。対馬藩は江戸時代を通じて朝鮮との貿易に従事し、将軍代替わりごとの朝鮮通信使の来日にたずさわるなど幕藩体制のなかで独自の地位を築いた。

平戸藩は、松浦党からでた松浦氏が、平戸湾を見下ろす平戸城を拠点に壱岐や宇久・小値賀など周辺地域までを支配した。江戸後期の藩主であった松浦清（静山）は『甲子夜話』を著すなど、文人大名として活躍した。また、生月の益富組など捕鯨業が盛んとなり藩の財政を潤した。

キリシタン大名であった大村氏は、その後法華宗に改宗し、大村湾をのぞむ玖島城を拠点に城下町を形成し領内支配にあたった。領内の文教政策に尽力し、藩校・五教館は多くの人材を輩出した。

島原半島では有馬氏が転封されたのち、松倉重政が入部し島原城を築城した。松倉氏の領内支配に対して領民たちが蜂起して島原城を包囲攻撃し、その後原城に立て籠もった。この島原・天草一揆は幕府軍により鎮圧されるが、近年の原城跡の発掘調査からも籠城者の大多数がキリシタンであったことが判明している。その後、島原は数度にわたって藩主家が入替るも、寛文9（1669）年以降は松平家が入部し、戸田家の統治をはさみながらも、松平家は廃藩置県まで続いた。

宇久島を拠点にしていた宇久氏は14世紀末に福江島に移り、五島氏を称する。五島氏は福江を城下町とし、五島列島の大小の島々を支配した。西欧列強の圧力が高まった幕末には、我が国最後の和式築城である福江城（石田城）を築いた。

戦国末期に龍造寺氏が肥前国領域に勢力を広げていたことから、県域には佐賀藩の飛び地として、諫早の地を領有した親類同格の諫早家が領有した諫早領、島原半島に家老神代鍋島家の神代領、長崎半島に家老深堀鍋島家の深堀領の三領が存在していた。諫早家・深堀家は、佐賀藩の長崎警備の任務を分担した。

出島や唐人屋敷が置かれたことで、長崎は江戸時代における数少ない海外との窓口となり、政治・経済・学問・文化など様々な分野の情報が集積する一大先進地となっていく。中国からは多くの人びとが長崎へ渡来し、興福寺などの唐寺や中島川に架かる眼鏡橋を架設し、また招きにに応じて渡来した隠元隆琦は黄檗禅を開き、その後、書・彫刻・絵画・建築・飲食など様々な文化に影響を与えることとなる。

オランダからは出島を通じてヨーロッパの学術・文化・技術がもたらされ、蘭学として当時の日本に大きな影響を与えた。特に貿易業務に従事した阿蘭陀通詞からは、『鎖国論』を著した志筑忠雄や蘭方医の吉雄耕牛などが輩出されている。また、オランダ商館医として長崎に来航したシーボルトは鳴滝に塾を開き、全国各地から広く門人を集めた。幕末の長崎には洋式海軍創設のための人材育成を行う海軍伝習所、西洋医学を学ぶための医学伝習所、英語通詞養成のための語学伝習所などが設置され、維新後の日本を支える多くの人材を輩出した。

また、この時代には、幕府によるキリシタン禁制政策が続くなか、独自の信仰組織を形成し、キリスト教由来の儀礼や行事をとりおこなうことで信仰を守った潜伏キリシタンが存在した。18世紀後半、大村藩領の外海地域（長崎市）の人口が増加したことなどから、五島藩への移住が進められたが、その中にはこの潜伏キリシタンも含まれており、離島部においてキリシタン集落が形成されることとなった。

19世紀になると西洋列強の圧力が日本にも及ぶようになり、ロシア使節レザノフの来航やイギリス軍艦フェートン号の長崎港侵入事件が相次いで起こる。長崎港周辺には、正保4（1647）年のポルトガル船来航を契機に、承応4（1655）年に平戸藩により7箇所の台場（古台場）が設置されていたが、幕府は更なる海防強化を余儀なくされ、文化年間に5箇所の新台場、4箇所の増台場を築いた。更に、嘉永年間（1848～1854）に佐賀藩は長崎の伊王島や神ノ島への新規台場の建設を進めた。

⑤ 幕末～近代・現代

19世紀に入ると、開国を迫る欧米列強の圧力が強まり、安政元（1854）年にアメリカ、イギリス、ロシアと和親条約を締結、更に安政5（1858）年にはアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランス5カ国と相次いで修好通商条約を締結した。これにより長崎のほか横浜、函館が開港し、長崎では各国の領事館が設置されるとともに、東山手から南山手一帯に外国人居留地が設置され、洋風建築が建ち並んだ。

元治2（1865）年、在留外国人のために建設された大浦天主堂で、浦上の潜伏キリシタンが神父に対して信仰告白を行った、いわゆる「信徒発見」が起こると、長崎周辺や五島、平戸など、各地で潜伏キリシタンのカトリックへの復帰が進んだ。江戸幕府や明治政府は、キリシタン禁制を盾に弾圧を強化したが、欧米列強の批判を浴び、明治6（1873）年に明治政府はキリシタン禁制の高札を撤去した。

海防体制強化の課題解決に向けて、海軍養成と軍艦保有を目指した幕府は、安政2（1855）年に長崎に海軍伝習所を開設するとともに、文久元（1861）年に長崎製鉄所を建設した。長崎製鉄所は、明治維新後に官営となり長崎造船所と改称されたが、明治20（1887）年には政府から払い下げを受けて三菱による民間経営となり、以後施設の拡張・整備が続けられ、日露戦争前後には東洋一の造船所に発展した。また、外国船の燃料需要の高まりを受けて、長崎港周辺の炭鉱開発が進み、明治2（1869）年の高島北溪井坑たかしまほっけいせいこうの出炭を皮切りに、端島や中ノ島などの島嶼部とうしょぶでも炭鉱開発が進められ、明治中期には日本を代表する炭鉱へと発展した。このほか、明治24（1891）年に採掘を開始した松浦炭坑、明治40（1907）年に採掘の始まった崎戸炭坑など、県内各地で炭鉱開発が進み、近代化を支えた。

本県の近代化は、外国人居留地が建設された長崎市と、鎮守府が設置された佐世保市の2つの都市により進められた。長崎市では、明治中期以降、3次に亘る港湾整備に伴う大規模な埋立工事により、都市の骨格が形成された。また、橋梁群の架橋や路面電車の運行（大正4（1915）年）、日華連絡船就航（大正12（1923）年）、日見トンネルの開通（大正15（1926）年）など、交通体系が整備された。明治中期以降は、都市の拡大と人口増加に対応した飲料水確保が課題となり、明治24（1891）年には本河内貯水池ほんごうちを始めとする水道施設を整備した。一方、佐世保市では、明治22（1889）年の佐世保鎮守府の設置を契機に、海面埋立を進めつつ、海軍造船廠・海軍工廠かいぐんぞうせんしょう かいぐんこうしょうの整備（明治36（1903）年）、立神係船池たてがみけいせんちの整備（大正5（1916）年）等により、海軍基地の骨格が形成された。更に、明治22（1889）年の佐世保軍水道整備、明治39（1906）年の海軍橋架橋など、インフラ整備も進み、人口も大幅に増加した。

対馬、壱岐では、日清・日露戦争と前後して、対馬海峡の防衛対策として要塞化が進んだ。対馬では、明治20（1887）年に浅茅湾あそうわん4箇所の砲台整備、明治29（1896）年に竹敷海軍要港部の設置、明治31（1898）年に13箇所の堡塁ほるい整備、明治33（1900）年に万関運河開削まんぜきと、短期間で軍

事施設を整備した。また、日露戦争後には浅茅湾周辺の砲台を廃止し、豊砲台など島の南北に砲台を設置した。壱岐では日露戦争後に砲台の建設が進んだ。中でも昭和 8（1933）年に完成した黒崎砲台には巡洋戦艦赤城の主砲 2 門が据えられ、対馬の豊砲台や豆鞆砲台と並んで当時最大のものであった。

昭和 4（1929）年の世界恐慌により深刻な不況にあえぐ日本は、大陸進出を唱える軍部の発言が強まり、満州事変を契機に戦争へと突入していく。昭和 16（1941）年には佐世保海軍工廠川棚分工場が開設され、昭和 18（1943）年には川棚海軍工廠として独立した。大村海軍航空隊は大正 12（1923）年に開設されていたが、昭和 16（1941）年には佐世保海軍工廠飛行機部と佐世保海軍軍需部大村補給工場が統合して、第 21 海軍航空廠が設置され、飛行機やエンジンの製作、修理等を担当した。また、三菱長崎造船所での戦艦武蔵の建造に代表されるように、造船業を中心に県内の軍需産業が活況を呈した。

昭和 20（1945）年に入ると本県でも空襲が激しくなり、6 月には佐世保中心街が空襲により焦土と化した。8 月 9 日午前 11 時 2 分、長崎市に投下された原子爆弾により、爆心地近くの長崎医科大学（現在の長崎大学医学部）、浦上天主堂、城山国民学校など広範囲の建物が崩壊し、死者 7 万人以上、負傷者 7 万人以上に及ぶ未曾有の被害を受けた。6 日後の 8 月 15 日、日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏し、終戦を迎えることになる。

戦後は、佐世保鎮守府の解体等の戦後処理とともに、復興が図られることになる。特に昭和 25（1950）年に始まる朝鮮戦争を契機として佐世保に米軍基地が整備され、三菱造船所や佐世保重工業、大島造船所をはじめとして造船業が活況となった。また、製鉄用原料炭を産出した北松炭坑も好況となった。造船業は、その後も石油需要の増大による大型タンカーの建造ブームに乗って設備の大型化が進み、昭和 40（1965）年以降 12 年にわたって進水量世界一となり、本県経済の戦後の発展を支えた。更に、自動車の普及に合わせて、昭和 30（1955）年に架橋された西海橋をはじめ、県内のインフラ整備が飛躍的に進み、平成 2（1990）年には長崎自動車道が全線開通し、人々の往来や物流が活発になった。

一方、被爆により甚大な被害を受けた長崎市では、昭和 24（1949）年に長崎国際文化都市建設法の適用を受け、爆心地を中心としたエリアを都市公園として昭和 26（1951）年から整備を開始した。現在は「祈りのゾーン」「学びのゾーン」「願いのゾーン」からなる平和公園として整備され、被爆の実相を伝えるとともに、世界平和を願う場となっている。

（４）長崎県の風土と歴史文化の特徴

本県における風土及び歴史文化の特徴は、自然的・歴史的な背景を踏まえ、以下の 8 点にまとめることができる。

① 大陸に近く暖流の影響を受けた自然環境

本県は日本列島の西端に位置し、壱岐・対馬を介して朝鮮半島と、五島列島を介して中国大陸と接する環境にあり、対馬ではツシマヤマネコやツシマテン、ヒトツバタゴといった大陸系の動植物が分布している。また、対馬海流が本県の西海岸を北上することから、五島列島を中心に、ヘゴ、リュウビンタイ、アコウ、ビロウなどの南方系植物が分布し、ブリやサバ、イワシなどの回遊魚も豊富である。地形は、島嶼部や半島が多く、海岸線が複雑に入り組んでおり、大規模河川や平地に乏しいことから、大規模な水田経営が少ない。

これらの自然的・地理的環境は、本県の歴史的展開を理解するうえで重要な基盤をなしている。

②人と火山の共生がみられる地域

島原半島は、活火山である雲仙火山を中心に、温泉や湧水などの火山の恵みを生かした生活・生業や時期の異なる噴火災害の痕跡を見ることができる地域である。

寛政4（1792）年に大地震によって山体崩壊を引き起こした眉山^{まゆやま}や、崩落した土砂が形成した流れ山は、現在でも市街地や有明海で確認できるほか、この際に湧水により形成された白土湖には、湖畔にコメや野菜を洗うための洗い場が設置されるほか、周辺に酒造所が軒を構えるなど、現在でも生活用水の一部として利用されている。

また、平成4（1991）年から5年間続いた溶岩の噴出によって成長した平成新山は、溶岩ドームの形成と火砕流を繰り返し、多くの被害をもたらした。現在、仁田峠から間近に見ることができる。

③大陸との濃密な交流史

朝鮮半島と九州の間に飛び石状に並ぶ対馬・壱岐では、古くから大陸との交流が行われたことが分かっており、壱岐の原の辻遺跡は、「魏志倭人伝」に記された「一支国」の王都とされ、弥生時代における日韓交流の拠点であった。また、古墳時代には大和政権の大陸進出への足掛かりとして、壱岐・対馬に大型古墳が集中して築造され、古代には、中国に派遣された遣唐使が、新羅との緊張関係から南路航路をとるようになると、最終寄港地として五島の三井楽が知られることとなった。

中世には、遣明船の寄港地として平戸の的山大島や五島の奈留が重要な拠点となった。14世紀後半の倭寇による海賊行為は、朝鮮王朝の懐柔策により鎮静化し、室町時代以降、朝鮮王朝との通交関係は、次第に対馬宗氏が独占することになる。16世紀半ば以降、中国海商が五島や平戸を根拠地として私貿易を行うと、このルートに乗ってポルトガル船が来航するようになった。

江戸時代には、平戸にオランダ商館、イギリス商館が設置されたが、幕府の鎖国政策によりオランダ商館を長崎出島に移し、唐人屋敷とともに海外貿易の拠点となった。その後、幕末に欧米列強の圧力を受けて開国すると、長崎には領事館や外国人居留地が設置された。

一方、本県は大陸との交流の拠点となるだけでなく、国防の役割も果たしてきた。奈良時代に新羅・唐の連合軍に白村江の戦いで敗れると、国防の最前線として対馬に金田城が築城された。鎌倉時代に2回にわたり元軍が襲来すると、対馬、壱岐は激戦地となり、松浦市の鷹島では、暴風で沈んだ元軍の軍船などが見つかっている。16世紀末に豊臣秀吉が朝鮮半島への派兵を企図すると、兵站基地として壱岐の勝本城、対馬の清水山城が築かれた。近世に入り、海外との貿易の窓口が長崎出島に限定されると、長崎港の防衛のために砲台を備えた台場が整備された。また、明治時代には佐世保に鎮守府が設置され、日清・日露戦争と前後して、海防体制強化のため対馬の要塞化が進んだ。

このように、本県では様々な時代を通じて、大陸との交流の拠点や国防の拠点としての役割を果たしてきたことから、これらに関連する遺跡や美術工芸品が数多く残されている。

④各地に根付くキリシタン文化

天文19（1550）年にフランシスコ・ザビエルが平戸でキリスト教の布教活動を行うと、ポルトガル船の来航を契機として横瀬浦、福田浦、口之津、長崎に相次いで宣教師が入り、キリスト教の布教が進んだ。長崎にはイエズス会本部が置かれたほか、キリシタンの増加に伴って各地に教

会堂が建設され、セミナリヨ（神学校）やコレジヨ（学院）といった日本人宣教師養成の教育機関も設置された。

江戸時代に入り、寛永 18（1614）年に幕府が禁教令を布告すると、徹底したキリシタン弾圧が行われ、多くは改宗を強いられた。表立って信仰を維持できなくなったキリシタンは、神道や仏教などの在来宗教の信者を装い信仰を維持した。また、18 世紀末には、開拓民として長崎の外海から五島への移住が図られたが、この中には潜伏キリシタンが数多く含まれていた。

開国後の元治 2（1865）年、在留外国人のために建てられた大浦天主堂で、潜伏キリシタンが信仰告白を行うと、長崎周辺や五島、平戸など、各地で潜伏キリシタンがカトリックに復帰した。江戸幕府や明治政府は、当初弾圧を強化したが、欧米列強の圧力により明治 6（1873）年にキリシタン禁制の高札を撤去した。これ以降、カトリックに復帰した集落ごとに教会堂が建設されることとなった。

本県では、このような歴史を反映した 17 世紀初頭のキリシタン墓碑や、禁教政策に関する藩政資料、潜伏期の耕作地や集落形態をとどめた集落、明治時代以降の木造や煉瓦造、石造の教会堂などが数多く残されている。

⑤近世から続く磁器の一大生産拠点

16 世紀末に豊臣秀吉の命で朝鮮半島へ出兵した九州の大名は、帰国に際して多数の捕虜を連行したが、この中に含まれていた陶工が、大村領や平戸領で窯業を始めた。当初は陶器の生産を行っていたが、17 世紀前半に良質の陶石が発見されると、波佐見や三川内^{はさみ みかわち}で本格的な磁器の生産を開始した。17 世紀後半には海外輸出向けの青磁や染付の生産を行ったが、18 世紀以降は国内向けの生産に転換し、波佐見は大村藩、三川内は平戸藩の御用窯として、それぞれ管理・保護された。

三川内では、将軍への献上品など、最高級品が生産され、透かし彫りや、卵殻手と呼ばれる薄づくりの製品など、技巧性の高い技法が発展した。一方、波佐見では巨大な登り窯での大量生産技術を生み出し、安価な磁器が日本各地の都市から農村まで普及した。

三川内や波佐見では、現在でも江戸時代の登り窯跡を確認できるほか、製造技術や加飾技術に地域性のある伝統的な技法が継承されている。

⑥長崎街道と宿場町

長崎街道は、江戸時代に整備された脇街道の一つで、長崎・小倉間約 228 km を結ぶ街道である。長崎から佐賀、大村、対馬、福岡、小倉と 5 つの藩の領地を通るルートで、沿線には 25 の宿場町が形成された。長崎街道は、商人や旅人のほか、長崎警護に向かう佐賀藩・福岡藩の武士、江戸参府に赴くオランダ商館長、海外の情報や技術を求めた知識人など、様々な人々の往来で賑わい、出島を窓口として海外から招来された織物や書籍、動物等を日本各地へ運ぶ大動脈であった。

本県では、峠などに当時の街道がそのまま残されており、沿線には神社仏閣や一里塚など、当時の面影を残す文化財が多く残っている。また、カステラや丸ぼうろなど、宿場町を中心に西洋や中国に起源をもつ多彩な菓子が作られ、中でも砂糖をふんだんに使った菓子が多いことは、この街道沿線の特徴づけるものといえる。

⑦地勢を反映した独特の生活生業が残る集落

本県は、平地が少なく丘陵性地形が卓越することから、段畑におけるサツマイモを主体とした畑作や、小規模な棚田が営まれてきた。変成岩地帯である西彼杵半島では、中世には滑石製石鍋の生産を行っており、近世以降の農村集落でも、段々畑の石垣や石築地、石塀、石壁のほか、倉庫や母屋の壁面に、節理の発達した結晶片岩の石積を見ることができる。また、砂岩の卓越した五島の頭ヶ島では、明治時代以降石材業が発展し、集落内の小路や建物の腰板石として利用された。

一方、北西の季節風が強く、台風による被害を受けやすい地理的条件にあることから、島嶼部を中心に集落を囲む防風林がつけられた。集落周辺の自然林に多く自生するヤブツバキは、種から油を搾るほか、工芸用、細工用の木材や木炭など、多様な用途に利用されてきた。

沿岸部では、入り組んだ海岸線の奥に漁村集落が存在するが、近世以降、捕鯨の発展や海上交通の発達により、これらの中から島嶼間や近隣諸国との流通・往来の拠点となる集落が形成された。

このように、島嶼部や半島を中心に、地形、地質、気象条件などの特徴を巧みに活かした特徴的な生活・生業が営まれ、緩やかな変容を遂げつつ、集落景観として現在まで維持されている。

⑧造船業や海軍の拠点として近代化を遂げた都市

本県の近代化は、長崎市と佐世保市の2つの港湾都市により進められたが、近代化の経緯はそれぞれ異なる。長崎市は、幕末の開国による居留地の設置と、長崎製鉄所の設置を端緒とする造船業の発展が、近代化の契機となった。外国船が停泊できるよう、大規模な埋立により港湾整備を進めるとともに、外国船の燃料需要に合わせて、端島炭坑をはじめとする長崎港周辺の炭鉱開発を行った。また、人口増加に伴って、明治中期以降水道施設が整備され、大正時代には橋梁群の架橋やトンネル掘削等により、交通体系が整備された。

佐世保市は、鎮守府の設置を契機に軍港として整備されたことで、明治中期以降、急激な近代化を遂げた。海面の埋立により海軍工廠や係船池など、海軍基地の骨格を整備するとともに、佐世保軍水道の整備や海軍橋架橋などインフラも整備され、人口も大幅に増加した。

長崎市、佐世保市では、明治以降の造船施設や軍事施設、炭鉱施設をはじめ、水道施設や橋梁、道路など、都市の近代化とそれを支えた産業を物語る遺構が数多く残されている。

2. 文化財を取り巻く近年の動向

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成22(2010)年の1億2806万人をピークとして本格的な人口減少社会に突入している。また、総人口に占める高齢者の割合は、今後更に上昇し、令和7(2025)年には30%まで上昇することが見込まれる。

本県においては、1960年の176万人をピークにそれ以降減少を続け、現在の人口は約132万1千人であるが、令和42(2060)年には78万5千人まで減少することが見込まれている。また14歳以下の子ども(年少人口)が現在の16万6千人から令和7(2025)年には15万2千人に減少することが予測される一方で、高齢者数は右肩上がりが増え続けて、現在43万6千人の高齢人口は、令和7(2025)年には44万2千人でピークを迎え、令和22(2040)年には県民の約4割が65歳以上の高齢者になることが予測されており、全国に先んじて少子高齢化が進行する可能

性が高い。

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域活力の低下が危惧されているが、文化財保護への影響も大きい。文化財の維持管理は原則的に所有者に委ねられているが、今後所有者等が自立的に維持管理を行うことが困難になる事例の増加が予想される。また、これまで地域で継承されてきた伝統芸能や無形文化財の担い手が不在となることにより、将来的に衰退や消滅することも懸念される。

長崎県の総人口の推移・将来統計



長崎県長期人口ビジョン（令和元年度改訂版）より抜粋

（２）観光・地域振興分野における文化財の注目度の高まり

本県では、平成 18（2006）年に「観光振興条例」を制定するとともに「長崎県観光振興基本計画」を策定し、地域の歴史、文化、自然、景観、食などを活用して国内外からの観光客誘致に取り組んでいる。県の観光動向調査によると、平成 30（2018）年の本県の延べ宿泊者数は、平成 29（2017）年から 19 万人増の 836 万人（対前年比+2.3%）となった。日帰り客は、クルーズ客船の乗客乗員数が増加したものの、夏場の猛暑の影響により屋外型観光施設の入場者数が減少したことなどから、1.5 万人増の 2,048 万人（対前年比+0.1%）と微増にとどまった。一方、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産（県内）への来訪者数は、登録前後の年間比で約 1.5 倍の増となっている。このように本県の歴史文化を特徴づける様々な文化財は、保存への影響を十分配慮しながら適切に活用されれば、本県の魅力を強調する有力な素材として、誘客や交流人口の拡大につなげることができる。

また、豊かな自然や環境、歴史文化等は本県の大きな魅力の一つであり、観光振興のみならずふるさと教育による若者の地元定着の促進、UI ターン希望者の増加、離島の振興など地域振興にも寄与することが期待されている。

(3) 自然災害の増加、危機管理の要請

平成 28 (2016) 年熊本地震、平成 29 (2017) 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨 (西日本豪雨) など、近年の度重なる台風等による暴風雨や地震などの大規模災害は、人的、物的な被害に留まらず、所在の文化財にとっても大きな被害をもたらし、未だ復旧再建の途上にある。また平成 31 (2019) 年 4 月のパリ・ノートルダム大聖堂や令和元 (2019) 年 10 月の沖縄首里城の火災による焼失は記憶に新しい。

文化財は一度壊れたり焼失したりすれば価値が損なわれてしまうため、平時から災害の発生に備えて、文化財の種類や性質に応じた防災、減災対策の推進が求められる。また、非常災害に直面した際には、速やかに避難や応急の措置が講じることができるよう連絡体制やネットワークを構築しておくことが不可欠である。離島やへき地などが多い本県の場合は、特にその対策は急務であり、かけがえのない地域の文化財を不意の災害の発生で失うことがないように、日頃から防災や減災のための意識の醸成が必要である。

また、文化財の活用や価値の発信は、観光客の増加や経済効果、人的交流を生み出す一方で、文化財の損傷や失火のリスクを高める可能性がある。加えて、放火・盗難・故意による破壊といった犯罪による滅失・毀損を防がなければならない。そのため、活用の施策と表裏一体で防災・防犯機能の整備等の対策を推進していく必要がある。

(4) 持続可能な開発目標への取組

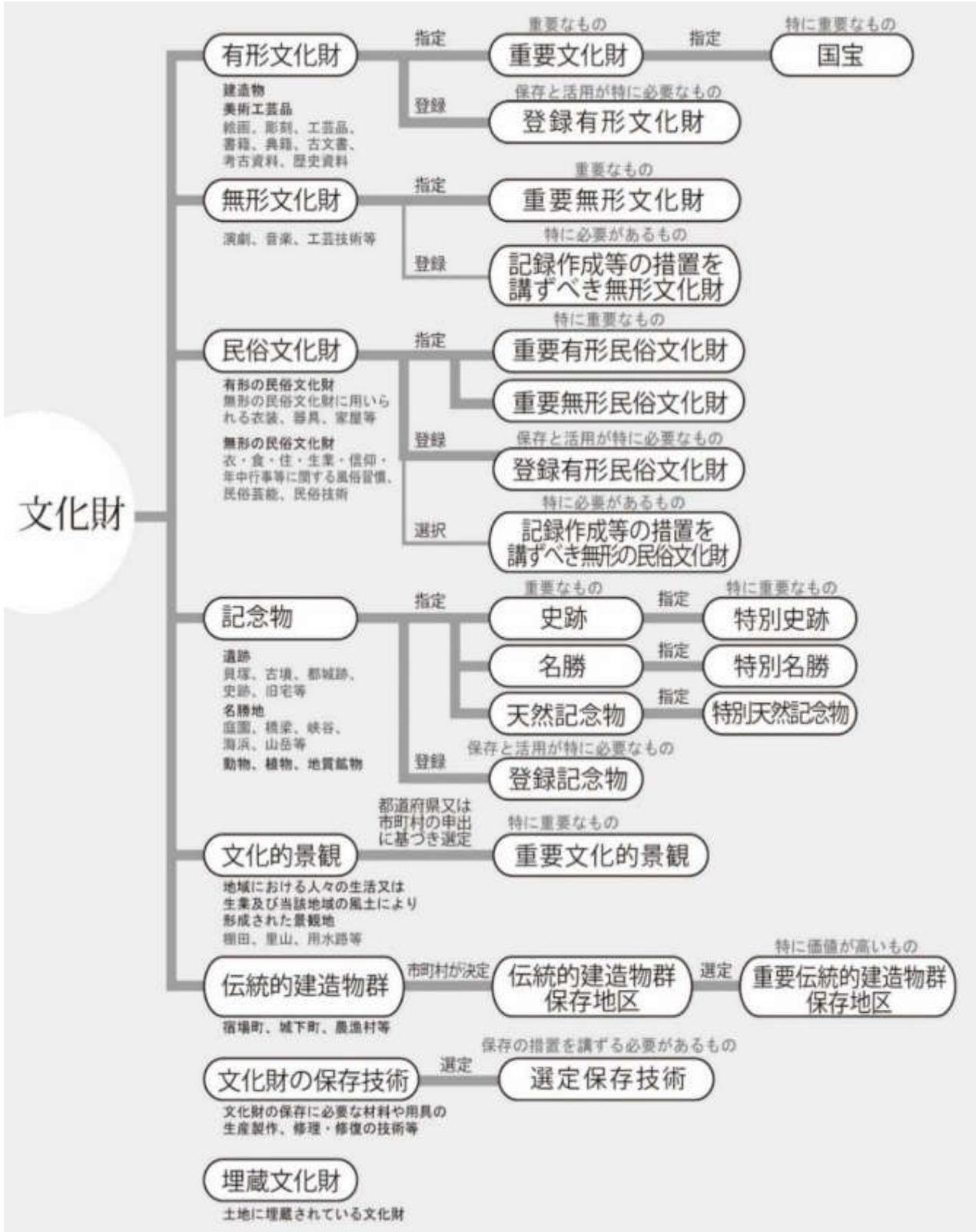
^{エス・ディー・エス}SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標である。SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指している。

SDGs の中では、ゴール 11「持続可能な都市：包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ために、ターゲット 11.4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」こととし、世界遺産の保存・活用を通じて持続可能な世界の実現につなげていくことが期待されている。

その他、文化政策の観点からユネスコが貢献する諸問題の解決に向けて、文化財は様々な側面から注目されており、国際社会の調和と発展に貢献できる地域の財産として位置づけられている。

3. 長崎県の文化財

文化財の体系図



文化庁 HP「文化財の体系図」を基に作成

長崎県の国・県・市町指定等文化財の件数

国指定等文化財の数	294 件 (R3. 1. 1 現在)
・有形文化財	71 件 (建造物 37 [うち国宝 3]、美術工芸品 34)
・無形文化財	0 件
・民俗文化財	7 件 (うち無形 7、有形 0)
・史跡	32 件 (うち特別史跡 2)
・名勝	7 件 (うち特別名勝 1)
・天然記念物	35 件
・重要文化的景観	7 件
・重要伝統的建造物群保存地区	4 件
・登録文化財	131 件 (うち建造物 127、美術工芸品 1、記念物 3)
県指定文化財の数	386 件 (R3. 1. 1 現在)
・有形文化財	152 件 (うち建造物 32、美術工芸品 120)
・無形文化財	3 件
・民俗文化財	32 件 (うち無形 22、有形 10)
・史跡	93 件
・名勝	1 件
・天然記念物	105 件
重要美術品	4 件

市町指定文化財の数	1, 179 件 (R2. 5. 1 現在)
・有形文化財	486 件 (うち建造物 96、美術工芸品 390)
・無形文化財	14 件
・民俗文化財	211 件 (うち無形 81、有形 130)
・史跡	323 件
・名勝	7 件
・天然記念物	138 件

(※赤字：国指定・選定文化財、青字：県指定文化財、緑字：国登録文化財)

(1) 長崎県の文化財の特徴

① 有形文化財 (建造物)

国指定重要文化財 (建造物) には、国際交流の歴史に基づく建造物が多く、地域特有の歴史や文化の特徴を現した寺院、社殿、教会堂、和風・唐風建築、洋風建築、土木構造物など多種多様の文化財建造物が残っている。

長崎市にある興福寺・崇福寺・聖福寺など、江戸時代初期に中国から渡来した隠元禪師を開祖とする黄檗宗の寺院の建造物が重要文化財に指定されている。このうち崇福寺の大雄宝殿・第一峰門は、中国で部材を切り組み、唐船で運ばれたもので、国宝に指定されている。また、興福寺の僧黙子如定によって架けられたと伝えられる眼鏡橋 (長崎市) は、我が国最古級のアーチ形の石橋で重要文化財に指定されている。

安政6 (1859) 年長崎が横浜、函館と共に開港されると、旧市街地の南郊に位置する大浦・東山手・南山手一帯 (長崎市) には外国人居留地が造成され、国際貿易都市として繁栄した。

特に**旧グラバー住宅**（長崎市）のように長崎市に残る洋館には、幕末から明治初期に日本人技術者によって建てられた木造洋風建築ないし、木造擬洋風建築として建設されており、特徴となっている。明治32（1899）年に居留地が廃止され、120余年経過した今日においても、幕末から明治にかけて建てられた建造物と居留地時代の石畳・側溝・石垣・樹木が一体となって歴史的な風致をとどめている。

更に、我が国で現存する最古のキリスト教会堂で、国宝である**大浦天主堂**（長崎市）をはじめ、離島部には**江上天主堂**（五島市）や**頭ヶ島天主堂**（新上五島町）など、地域に密着した特徴的なカトリック教会堂が現存している。

江戸時代末期から第二次世界大戦終了時までの近代化遺産といわれる建造物としては、**旧香港上海銀行長崎支店**や**旧長崎英国領事館**（いずれも長崎市）などの官公庁や銀行などにおける様式主義的建築がある。また、早期の鉄筋コンクリート造建築として、**旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設**（佐世保市）や、水道施設などの土木構造物として、**本河内水源地水道施設**（長崎市）が残されている。

戦後土木施設の架設橋梁として、我が国初の重要文化財に指定された**西海橋**（佐世保市・西海市）は、設計、製作、施工のすべての面において卓越した技術が駆使された、我が国初の海峡横断橋であり、その後世界最大級の規模を実現する戦後長大橋の出発点といえる。その他、地理的あるいは歴史的な特性などにもとづく目立った建造物が数多く確認できる。とりわけ近代にあつては、建造物としての質の高さだけでなく希少性に富むものが多い。

登録有形文化財（建造物）には、**小早川家住宅主屋**（島原市）をはじめ、城下町を中心に武家屋敷や商人の町屋などの歴史的景観に寄与しているものが登録されている。また、江戸時代中期から明治初期にかけて、西海屈指の鯨組であった益富組の本拠地として栄えた集落にある**益富家住宅主屋**（平戸市）、波佐見焼の卸問屋で明治期の典型的な商家建築である**中尾山うつわ処**（波佐見町）などがある。

このほか鉄筋コンクリート二階建てで、左右対称の外観、幾何学的な装飾などが特徴である**佐世保市民ホール（旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館）**（佐世保市）、音響に優れた大型木造洋館が特徴である**旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂**（波佐見町）などの歴史的景観に寄与しているものが登録されている。更に周囲の山々や川と調和して優美な風景をつくり出している**吉井川橋梁・吉田橋梁・福井川橋梁**（いずれも佐世保市）、日本で自動車交通手段として使われ始めたころの本格的なトンネルである**日見トンネル**（長崎市）がある。

このように登録有形文化財（建造物）には、住宅や店舗、社殿や堂宇、橋、トンネル、ダム、石垣や煙突、重機など幅広い建造物などが登録されている。また、これらの他にも歴史的価値がある建造物や近現代建造物などについて未指定のものも多く、登録に向けた現況調査を実施し、保存や活用を目指していくことが望ましい。これからも、登録文化財制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりの資産として積極的に活用されることが期待される。

これらの建造物は、これまでの災害による復旧や老朽化に伴う修理などにおいても、関係者の手によりその価値を損なうことなく、適切に維持されてきた。しかしながら近年の激甚化した災害に対応するためには、更なる耐震・耐風性能の確保が必要であり、文化財建造物の構造的な特性に応じた耐震診断と文化財建造物の価値を損なわない耐震補強工事・耐風対策が急務である。また、防災設備についても古い設備は必要に応じて更新し、維持管理体制の実情に応じた防災設備計画と定期的な訓練が必要であるほか、文化財建造物の周辺環境の保全に努め、文化財建造物

の保存・活用を図っていくことが求められる。

また、近代の文化財建造物の主な構成材料（煉瓦、鉄、鉄筋コンクリート）についても、日本の伝統的な材料（土、石材、木材）と同様、修復技術の研究が必要である。これまで大切に保存・活用されてきた文化財建造物を後世に受け継ぐためにも、個々の文化財建造物についての保存活用計画を策定し、日常的なメンテナンス、計画的な修理、耐震補強等の保存管理を適切に行う必要がある。また、これまでに台風等による強風を原因とした被害も生じていることから耐風対策もあわせて実施することが望ましい。

修理・修復については、地元業者への技術・技能の継承が重要である。そのためにも修理工事現場の公開による地元業者の技術者・技能者の研修の場としての活用やヘリテージマネージャーとの連携の推進など、歴史的建造物を含めた文化財建造物と地域をつなぐ取組を各市町と一緒にやって取り組んでいくことが求められている。



崇福寺 第一峰門（長崎市）



旧グラバー住宅（長崎市）



旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設（佐世保市）



西海橋（佐世保市・西海市）



旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂（波佐見町）

② 有形文化財（美術工芸品）

国指定重要文化財の絵画である**紙本著色泰西王侯図六曲屏風**（長崎市）は、16世紀に長崎を中心に広まったキリスト教とともに、ヨーロッパの画法が取り入れられた絵画作品である。そのほか、近世中期に長崎で活躍した画家・熊斐の**絹本著色鯉魚跳龍門図**（長崎市）は、長崎へ渡来した清人で花鳥画を得意とした沈南蘋の画風を継承し、18世紀の日本画壇に革新をもたらした長崎派を代表する作品として評価されている。県指定絵画には、**長崎日蘭貿易絵巻**や**長崎日清貿易絵巻**（いずれも平戸市）など、中国・オランダなど海外との貿易で繁栄を築いた近世長崎の様子を描いたものがある。一方、黄檗文化の伝来とともに明末清初の最新の中国文化が長崎に伝えられた。なかでも福建省出身の画人である呉彬の**絹本著色仏涅槃図**や**聖福寺の涅槃図**、**春徳寺の涅槃図**（いずれも長崎市）は、黄檗文化や日中交流の様子を物語るものである。

国指定重要文化財の彫刻はいずれも仏像で、飛鳥時代の作である**銅造如来立像**（五島市）のほか、**銅造如来立像**（新上五島町）や**銅造如来坐像**（対馬市）のように、朝鮮半島から日本へもたらされた金銅仏が指定されていることも特徴である。県指定有形文化財の彫刻も仏像が圧倒的な割合を占め、**円光寺の木造不動三尊像**（壱岐市）や**法清寺観音堂の木造千手観音立像**（対馬市）など平安時代木彫仏の優品や、仏像背面に永正10（1513）年の銘文をもつ**大雄寺の十一面観世音菩薩坐像**（諫早市）がある。また、県指定でも朝鮮半島で制作された金銅仏が多く、壱岐市・対馬市を中心に平戸市・松浦市など県北地域に分布している。

国指定重要文化財の工芸品には、亀岡神社の**鍔頭大刀** **無銘拵付**や大友宗麟から松浦鎮信に贈られたと伝えられる**紺糸威肩白赤胴丸** **兜・大袖付**（いずれも平戸市）は、平戸松浦家との関係が深い文化財である。県指定工芸品には、**梵鐘**や**鰐口**などの仏教具が多い。中世に流行した円形板に浮き彫りした仏像を留めた懸仏は、**田平熊野神社の懸仏**（平戸市）など神社の奉納品として伝世している。

国指定重要文化財の書跡・典籍には、高麗王朝の国家事業として制作された版木から印出された経典（版経）で、11世紀の版木で印行されたことから**初雕版**といわれ、国内外にも遺例が少ない**高麗版大般若経**が壱岐市・対馬市に所在する。そのほか、慶長12（1607）年に長崎で刊行された、いわゆるキリシタン版といわれる**珠冠のまぬある**（長崎市）がある。県指定では、中国・元版の**西福寺の元版大般若経**、**東泉寺の五部大乘経**（いずれも対馬市）が指定されている。

国指定重要文化財の古文書である**朝鮮国告身**（対馬市）は朝鮮王朝が発給した辞令書であり、倭寇の被害に苦慮していた朝鮮王朝による倭寇対策の一つを示す文化財である。**小田家文書**（対馬市）は、中世対馬における網による漁業や製塩など海民の様相を伝えるとともに高麗との交易関係を示し貴重である。県指定の**肥前島原松平文庫**（島原市）は、島原藩主・松平忠房が収集した古典籍群であり、国文学研究における資料として広く知られている。

国指定重要文化財の考古資料については、県内各地での発掘調査の進展に伴って、1990年代以降相次いで指定されている。**長崎県泉福寺洞窟出土品**（佐世保市）は、我が国最古段階の土器である**豆粒文土器**など、旧石器時代から縄文時代早期にかけての出土遺物である。また、弥生時代の遺跡で県を代表する特別史跡**原の辻遺跡**の発掘調査の成果として**長崎県原の辻遺跡出土品**（壱岐市）が指定されている。県指定の考古資料には、弥生時代の農耕の実相を明らかにした**里田原遺跡出土の木製品**（平戸市）や、島原半島の弥生時代の首長墓地からの出土品である**景華園遺跡出土の一括遺物122点**（島原市）などがある。

国指定重要文化財の歴史資料には、海外との交流や近代的技術を取り入れた先進性を示す文物

が指定されている。ドイツ人医師・シーボルト関連の資料である**シーボルト関係資料**（長崎市）や、長崎歴史文化博物館が保管する**長崎奉行所関係資料**（長崎市）や対馬歴史研究センターで調査研究を進めている**対馬宗家関係資料**（対馬市）など、海外交流とも関係の深い近世の古文書群もある。また、平成8年に新設された指定基準である「科学技術」の最初の指定として安政4（1857）年に幕府がオランダから購入した工作機器の**豎削盤**（長崎市）がある。県指定の歴史資料には、松浦市鷹島の海岸で住民が発見したという**鷹島の管軍総把印**（松浦市）がある。そのほか、平戸藩の松浦静山が執筆した**甲子夜話（副本・写本）**や**地球儀・天球儀（1対）**（いずれも平戸市）など、平戸松浦家に伝来する多様な資料が指定されている。

登録有形文化財（美術工芸品）は、文久2（1862）年に来日したオランダ人医師アントニウス・ボードインが日本滞在中に収集・撮影した写真コレクションである**ボードイン収集紙焼付写真528点**がある。

指定文化財のなかには仏像や仏具など信仰の対象となっているものがある。近年の少子高齢化・過疎化の影響を受けて、地域住民による神社仏閣等の維持そのものが難しくなっていくなか、指定文化財の維持管理や修復などにも困難が生じている。加えて、県内では過去に美術工芸品の盗難事件が発生しており、所有者である個人や法人による防犯対策の強化も求められる。地域の美術館・博物館等の保存施設に寄託するなど、行政機関と連携をとりながら、美術工芸品を安全かつ安定的に、後世へ伝承していくための総合的な取組が必要である。



紙本著色泰西王侯図六曲屏風（長崎市）



長崎日蘭貿易絵巻（平戸市）



対馬宗家関係資料 (対馬市)



長崎県原の辻遺跡出土品 (壱岐市)



銅造如来坐像 (対馬市)

③ 無形文化財

本県において国の重要無形文化財についての指定はない。県指定無形文化財の^{みんしんがく}長崎の明清楽（保持団体：長崎市明清楽保存会）は明朝・清朝の音楽という意味で、明朝の音楽は明治初期に廃れ、今では清朝の音楽のみを伝承する。^{ながさきししゅう}長崎刺繍（保持者：嘉瀬照太）は、江戸時代に長崎に居住した中国人によって伝えられた刺繍技術が定着したものといわれ、長崎くんちの衣装や傘鉾などにも使用されている。いずれも近世から中国との交流をもつ長崎における異文化受容のあり方を今に伝えるものとして貴重である。^{みかわちやき}^{そめつけぎじゆつ}三川内焼 染付技術（保持者：中里勝歳）は、三川内焼（佐世保市）の染付技術のうち、代表的な図柄である松樹の下に遊ぶ唐子をモチーフにした唐子文様が伝統的な手書きの筆致を継承したものとして評価されている。

無形文化財については、技術の習得に長い時間を要することから、後継者の育成が必要である。また、新たな指定対象を把握するための取組が求められる。



長崎刺繍（保持者：嘉瀬照太）



三川内焼 染付技術（保持者：中里勝歳）

④ 民俗文化財

国指定重要無形民俗文化財には、10月の諏訪神社秋の大祭（くんち）で奉納される**長崎くんちの奉納踊**（長崎市）があり、全国的にも知名度が高く多くの観光客を集めている。各踊町は傘鉾を先頭に社前で奉納踊を奉納し、**龍踊**（長崎市）や唐人船など多彩な奉納踊は、長崎独特の文化的伝統を今に伝えている。

神前に奉納する舞楽である神楽は平安時代に起源が求められる。長崎県内においては**平戸神楽**（平戸市）、**壱岐神楽**（壱岐市）、**五島神楽**（五島市・新上五島町・佐世保市宇久島）がある。そのほか、年頭に綱引きや玉の奪い合いをして豊凶を占い、生業の発展や除災招福を祈願する年中行事である**下崎山のヘトマト行事**（五島市）や、大村市の旧郡村に残る**大村の郡三踊**（**寿古踊**・**沖田踊**・**黒丸踊**）（大村市）先祖供養・五穀豊穰祈願の芸能として伝承される**平戸のジャンガラ**（平戸市）は中世に源流をもつ風流踊で、踊り手の構成など近世以来のかたちを残し地域的特色や芸能の変遷の過程を示す。更に、**対馬の盆踊**（対馬市）については、国指定重要無形民俗文化財として答申されたところである。

なお、大村の沖田踊・黒丸踊及び平戸のジャンガラを含む**風流踊**が、ユネスコ無形文化遺産へ提案されている。

県指定無形民俗文化財には、主なものとして、**田結浮立**（諫早市）、**木場浮立**（佐世保市）、**坂本浮立**（東彼杵町）、**井崎まっこみ浮立**（諫早市）など、伝統的な踊りと音楽である浮立があげられる。農民を中心に田祈祷・雨乞い等の際に行われた踊り、肥前国域を中心に数多くの風流の伝統が残っている。また、中世に起源をもつ霊を慰める鎮魂のための念仏踊りとして、**チャンココ**、**オーモンデー**（いずれも五島市）、**大島のジャンガラ**（平戸市）などがあげられる。そのほか、**千綿の人形芝居**（東彼杵町）や**皿山の人形浄瑠璃**（波佐見町）は、近世以降に日本各地に伝播し隆盛を極めた人形芝居の伝統を今に伝えている。

無形民俗文化財のうち民俗芸能については、地域社会の生活様式の変化や少子高齢化に伴う担い手の減少によって、芸能自体の存続が危ぶまれているところもある。

国の有形民俗文化財については指定はないが、県指定の有形民俗文化財には、大村藩の記録でも確認できる享保7（1722）年の紀年銘をもつ**西彼杵半島猪垣基点**（西海市）や、**西郷の板碑**、**慶巖寺の名号石**（いずれも諫早市）など中世の石造物が指定されている。



大村の郡三踊（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）（大村市）



平戸のジャンガラ（平戸市）



吉岐神楽（吉岐市）



千綿の人形芝居（東彼杵町）



西彼杵半島猪垣基点（西海市）

⑤ 記念物

A. 史跡

国指定史跡のうち、旧石器時代から古墳時代のものは、旧石器時代～縄文時代の洞窟遺跡（泉福寺洞窟（佐世保市）・福井洞窟（佐世保市））や支石墓（大野台支石墓群（佐世保市）・原山支石墓群（南島原市））、島嶼部の弥生時代集落や墓地（特別史跡原の辻遺跡（壱岐市）・塔の首遺跡（対馬市））、島嶼部や半島の古墳群（根曾古墳群（対馬市）・矢立山古墳群（対馬市）・壱岐古墳群（壱岐市）・曲崎古墳群（長崎市））が指定されており、対外交流の痕跡を残す遺跡が多い。古代は、新羅の脅威に対抗するために作られた特別史跡金田城跡（対馬市）がある。

中世は、有馬氏の居城であった日野江城跡（南島原市）や、豊臣秀吉による朝鮮出兵の兵站基地として築城された勝本城跡（壱岐市）、清水山城跡（対馬市）といった城跡が多いが、元寇関連の遺物が出土した水中遺跡である鷹島神崎遺跡（松浦市）や、鎌倉時代を中心に全国に流通した滑石製石鍋の生産地であるホゲット石鍋製作遺跡（西海市）など、本県に特徴的な遺跡も指定されている。

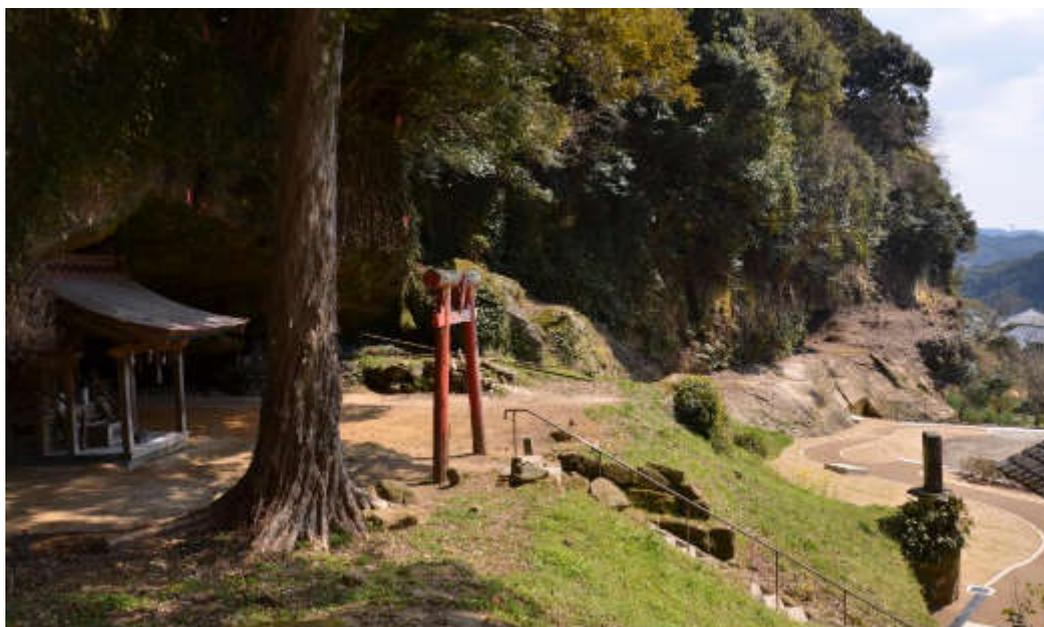
近世の史跡は最も数が多く、内容も多岐に渡る。近世諸藩の居城跡（金石城跡（対馬市））、藩主の墓所（対馬藩主宗家墓所（対馬市）・大村藩主大村家墓所（大村市））、薬園跡（旧島原藩薬園跡（島原市））、生産遺跡（肥前波佐見陶磁器窯跡（波佐見町））のほか、貿易拠点であった平戸和蘭商館跡（平戸市）・出島和蘭商館跡（長崎市）や、長崎港警護のために設置された台場跡（長崎台場跡（長崎市））などは、海外に開かれた窓口であった長崎ならではの史跡といえる。また、吉利支丹墓碑（南島原市）、大浦天主堂境内（長崎市）は、キリスト教の繁栄と潜伏からの復活を示す史跡であり、このうち、大浦天主堂境内は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産となっている。

近代は小菅修船場跡（長崎市）・高島炭鉱跡（長崎市）といった産業遺産が指定され、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産となっている。長崎原爆遺跡（長崎市）は、県内で最も新しい時期の史跡であり、原爆の被害を物語る5箇所の遺跡で構成されている。

県指定史跡は中近世の史跡が多いが、中でも南島原市を中心に分布するキリシタン墓碑 21 件が指定されており、中世末から近世初頭にかけて隆盛を極めたキリスト教文化の面影を色濃く反映している。このほか、島嶼部の弥生時代貝塚や埋葬遺跡、古墳時代の前方後円墳、中世の古戦場跡や近世の城郭・船倉・本陣・番所跡、近代の炭鉱跡などが指定されている。

史跡の保存については、台風や大雨などの自然災害により、法面や石垣の崩落が増加している。また、近世の窯跡を中心とした盗掘防止対策も必要になっているほか、除草作業など日常的な維持管理を行う人材や費用が不足している。一方、中近世城館調査などの悉皆調査により、価値が明らかになった遺跡の史跡指定にも取り組む必要がある。同時に、生産遺跡など未調査の分野の悉皆調査を推進し、史跡候補の掘り起こしを進める必要がある。

史跡の活用については、地下に遺構が遺存している史跡の場合、価値を伝えるための整備や活用の手法が不十分な点が挙げられる。サイン整備や遺構復元等のハード面での整備のほか、ガイドの育成を始めとしたソフト面の充実が求められている。



福井洞窟（佐世保市）



原の辻遺跡（壱岐市）



金田城跡（対馬市）



ホゲット石鍋製作遺跡（西海市）



鷹島2号沈没船俯瞰画像
(琉球大学・松浦市教育委員会
(撮影・編集 町村 剛))

鷹島神崎遺跡 (松浦市)



出島和蘭商館跡 (長崎市)

B. 名勝

名勝は、自然の営為により作り出されたものを中心として構成される自然的な名勝と、人間の行為により造り上げられたものを中心に構成される人文的な名勝に分類できる。

本県の国指定名勝は、人文的な名勝である近世の庭園跡が最も多く指定されている。自然的な名勝では、幕末の平戸藩主松浦 熙^{まつらひろむ}が平戸往還沿いの名勝地 8 箇所を選んだ平戸領地方八奇勝^{ひらどりょうぢかたはつきしょう ひらど}（平戸^{はらど}八景^{はっけい}）（佐世保市）があり、砂岩地帯に形成された風致景観が持つ鑑賞上の価値が評価されている。また、火山噴火で形成された波打ち際に広がる黒褐色の玄武岩と、強風の影響で高木が生育できない草地からなる三井楽（みみらくのしま）（五島市）は、遣唐使の最後の寄港地であり、『蜻蛉日記』に「亡き人に逢える島」として紹介されるなど、鑑賞上、学術上価値が高い風致景観として指定されている。

特別名勝温泉岳^{うんぜんだけ}（島原市・雲仙市・南島原市）は、温泉街とその周囲の山地、地獄を含む広大な広さを持つ。また、指定地内には普賢岳紅葉樹林（島原市・雲仙市・南島原市）、池の原ミヤマキリシマ群落^{しょうや}（雲仙市）、野岳イヌツゲ群落（島原市・雲仙市・南島原市）、原生沼沼野植物群落（雲仙市）、地獄地帯シロドウダン群落（雲仙市）、平成新山（島原市・雲仙市）と 6 つの国指定天然記念物が含まれ、植物や地質鉱物の観点からも価値が高く、人文的・自然的要素を含む複合的な価値を有する。

県指定名勝は、滝の観音（長崎市）のみである。高さ 30m の滝を背景に、黄檗宗寺院の本堂・庫裡などがあり、随所に異国風な石造が配された景勝地で、諫早領主をはじめ文人墨客に愛された優れた風致景観として評価されている。

このほか、登録記念物（名勝地）として、平和公園（長崎市）が登録されている。長崎刑務所浦上刑務支所など、原爆投下の物証となる歴史的意義を有する場所であるとともに、平和祈念像など、世界に向けて核兵器の禁止と世界平和の実現を呼びかける場所として記念的な意義をもつ都市公園である。また、雲仙岳の麓の豊かな湧水を利用して造られた独特の風致景観から成る近代の住宅庭園である旧伊東氏庭園（島原市）が登録されている。

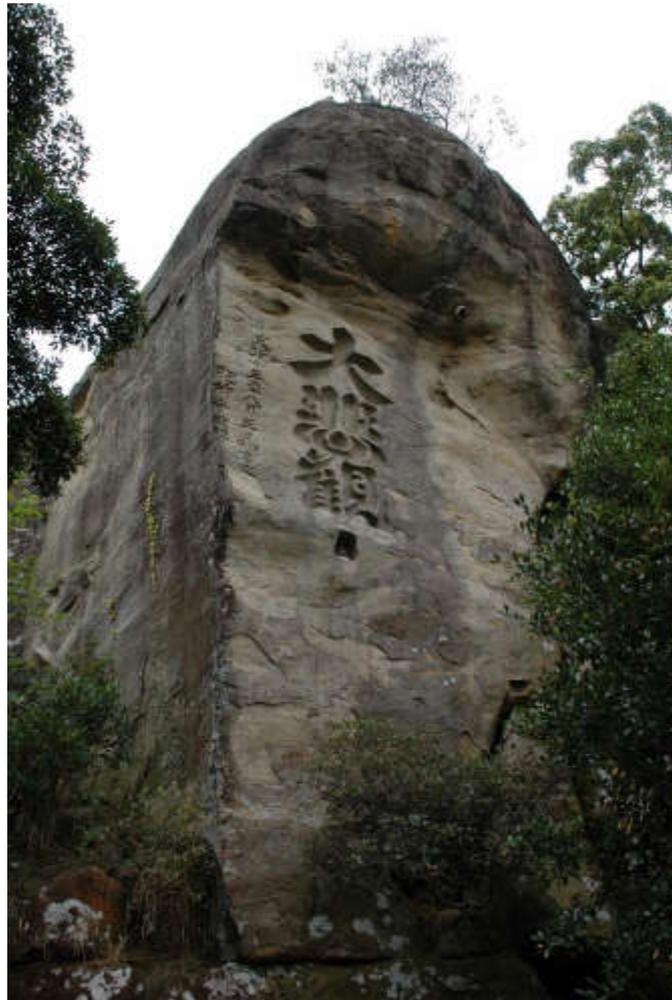
名勝の保存の面では、自然災害に伴う法面の崩落や落枝などのき損等が近年増加傾向にある。また、人文的な名勝では清掃や除草、剪定といった日常的な維持管理を行う人材及び財源が必要である。

特別名勝温泉岳^{うんぜんだけ}（島原市・雲仙市・南島原市）は、建物の老朽化や道路改修などが相次ぐ中で、今日的な観点に基づく保存管理上のルールの再検討が必要となっている。

このほか、名勝候補の掘り起こしを進める必要がある。特に自然的な名勝は、島嶼部^{とうしょぶ}を中心に自然公園が複数存在する本県においては、潜在的に価値の高い名勝地が残されている可能性は高い。



三井楽（みみらくのしま）（五島市）



平戸領地方八奇勝（平戸八景）（佐世保市）



旧伊東氏庭園（島原市）



うんせんだけ
温泉岳（島原市・雲仙市・南島原市）

C. 天然記念物

7. 動物

国天然記念物（動物）のうち、半数は対馬市に棲息する動物や生息地が指定されている。このうち、**ツシマヤマネコ**、**ツシマテン**（いずれも対馬市）は大陸系の哺乳類である。

県天然記念物（動物）は、**阿須川^{あずかわ}のアキマドボタル生息地**（対馬市）、**キタタキはく製標本**（対馬市）など、いずれも島嶼部^{とうしょぶ}に棲息する（棲息した）動物であり、国天然記念物の傾向と共通する。

野生動物の保護には、人間との共生が必須である。**ツシマヤマネコ**（対馬市）は、対馬島内の道路整備が進む中で、交通事故による滅失の届出が後を絶たない。また、繁殖等のために全国の動物園で保護が図られ、公開も行われているが、公開活用には細心の注意を払う必要がある。近年では、天然記念物に指定している地域内で昆虫等を違法採取する事例が増加している。ツシマヤマネコの交通事故対策のように文化財保護部局のみでは対応が困難である場合もあり、更に自然公園法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などにも配慮する必要があることから、国の自然環境部局や県市町の関係部局・機関とも連携を強化し、日頃から情報共有しながら効果的な対策を講じていくことが求められる。



ツシマヤマネコ（対馬市）

4. 植物

国天然記念物（植物）は、雲仙山系（雲仙市・南島原市）に**普賢岳紅葉樹林**（島原市・雲仙市・南島原市）、**池の原ミヤマキリシマ群落**（雲仙市）、**野岳イヌツゲ群落**（島原市・雲仙市・南島原市）、**原生沼沼野植物群落**（雲仙市）、**地獄地帯シロドウダン群落**（雲仙市）と5件の天然記念物が集中する。そのほか、多良山系から平野部にかけての諫早市・大村市のほか、平戸市、対馬市、五島市などの島嶼部にまとまる傾向がある。指定の内訳は、樹叢や群落、原始林など自然林の指定が最も多く、**女夫木の大スギ**（諫早市）、**小長井のオガタマノキ**（諫早市）、**大村神社のオオムラザクラ**（大村市）、**奈良尾のアコウ**（新上五島町）のように、巨木や原木での指定が続く。このほか、**キイレツチトリモチ自生北限地**（長崎市）、**御橋観音羊歯植物群落**（佐世保市）、**へご自生北限地帯**（五島市）のように、南方系植物の北限地が複数指定されていて、対馬暖流が沿岸を洗う自然環境を反映している。また、**鰐浦ヒトツバタゴ自生地**（対馬市）は大陸系植物であり、大陸に近い地理的特徴を反映している。このほか、保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域として、**阿値賀島**（平戸市）・**男女群島**（五島市）などの島嶼が指定されている。

県指定天然記念物（植物）の分布は、五島市が最も多く、平戸、壱岐、対馬など島嶼部に偏る傾向にある。クス、アコウ、イチョウなどの巨木や、社叢・樹叢のような天然林を指定した例が多いが、平戸市や五島市ではビロウやへご、リュウビンタイなど南方系植物の自生地が多く指定されている。このほか、保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域として**美良島**（小値賀町）が指定されている。

天然記念物の保護の面では、近年の大雨や台風等に伴う自然災害により、天然記念物の落枝や植物自体の流出が報告されている。また、五島市や対馬市などでは、シカによる食害も報告され、迅速な対応が求められているほか、環境の変化により植物の生育状況の悪化が懸念されているものもある。活用面では、盗掘の恐れのある希少植物の取扱いを慎重に検討する必要がある。これらの植物のサイン整備や所在地の公表は、盗掘を誘発する可能性もあり、公開を差し控えるなどの対応が必要となる。



男女群島（五島市）



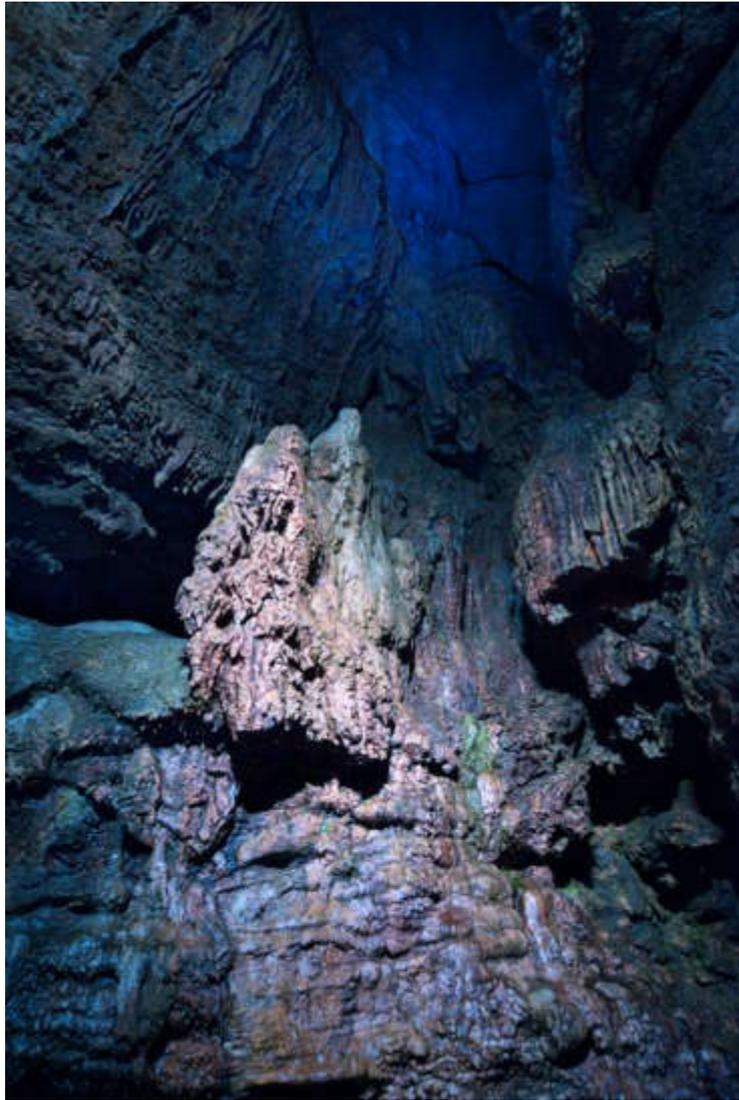
奈良尾のアコウ（新上五島町）

ウ. 地質鉱物

国天然記念物（地質鉱物）は、^{ななつがましようにゅうどう}七釜鍾乳洞（西海市）、^{まだらじまたまいしおうけつ}斑島玉石甌穴（小値賀町）、平成新山（島原市・雲仙市）がある。このうち、平成新山は、平成2（1990）年11月に噴火を開始し、平成3（1991）年の大火砕流により多くの犠牲者を出した普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドームで、活動の生成から収束までが目撃された火山として指定を受けた。

県指定天然記念物（地質鉱物）は、岩脈や溶岩トンネル、火山弾・火山涙産地など、中新世後期から第四紀の火山活動に関連するものが最も多く、変成鉱物の産地、植物化石層、淡水貝化石層といった岩石・鉱物・化石の産出状態に関するものや、浸食により形成された甌穴^{おうけつ}が指定されている。地史との関連では、中新世後期から第四紀にかけての活発な火山活動に関連した地質鉱物が多く指定されているが、新第三紀の河川湖沼堆積物である五島層群や対州層群^{れん}に関連した漣痕^{こん}や化石産出地のほか、4億8千万年前とされる変はんれい岩露出地をはじめとする古生代～中生代の変成岩類も保護の対象となっている。

地質鉱物は、露頭^{ろとう}や岩体そのものが保護や公開の対象となるが、崖面や法面など急傾斜地に立地するものがあり、特に家屋等に隣接する場合、崩落防止策が求められる。活用面にあたっては、除草など日常的な維持管理を行わなければ視認できないものもあり、これらの人材や財源の確保が求められている。また、希少鉱物の場合、サイン整備等の周知は盗掘を助長する場合もあり、公開活用には十分な配慮が必要である。



七釜鍾乳洞（西海市）

⑥文化的景観

県内では7件の重要文化的景観が選定されている。**平戸島の文化的景観**（平戸市）は、「かくれキリシタン」の伝統を引き継ぎつつ、島という制約された条件の下で継続的に行われた生活・生業を通じて形成された棚田や人びとの居住地によって形成された農漁村景観である。**小値賀諸島の文化的景観**（小値賀町）は、古くから海上交通の要衝として栄え、ヒト・モノの流通往来により発展した港や居住地等によって形成された独自の景観をもつ。**佐世保市黒島の文化的景観**（佐世保市）は、季節風や台風の影響を受けやすいことから、住居や畑に防風林が発達した集落景観である。**五島市久賀島の文化的景観**（五島市）は、馬蹄形の島の内海側に形成された農業集落と外海に面する漁業集落からなり、自生するヤブツバキを採油のために活用した。**新上五島町北魚目の文化的景観**（新上五島町）は、中通島北端の不便な地形条件下に発達した農漁村景観であり、傾斜地の中腹に開かれた段畑では甘藷が栽培され、保存食としてカンコロの生産が盛んに行われた。**長崎市外海の石積集落景観**（長崎市）は、傾斜地を開墾した際に産出する結晶片岩や玄武岩を用いた石積みが特徴的な景観を形成している。**新上五島町崎浦の五島石集落景観**（新上五島町）は、砂岩質の堆積岩の採掘が盛んだった地域で、そこで産出する石を居住地や教会建築に用いていた。

重要文化的景観の選定地は、小値賀諸島・五島列島・佐世保市の黒島、平戸島など、いずれも離島部に所在する。唯一、本土部に所在する**長崎市外海の石積集落景観**（長崎市）についても、長崎市中心部からは離れた、^{すもうなだ}角力灘に面した斜面地を切り開いた集落である。すなわち、長崎県の重要文化的景観は、平野の少ない長崎県のなかでも、特に居住や耕作に適した土地が限られた離島や郊外地など、決して条件が良いとはいえない土地に形成された集落景観であるという特徴があげられる。

いずれの集落も、目の前に広がる海の資源を利用しながら、後背地の急峻な斜面地や山を開拓しながら農業を営んでいた。なかでも 18 世紀以降に長崎を中心に各地へ広がっていった甘藷の導入は、地域住民の暮らしにとって大きな変革となり、山頂近くまで続く段畑を形成するほど耕地の拡大を図り、甘藷の収穫を増やすことで増加する人口を支えていった。また海に近い土地や離島は台風や季節風などの強風に耐えなければならない。そこで、根を張り大木となるアコウの防風林としての活用（佐世保市黒島）や、開拓時に出土する結晶片岩を石積みの素材としての利用（長崎市外海地区）など、その土地の植生や地質・地形に応じた工夫を重ねていくことで、地域の特色を示す代表的な景観や他に例を見ない独特の景観を形成し、それが現在にまで引き継がれている。

重要文化的景観は選定地が広範囲に及ぶことから、望ましい景観の保全のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠である。本県の重要文化的景観選定地が離島部や都市周辺部にあるため、集落の過疎化・高齢化が著しく、将来的に集落の維持さえも困難となっていくことが予想される。また、近年では、風力発電など自然再生エネルギー施設の建設が進んでおり、文化的景観への配慮が強く求められている。

県内には既選定地以外にも、棚田景観や段畑景観、窯業生産関連景観などのように、特徴的かつ独特の景観がある。こうした景観を次世代に継承していくためにも、石積みや伝統的家屋の修理・修景などの文化的景観の保護制度を活用し、地域の魅力を高めていくことが望まれる。



長崎市外海の石積集落景観（長崎市）



平戸島の文化的景観（平戸市）



新上五島町北魚目の文化的景観（新上五島町）



小値賀諸島の文化的景観（小値賀町）

⑦ 伝統的建造物群

伝統的建造物群とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいい、この伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が定める地区を伝統的建造物群保存地区という。

県内では、国の重要伝統的建造物群保存地区として、長崎市東山手・南山手（港町）、雲仙市こうじろくうじ神代小路（武家町）、平戸市大島村神浦（港町）の4地区が選定され、保存・活用が図られている。

長崎市東山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）の範囲は、丘陵の東山手町の大部分と、海岸寄りの大浦町の一部を含む区域である。地区内の建造物は、棧瓦葺、外壁下見板張りペイント塗が多く、海の方に開放的なベランダを付け、主要な部屋を配している。代表的なものとしては、重要文化財**旧長崎英国領事館**、**東山手十二番館**（いずれも長崎市）などがある。このほか、オランダ坂の石畳の道と石垣や、石溝、石標類など、居留地時代を偲ばせる土木構造物、大きな樹木などが数多く残っている。

長崎市南山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）は、東山手町と同じ旧居留地であって、主として住宅地として使われていた区域である。保存地区の範囲は、丘陵の南山手町の大部分と、海岸寄りの小曾根町、松が枝町を一部含む区域である。南山手の北寄りには、**大浦天主堂**、**旧羅典きゆうらてん神学校**、**旧グラバー住宅**（いずれも長崎市）をはじめ、**旧リンガー住宅**、**旧オルト住宅**（いずれ

も長崎市)が現存し、松が枝町では、**旧香港上海銀行長崎支店**や**旧長崎税関下り松派出所**（いずれも長崎市）などが港に面して建っている。いずれも国宝や重要文化財に指定されており、地区の中心から南側の住宅地と合わせ、幕末から明治時代中期にかけての洋風住宅建築が良好な姿で残っている。長崎市東山手・南山手の町並みは、居留地の地割を示す歴史的風致とともに、幕末から明治時代にかけて建築された洋風建造物などをよく残しており、伝統的な町並みとして価値が高い地区である。

雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区（雲仙市）は、佐賀に居を構えていた領主鍋島氏が、寛文3（1663）年に後を継いだ4代嵩就の代に至って居を神代に移したとされ、鶴亀城跡二の丸膝下の東側に陣屋館を構え、現在の小路地区が整備された。水路で囲まれた神代小路には3箇所の橋が架けられ、内部には枱形が、水際には石垣が積まれている。江戸期に建築年代が遡る武家屋敷の主屋、明治期以降の建築である近代和風住宅の主屋といった、建築年代の特色を見せる建築が存在する。また、附属屋として武家屋敷の屋敷構えを示す門倉と長屋門、主屋に付随して建つ釜屋がある。こうした各武家屋敷の建築、そして生垣と屋敷林、水辺景観が織りなす構成によって、他に類を見ない景観が形成されている。

平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区（平戸市）は、離島の漁業集落を起源とし、江戸前期の捕鯨業の創業を契機として発展し、鯨組廃業後も捕鯨工場跡地の再開発によって漁業と商工業を基盤とした港町へ発展を遂げた「離島の港町」としての歴史的町並みである。町並みの中心部に江戸時代の建物が多く残り、湾沿いに曲折する町通りと有機的な地割に対応した建物が成立しており、江戸中期から明治・大正期にかけての時代毎の特質を示す平入り町家が密に建ち並んでいる。また、町並みが周囲を取り巻く社寺、山と海と一体をなしつつ連続的に残され、わが国固有の伝統的港町の空間と景観を色濃く伝える点が大きな特性である。

これらの伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物は、後世の改築が少ない一方で、老朽化が進んでおり、生活環境や活用の観点からも修理、耐震対策が急務である。耐震対策については、文化庁が「伝統的建造物群の耐震対策の手引（令和2年1月）」で示したように、伝統的建造物群それぞれの特性を把握し、伝統的建造物群ならではの实情に配慮した対策が必要である。また、修理事業の際は、市町、ヘリテージマネージャーと連携し、修理事業の現場見学会等を通して、研修の機会を設定し、伝統的建造物群に携わる設計士や技能者等の人材育成に努めている。町並みを活かしたまちづくりに向け、住民及び外部人材の活用と連携を促し、伝統的建造物群保存地区の公開、情報発信に努め、歴史と文化の共有を図るとともに、教育機関と連携し、歴史と文化を伝えていく機会を設定することが望まれる。

伝統的建造物群の保存には、地域での生活を成り立たせることが重要であり、伝統的建造物群の所有者の意識向上を図り、居住への取組や新たな活用方法を探求するなど、価値の保存と空き家等の活用を促す取組が必要である。また、保存地区の活用のための拠点整備を積極的に支援する。保存地区の住民の理解と協力により、生活環境の快適性の確保と防災機能の向上を図りつつ、伝統的建造物群の管理及び修理、環境要素の管理及び復旧に努めるとともに、伝統的建造物群を構成している建造物群以外の修景に努め、保存地区の特性を活かした生活環境の整備が必要である。更に防災対策について、地域の防災的課題や人的状況を踏まえながら防災設備を整備するとともに、保存地区の消火体制においても消防署及び消防団、保存地区の範囲に限らず周辺地区の自治体とも連携した組織づくりが望ましい。同時に住民の参加による防災訓練の実施が求められる。



長崎市東山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）



長崎市南山手伝統的建造物群保存地区（長崎市）



雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区（雲仙市）



平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区（平戸市）

⑧ 文化財の保存技術

県内では、文化財の保存技術は選定されていない。

⑨ 埋蔵文化財

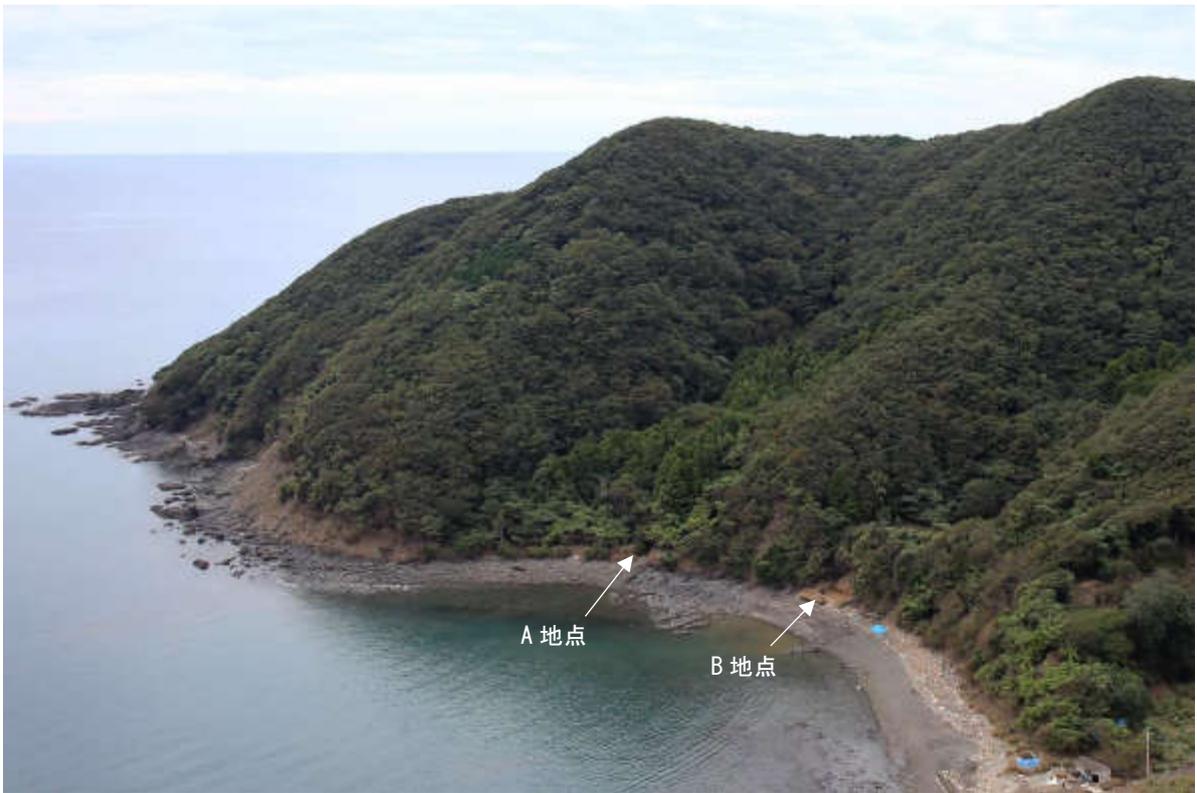
県内には、およそ 3,800 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が遺跡地図に登載されている。その総数は、全国で 5 番目に少なく分布密度も粗であるが、時代別にみると、旧石器時代及び縄文時代がおよそ半分を占める。**福井洞窟**^{せんぶくじどうくつ}や**泉福寺洞窟**^{ひやっかだい}（いずれも佐世保市）、**百花台遺跡**（雲仙市）や**原山支石墓群**^{はらやましせきぼぐん}（南島原市）、**越高遺跡**^{こしたか}（対馬市）、**原の辻遺跡**（壱岐市）など、学史上重要な遺跡が多く含まれている。更に、本県ならではの特徴として水中遺跡が 54 箇所周知されている。この数は、沖縄県、滋賀県に次いで全国で 3 番目に多い件数（平成 28 年現在）で、海洋に囲まれた本県の立地環境や歴史的、文化的背景をよく表している。蒙古襲来の**鷹島神崎遺跡**^{たかしまこうざいせき}（松浦市）や島原・天草一揆の舞台となった**原城跡**（南島原市）、長崎の**出島和蘭商館跡**^{でじまおらんだしょうかんあと}や**長崎奉行所跡**（いずれも長崎市）など、日本史上著名な出来事が発生した場所も多い。

遺跡発見の届出件数は、年間あたり 10 件程度で推移しており、大型公共事業に先立つ分布調査や各種開発に伴う試掘範囲確認調査の成果によるものが多い。近年の傾向として、長崎市の近世遺跡や**島原城跡**（島原市）、長崎市・佐世保市・大村市の近現代産業関連施設、旧軍関連遺跡等、比較的新しい時代の遺跡も周知や調査の対象とされるようになってきており、地域の歴史的特徴を踏まえた埋蔵文化財の保護が図られている。

公共事業に伴う緊急発掘調査は、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）関連の調査完了に伴い、縮小傾向にある。しかしながら、西九州自動車道をはじめ島原道路や西彼杵道路などの大規模な道路開発事業や、島原半島や西彼杵半島、平戸島などの農業振興地域では大型圃場整備が計画されている。また、民間開発についても、佐世保市、大村市、諫早市等の近郊の都市部において宅地造成や各種開発が増加しているほか、近年は自然エネルギー利用の推進を受けて五島列島や県北地区を中心にして風力発電施設や太陽光発電施設の設置に伴う開発も増加傾向にある。開発に伴う発掘調査については、今後も堅調に推移することが予測されることから、計画地の分布調査や試掘範囲確認調査を事前に行い、遺跡の把握とその周知に取り組むほか、工事届などの埋蔵文化財保護制度の周知啓発にも取り組まなければならない。

保存目的調査は、各市町において特徴的な遺跡の調査が進められており、長崎県埋蔵文化財センターでは、**原の辻遺跡**（壱岐市）の調査を発足以来継続して行っている。そのほか県では、中近世城館の分布調査や、**鷹島海底遺跡**（松浦市）の水中遺跡調査についても松浦市と協力して行っている。域内の埋蔵文化財を総合的に捉えることを目的とした埋蔵文化財調査や地域全体に共通するテーマに基づく調査や研究については、引き続き県が主体的に取り組んでいく必要がある。また、各市町においても、それぞれの地域の歴史を象徴するような遺跡の調査に取り組むとともに、史跡指定などの保護措置を講じ、遺跡の保存・活用を促していかなければならない。

埋蔵文化財の活用については、県や各市町において、学校教育との連携事業や一般市民を対象としたシンポジウム、地域住民向けの各種講座、体験発掘等を企画して積極的な周知啓発が図られている。長崎県埋蔵文化財センターでは、壱岐高校に設置された東アジア歴史研究コースの授業の支援や**一支国博物館**^{いきこく}と連携して収蔵資料の公開展示などの普及活動に取り組んでいる。埋蔵文化財は、地域において最も身近な文化財であることから、日常のさまざまな場面で埋蔵文化財に触れる機会を提供し、親しみや愛着を持ってもらえる環境づくりが求められる。



越高遺跡（対馬市）



百花台遺跡（雲仙市）出土石器

(2) 世界遺産・世界の記憶・日本遺産など

① 世界遺産

本県には、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産がある。

平成 27 (2015) 年に登録された**明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業**は、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、非西洋諸国ではじめて産業革命の波を受容し、重工業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）を基盤に世界史上たぐい稀な産業化を成し遂げた局面を証言する文化遺産である。8 県 11 市に所在する 23 の構成資産のうち、本県には造船と石炭産業の発達を示す 8 つの資産が所在し、1869 年に竣工した日本で初めての近代的な船舶修理施設である**小菅修船場跡**（長崎市）やその後発展的に整備された三菱重工業長崎造船所の各施設群、造船所の対岸に建設された**旧グラバー住宅**（長崎市）、石炭産業分野を象徴する**高島炭坑・端島炭坑**（長崎市）がある。小菅修船場跡を除く造船分野を構成する資産については、企業が所有する現役の稼働施設やその一部であることから、景観法や港湾法に基づく保全措置が講じられている。

平成 27 (2015) 年の世界遺産委員会では、地上建築物や工作物の経年劣化が進行している端島炭坑の保全措置に係る計画策定をはじめ、推薦資産全体及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置に係る計画及び実施計画の策定、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数の設定、管理保全のための協力体制に基づく枠組みの有効性や管理保全計画の実施状況等のモニタリング、維持管理を担うスタッフ及び関係者の人材育成、展示戦略の策定等が勧告され、その一部については既に履行済みである。

平成 30 (2018) 年に登録された**長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産**は、17 世紀から 19 世紀の 2 世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下でひそかに信仰を伝えた潜伏キリシタンによる独特の宗教的伝統を物語る文化遺産である。長崎県及び熊本県天草市に所在する 12 の資産で構成され、島原・天草一揆の主戦場となった**原城跡**（南島原市）、潜伏キリシタン信仰の多様な展開や信仰組織の戦略的な維持を示す各集落、潜伏キリシタンの文化的伝統の終焉を象徴する**大浦天主堂**（長崎市）がある。原城跡と大浦天主堂を除くかつての潜伏キリシタン集落の多くは、現在も人々の素朴な営みが見られる農村・漁村集落で本県の歴史・文化の特徴をよく表している。その一方では、人口減少・高齢化が特に進行している地域でもあって、資産を構成するキリシタン墓地や教会堂等の維持管理のほか、生業や伝統行事の存続が危惧される。本資産は、所在する離島や過疎地の振興、交流人口の拡大の素材として大きく期待されているところであるが、観光客の増大が地域住民の生活環境悪化や宗教活動の妨げにならないように配慮が求められる。

平成 30 (2018) 年の世界遺産委員会では、離島部における集落跡、教会堂跡、墓地跡等、潜伏キリシタンが残した痕跡の記録作成の必要性、各構成資産の物理的・社会的状況に配慮した収容力や望ましい観光の在り方の検討、新規の開発事業による遺産影響評価等が勧告され、勧告に基づく各種取組が行われている。



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
(高島炭鉱・端島炭坑) (長崎市)



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 (大浦天主堂) (長崎市)



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（原城跡）（南島原市）



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（中江ノ島）（平戸市）



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（野崎島の集落跡）（小値賀町）

② 世界の記憶

本県には、平成 29（2017）年に登録された朝鮮通信使に関する記録—17 世紀～19 世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史がある。資産は、1607 年から 1811 年の間に朝鮮国から来日した外交使節団の関係資料で、日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録などの計 333 点（うち、日本所在資料は 209 点）で構成される。本資産は、日韓友好のシンボルとして両国の交流促進や信頼関係の強化に繋がる取組が期待されている。



朝鮮通信使に関する記録（対馬宗家関係資料（朝鮮国信使絵巻））（対馬市）

③ 日本遺産

県内には、**国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～**、**鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～**、**日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～**、**砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～**の4つの日本遺産がある。

国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～は、日本本土と大陸半島をつなぐ中間に位置する本県の壱岐・対馬・五島地域を舞台とし、古代から融和と衝突を繰り返しながらも連綿と継続された国際交流をテーマとする。

鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～は、明治時代に近代国家として海軍力強化の一環として全国に整備された4つの軍港を核とした日本の近代化をテーマとし、本県では佐世保鎮守府に関係する27の構成文化財が含まれている。

日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～は、陶器生産の技術を活かして肥前で誕生した日本磁器をテーマとし、磁器生産が盛んな三川内、波佐見地区の15の構成文化財が含まれている。

砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～は、海外貿易の窓口であった長崎を介して、長崎街道沿いに広まった砂糖や外国由来の菓子をテーマとし、本県では長崎市、諫早市、大村市の菓子や菓子道具などのほか、出島和蘭商館跡や長崎くんちの奉納踊なども含まれている。



国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～ (勝本城跡) (壱岐市)



鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～
(佐世保市民文化ホール (旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)) (佐世保市)



日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～
(肥前波佐見陶磁器窯跡 中尾上登窯跡) (波佐見町)

④ 歴史の道

本県では、文化庁による平成 8（1996）年の歴史の道百選選定時に、長崎街道のうち、長崎から大村に至る日見峠（長崎市）、井樋尾峠（長崎市～諫早市）、日野峠（諫早市～大村市）が選定された。また、令和元（2019）年には、長崎街道のうち、長崎から佐賀に抜ける多良通（多良海道）（諫早市）が追加選定された。

歴史の道は、往来した人・物、情報をめぐる豊かな物語を内包していることが多い。これらの物語を活かす試みは、歴史愛好家だけでなく幅広い市民を惹きつける有効な手段であろう。また、こうした取組を通して、指定・未指定を問わず、街道沿線の文化財を一体的に周知・活用できるメリットもある。

一方、複数の市町にまたがり、現在の県域を越えて存在することから、保存・活用には県内外の市町村の連携が前提となる。また、活用に当たっては、歴史の道のルートや沿線に所在する文化財に関する情報提供が必須となる。このため、本県では、平成 12（2000）年に長崎街道の調査事業報告書、平成 13（2001）年に整備活用計画を策定し、長崎街道沿線のマップとして「歩く人のための長崎街道 vol.1～vol.3」を作成しており、このマップを用いた周知に加え、ホームページを活用するなど、今後はより利用されやすい形での情報提供が必要である。



長崎街道 多良通（多良海道）（諫早市）

⑤ 世界ジオパーク

本県では、**島原半島**（島原市・雲仙市・南島原市）がユネスコ世界ジオパークに認定されている。「人と火山の共生」がテーマで、雲仙火山の噴火が引き起こした度重なる災害と復興、火山が作り出す恵みや地形と生活生業のかかわりなどが学べる自然公園である。ジオパークの見所として指定されたジオサイトには、溶岩ドームを一望できる展望台や地層の露頭が見学できる海岸など、地質学的に重要な場所が多い一方で、**原城跡**や**日野江城跡**・**吉利支丹墓碑**（いずれも南島原市）、**旧島原藩薬園跡**（島原市）、**神代小路**、**鍋島邸**（いずれも雲仙市）などの文化財も多く、口之津歴史民俗資料館、小浜歴史資料館、国見展示館（雲仙市歴史資料館）といった展示施設も含まれている。

世界ジオパークは、地球科学的な価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求されているため、4年に一度の再審査により活動度がチェックされ、その品質の維持と向上が求められている。このため、ジオサイトに含まれる文化財や展示施設の適切な維持管理や継続的な活用が必要である。

このほか、五島市では、砂岩や泥岩からなる五島層群を軸とした「五島列島ジオパーク構想」を策定し、日本ジオパーク認定に向けた取り組みを進めている。



島原半島（**平成新山**）（島原市・雲仙市・南島原市）

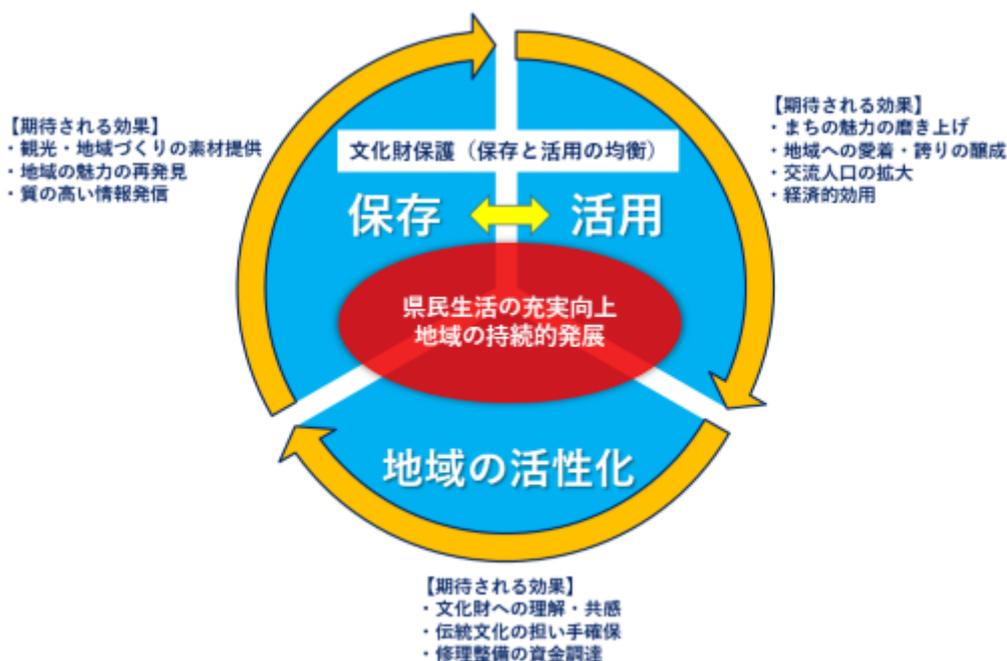
第3章 保存・活用の基本方針

1. 基本理念

本県の文化財の保存・活用を推進していくにあたっての基本理念を以下に示す。

**文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、
「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指す。**

基本理念イメージ図



文化財は、人々の暮らしや営みのなかで生まれ、地域の人々によって今日まで大切に受け継がれてきた財産である。次世代の人々が現代社会と同じように文化財に親しみ、その価値を知ることができるように、これを損なうことなく確実に継承していかなければならない。また、文化財は国民的財産と呼ばれるように公共性の高いものである。文化財の所有者や専門家、興味関心を持つ人々だけでなく、広く一般市民が文化財を楽しむことができるように社会に活かす工夫が求められる。

文化財保護施策の重要な柱として位置づけられる「文化財の保存・活用」は、元来、相互に効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきものであり、文化財の価値を確実に保存しつつ、その価値を踏まえた適切な手法で活用を図り、現代社会に生かすことが期待される。その一方で、文化財は唯一無二の存在であって、一度失われてしまうと取り返しのつかないものであるから、いたずらに文化財を消耗させ、その価値を損なう活用は絶対にあってはならず、保存・活用の両方の視点からバランスよく進めていくことが重要である。

また、文化財の保存・活用の取組を進めていくためには、これを見守る地域の存続にも留意しなければならない。本県は、人口減少や高齢化が進んでいる地域を多くあり、文化財を将来にわたって健全な状態で継承するためにも、それぞれの地域が本来の活力を取り戻すことができるように、

保存・活用による効果を地域の活性化に結びつける好循環を生み出し、文化財を含めた地域全体が持続的に発展できるような視点を持って取り組んでいく必要がある。

そこで、本県においては、県内の文化財の保存・活用をしっかりと進めながら、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指すことを基本理念とする。

2. 目指すべき姿

基本理念を踏まえ、以下の項目の実現を目指す。

○魅力ある文化財があふれる長崎県

県内各地の未指定の文化財も含めた多種多様な文化財を把握し、その研究や指定などを促すことによって価値の顕在化を図り、魅力ある文化財があふれる長崎県を目指す。

○地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県

文化財の所有者や管理者、行政のみならず、民間団体、地域住民等の関係者が一丸となって取り組む施策や仕組みづくりを行い、地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県を目指す。

○文化財で地域がかがやく長崎県

県内各地の歴史文化を彩る文化財が活用され、個性あふれるまちづくりが展開されることにより、国内外からの注目を集め、それぞれの地域がかがやく長崎県を目指す。

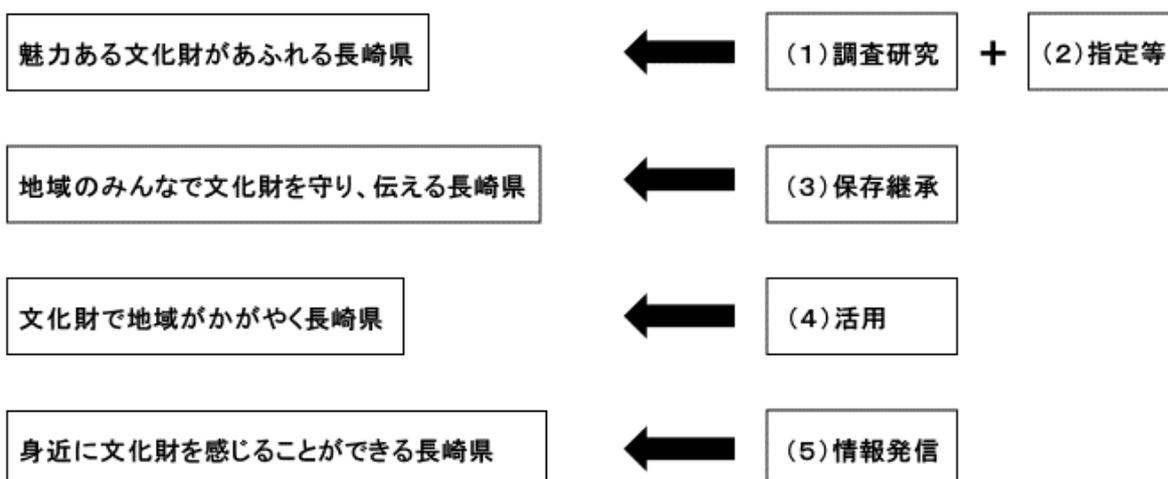
○身近に文化財を感じることができる長崎県

日常の様々な場面で文化財に触れ親しむ機会を提供するとともに、その価値を分かりやすく積極的に発信して、文化財を身近に感じることができる長崎県を目指す。

「目指すべき姿」を達成するための「基本方針」

<2. 目指すべき姿>

<3. 基本方針>



3. 基本方針

目指すべき姿の実現に向けて、本県の文化財の保存・活用にかかる諸施策について、以下の視点に基づき推進する。

(1) 調査研究

文化財の保存・活用にあたっては、まずは地域の文化財を調査して、把握することが出発点になる。本県では、これまでに埋蔵文化財、建造物、民俗芸能、名勝、天然記念物、離島などの特定地域を対象にした様々な文化財の調査を行ってきた。これらは、今後各市町においても、地域計画を作成する際にそれぞれの地域の文化財を総合的に把握していくための手がかりとなる。特に、今回の文化財保護法の改正では、これまで価値づけが明確でなかった、生活文化を含む未指定文化財も対象とした取組の充実が求められており、地域の文化財を幅広く調査・把握し、継続的かつ計画的に取り組むことが求められている。その一方で、調査研究の成果は、対象文化財の新たな価値を発見するきっかけとなり、より良い活用手法の提案や質の高い情報発信にもつなげることができる。

県は、国や市町と連携協力しながら県内の多種多様な文化財の把握に取り組み、適切に価値付けを行うことにより、その保存・活用を促していく。特に本県の歴史・自然・文化についての理解を深めるテーマや広域横断的な対応が求められる分野については、県も主体的に調査研究に取り組んでいく。

また、今後市町が地域計画を作成する際には、未指定を含めた地域の文化財を総合的に把握し、適切に価値づけられるように市町が行う調査を支援していく。

(2) 指定等

調査研究により把握された文化財は、地域の大切な財産として人々に認識され、適切な手法で保存・活用を図り、次世代へ確実に継承されることが望まれる。文化財保護の手段の一つとして、国や地方文化財への指定・選定・登録等の方法がある。指定等は、許可・届出に基づき一定の法的規制を加えることで、対象文化財を良好な状態で保存し、かつ適切に活用されることを促す制度であり、制度に基づき所有者や管理者が文化財に対して行う保存・活用の措置について、行政が指導助言や財政的な支援を行い、文化財の保護を図っている。近年は、日本遺産やジオパークなどの活用の主眼を置いた新たな文化遺産の認定制度もはじまり、各地域で積極的な情報発信が行われ、県内文化財の周知啓発に大きく貢献している。

県は、地域で把握された文化財について、その価値や態様、保存状態、所有者の意向、活用の方向性などを総合的に勘案して、国や地方文化財への指定・選定、登録などに取り組み、対象文化財の保存・活用を促していく。日本遺産などの文化遺産についても、県内外の市町と連携してさらなる制度の活用を促す。また、未指定の文化財については、把握された文化財が地域の宝として認識され、社会の中で生かされながら継承されていくように保護顕彰を図り、必要に応じて地域住民の意向を踏まえつつ、各市町において地域文化遺産制度の創設などを促していく。

(3) 保存継承

県内各地に所在する未指定も含めた多くの文化財を余すことなく保存継承していくためには、文化財の所有者や行政機関のみならず、民間団体や地域住民などとの連携と協力が必要不可欠で

ある。特に過疎化が進行する離島やへき地が多い本県の場合は、草刈り、清掃、巡視などの様々な日常の維持管理について、地域住民の活動によるところが大きい。特に民俗芸能や伝統行事は、住民自らが主役となってその継承に取り組んでおり、地域住民の存在なくして文化財の継承は不可能である。

県は、地域の文化財保存継承のために、民間や個人が行ってきた諸活動について、今後も継続することができるように、市町と連携しながら支援する。また、これまで活動に参加していなかった住民にも自主的に参加してもらえきっかけづくりとして、様々なイベントや講座を通じて普及啓発を図る。更に、地域おこし協力隊やUIターン、ふるさと納税、クラウドファンディングなどの様々な制度をきっかけとして、県内地域にとどまらず、国内外の人々ともつながりを持てるようにする。加えて、持続性の観点から、学校教育とも連携し、文化財を活用した授業や校外学習を積極的に展開して、地域への愛着と誇りを醸成し、文化財を含めた地域を支える次世代の担い手を育成する。

(4) 活用

文化財の活用にあたっては、本質的価値を活かしつつ、その価値を損なうことがないように、歴史的特性を踏まえた方法で行うことが大変重要である。その一方で、適切に保存された文化財は、地域の維持発展や住民生活の充実などにも大きく貢献でき、文化財建造物や文化的景観、民俗芸能など、公開活用を促すことによつて良好な状態を保持することができる文化財もある。また活用を図ることは、関係する人々の文化財に対する理解を深め、共感を得ることでその継承にとつても有効に作用する。

県は、文化財の本質的価値を踏まえた様々な活用を見出し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていく。また、市町と共にそれぞれの地域にある文化財を取り入れた固有のまちづくりに取り組み、地域の魅力を高めるとともに、国内外の人々との交流を促していく。個々の文化財についても、価値にふさわしい適切な手法で積極的な公開活用を図り、地域で住民の認知度を向上させて、親しみや愛着を深めてもらえるように取り組む。活用施策の実施にあたっては、文化財保護部局のみならず、観光や地域振興などの関係部局や民間団体、地域住民とも協働で取り組み、民間の活力を取り込んだユニークなアイデアや手法を取り入れて、文化財の活用を活発化させる。近年は、文化財や博物館・美術館等の特別な会場を、会議・レセプション・イベント等に活用することにより、その魅力を多くの人々に知ってもらうユニークベニューや、重要文化財や史跡の来訪者が、往時の暮らしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感してもらうリビングヒストリーの取組も注目されていることから、文化財の保存状況や性質を十分踏まえながら、幅広く活用の可能性を模索する。

(5) 情報発信

人口減少社会を迎えた今日において、将来にわたり文化財を適切に保存・活用していくためには、多くの人々が文化財に興味関心を寄せて、自主的に参画してもらえるように様々な情報を継続的に提供していく必要がある。また、歴史文化を含めた本県の文化財の魅力を国内外に発信して人的交流を活発にする取組も求められる。

県は、文化財などに関する価値や魅力を広く共有していくために、情報発信に積極的に取り組む。発信にあたっては、元来文化財について関心がある人の知的好奇心を満たすだけでなく、こ

れまで興味関心が無かった人に対しても親しみを感じ、理解を深めてもらえるように分かりやすく伝える工夫をする。また、日常の様々な場面で文化財の情報をいつでも入手できるように、広報誌やパンフレットのほか、ホームページ、SNSなど、様々な情報媒体を活用した情報発信に取り組む。更に、外国との交流も視野に入れて文化財に関する情報の多言語化を推進して、長崎県の文化財の魅力を国内外に広く情報発信を行っていく。

4. 推進体制の整備・計画作成

県内の文化財の保存・活用にかかる諸施策を適切に推進していくため、下記の体制整備や計画作成に取り組む。

(1) 推進体制

前節に示した基本方針に基づき行われる保存・活用については、文化財保護部局のみならず、観光、地域振興、学校教育、社会教育、景観まちづくり、地域防災等の幅広い行政分野に及び、より効果的な施策とするためには、庁内における緊密な連携協力が求められる。また、自立的な保存・活用が難しい文化財所有者などを適切に支援し、施策の効果を地域全体に浸透波及させていくためには、基礎自治体として地域に最も近い位置にある市町や各種民間団体、地域住民との協働が不可欠である。

その一方で、保存・活用施策の実施に携わる文化財専門職員と学芸員には、地域の文化財に最も精通したエキスパートとして、また文化財と地域住民の間をつなぐ橋渡し役として、施策の中心的役割を担うことが期待され、その人材の確保と育成が求められる。

県は、行政機関のみならず各種民間団体や地域住民を交えた地域総がかりで文化財の保存・活用を推進することとし、それぞれが主体的に活動に参画できるような環境づくりに取り組むとともに、文化財保護部局と庁内関係課及び関係機関が、連携協力して施策に取り組むための連絡体制を整える。また、文化財専門職員や学芸員などの文化財に携わる人材確保と体制の充実に努め、保存・活用のための企画立案や遂行に必要な能力開発を目的とした研修の機会を国や民間団体などと連携しながら整えていく。

(2) 計画作成

文化財の保存・活用についての取組を円滑かつ着実に実行していくためには、中長期的な視野に立った計画的な取組が必要である。文化財保護法では、都道府県は大綱を、市町村は取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した地域計画をそれぞれ新たに策定・作成できることとなった。あわせて、個々の文化財についても、保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図るために、国による保存活用計画の認定制度が設けられた。

県は、県内の未指定の文化財を含む文化財が積極的に保存・活用され、県民全てが等しくその価値を共有できるようにするため、県内各市町に対して地域計画の作成を促す。市町が地域計画を作成する際には、国や専門家等と連携しながら、必要な相談、助言及び調整を行う。

また、文化財専門職員や学芸員不在の市町についても地域計画作成に向けて専門的な助言等の支援を行っていく。個々の文化財についても、適切な保存・活用が図られるように、保存活用計画の作成や国の認定を推奨し、国指定文化財のみならず地方指定の文化財についても必要に応じて作成を促す。

第4章 保存・活用のために講ずる措置

1. 基本的な取組

県内の文化財の保存や活用については、本大綱に定める基本方針に則り、目指すべき姿の実現に向けて、以下の取組を推進する。

(1) 調査研究

県は、これまでテーマを定めて埋蔵文化財や有形文化財を対象とした悉皆調査を行ってきたが、今後も地域の自然や歴史文化を特徴づける多様な文化財について、広域的な視点でテーマを設定して調査研究を行う。

また、各市町が行う地域の未指定も含めた文化財を把握するための調査や、個別文化財の調査についても、専門的・財政的支援を継続して行う。

<主な取組>

- 本県では、これまで中近世城館跡等の悉皆調査を行ってきたが、生産遺跡をはじめ近世城郭や台場、近現代の産業施設や設備、戦争遺跡など、県民の関心が高いにも関わらず十分調査が進んでいない分野についても調査を推進する。
- 大型公共事業が計画されている西彼杵半島や島原半島には、石鍋製作所跡や縄文時代の遺跡など未周知の遺跡が所在する可能性が高いことから、県市町で連携して計画的に分布調査を行い、埋蔵文化財の把握と周知を進めていく。近年注目を集めている水中遺跡等についても、本県の歴史を考える上で重要な遺跡であることから、その把握と周知のための調査を進める。
- 潜伏キリシタンが使用した信心具など、潜伏キリシタンの歴史や習俗に関連する有形民俗文化財の調査研究を推進する。また、野崎島や久賀島には廃絶された集落跡や教会堂跡、耕作地等の潜伏キリシタンの生活の痕跡が残されていることから、これらを含む構成要素の記録作成に向けた取組を支援する。
- 我が国には、地域ごとに風土や自然環境の中で育まれた豊かな食文化が伝承されており、それらは地域固有の食材や調理法などを用いたいわゆる郷土食として定着している。本県においても各地に伝えられてきた郷土食とその調理・製造等の技術について悉皆調査を行い、本県固有の食文化の現状や特徴を把握する。

(2) 指定等

県は地域に所在する文化財について、長崎県文化財保護条例に基づき、指定を進め、保存・活用のための措置を講じていく。また、文化財活用のために創設された各種遺産事業についても地域の要望に応じて登録の手続きを促す。

<主な取組>

- 中近世城館調査や水中遺跡等の県内文化財の悉皆調査等により重要性が明らかになった埋蔵文化財等について、国又は地方指定に向けた取組を積極的に推進する。
- 潜伏キリシタンの信心具については、全県的な悉皆調査の成果に応じて、国又は地方指定も視野に入れて必要な保護措置を講じる。

(3) 保存継承

地域の文化財を後世に確実に継承していくため、県は自らが管理する文化財の保存管理に努め、必要に応じて適切な修理・修復に取り組むとともに、市町や関係団体が行う取組についても継続的に支援していく。また、保存継承にあたっては、地域住民等の周辺関係者と協働で取り組み、文化財のストーリーを通して、歴史を学び、体験できる場を設定し、学校教育や社会教育とも連携して担い手の育成に努める。特に地域に根ざした文化財の保存継承を支える人材育成については、地域住民一人ひとりがその担い手となるような意識付けが必要となる。

建造物や美術工芸品などの有形文化財については、所有者等が日常の管理を怠らず適切な修理を適切な周期（時期）で実施していくことが重要である。文化財の保存修理は、文化財の保存修理技術の向上とともに長年に渡り培った保存修理技術を後世に継承できる機会にもなるため、その保存と継承を促していく。また、史跡名勝天然記念物については、近年被害が増えている害獣対策を講じるとともに、特に天然記念物については、環境の変化に伴う生育状況の変化に十分注意を払い、必要に応じて適切に対応する。土木工事等で発掘調査を行うことがある埋蔵文化財は、工事を行う事業者や地域住民、行政機関等の周辺関係者の理解と協力が不可欠である。今後は埋蔵文化財保護制度を着実に浸透させていくための周知啓発にも取り組んでいく。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）及び伝統的建造物群について、所有者と県及び市町の担当者により保存状況の把握及び耐震補強を含めた修理計画の立案を促していく。特に不特定多数の者が利用する文化財建造物等については、早急な耐震対策を所有者等に促し、必要に応じて財政的な支援を行う。
- 無形文化財の伝統芸能や伝統技術などの保存団体や個人に対して、文化財的価値を広く周知するための公開事業や伝承者講習のための研修会開催や、有形・無形民俗文化財の施設・用具の修理や新調、記録保存の作成や公開事業など、必要に応じて財政的支援を行う。
- 史跡名勝天然記念物は、シカ・イノシシ等の侵入による食害や掘り返し等の被害が相次いでおり、農林関係部署の協力を仰ぎながら、罾や防除フェンス、電気柵等の設置、駆除など必要な対策を講じる。対策の実施に当たっては、可能な限り文化財の保護や景観に配慮した方法を採用するよう促す。
- 環境の変化によって、天然記念物への悪影響が懸念される場合には、専門家の指導のもと、状況把握に必要な調査を実施する。そのうえで、天然記念物の本質的な価値に照らし合わせ、適切な対処方法を検討し、その結果を受けて必要な保護措置を講じる。
- 県が管理団体となっている特別名勝温泉岳^{うんぜんたけ}は、複数市町や地域住民との調整を要することから、関係者の意見を聞きながら保存活用計画の改訂を検討するとともに、市町が策定する個別文化財の保存活用計画の策定を支援する。
- 伝統的建造物群について、空き家の所有者と移住希望者や事業者を繋ぐマッチングシステムの構築や、空き家への入居希望者とのまち歩きの実施など、空き家対策の取組を支援する。また、補助金や地区規制等に関する相談窓口の設置を推進し、ヘリテージマネージャーと連携した保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行うよう促す。

- 世界文化遺産を構成している文化財について、保存整備のための計画や財政計画を策定し、経過観察をしながら中長期的な見通しに基づいて取り組む。
- 世界遺産登録をきっかけとして、資産の周辺で観光施設や各種インフラ整備などの開発の増加が予測される。世界遺産の構成資産やその周辺で行われる開発行為に対しては、本資産の顕著な普遍的価値に影響を与えないように遺産影響評価を行う。その結果は、必要に応じて世界遺産委員会に報告する。
- 世界遺産を通したふるさとへの愛着や誇りの形成及び保護意識の醸成を図るため、世界遺産をテーマとするモデル授業を実施しながら、県内小・中学校へ展開していくとともに、大学等による構成資産のフィールドワーク等を支援する。
- 文化財保護ネットワークを活用することにより、地域の文化財を知り、学ぶ機会を作るとともにパトロールや清掃活動等自発的な保存活動を促進する。
- 埋蔵文化財保護制度の周知徹底を図るために、市町と連携して、開発事業者や地域住民に向けた説明会の開催や工事届を解説したパンフレットを作成配布するとともに、県のホームページで公開している長崎県遺跡地図の周知を図る。埋蔵文化財の周知にあたっては、開発部局にも協力を仰ぎ、開発部局と文化財保護部局で連携して取り組む。

(4) 活用

県は、地域の文化財のサインやパンフレット作成、動線整備など、価値を分かりやすく伝えるための整備を計画的に進め、県の関係部局や市町、関係団体等と連携しながら、文化財が所在する地域の活性化や観光振興による交流人口の拡大につなげていく。また、世界遺産や日本遺産等の各種文化遺産事業については、関係課や所在の市町と連携協力し、活用の効果を波及させる。

さらに、学校教育においても、本県の伝統や文化について触れる機会を捉え、身近な地域に対する理解を深め、郷土愛を醸成していく。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）については、保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行う。また、民俗文化財については、九州・沖縄地区に伝承されている民俗芸能の伝承活動を発表する機会として九州地区民俗芸能大会が開催されており、指定文化財に限らず広く県内の民俗芸能保存団体等の参加について、引き続き支援していく。
- 埋蔵文化財については、発掘体験や各種講座などの関連イベントを開催して、遺跡に触れ親しむ機会を積極的に提供していく。また、学校や公民館などの公共施設のスペースを利用した出土遺物の展示や保存した遺構を取り入れた都市空間の整備などにも取り組み、日常生活で埋蔵文化財を感じることができるような環境づくりを進めていく。
- 遺構が地下や水中に埋蔵された史跡における価値の顕在化については、サインや遺構復元などハード面での整備だけでなく、価値を説明できるガイドの育成などソフト面での充実を図るほか、VRなどの先端技術を駆使した活用も積極的に検討するよう促す。
- 伝統的建造物群や文化的景観、歴史の道など、広域に保護が図られた文化財については、地域住民のコミュニティ形成を支援するとともに、町並みを活かしたまちづくりに向け、住民及び外部人材の活用と観光部局等との連携や、民間事業者への誘致に取り組む。また、沿

道や集落内の見所を記載したマップを作成し、これを活用したイベントの開催を推進するとともに、集落や歴史の道にまつわるストーリーを解説できるガイドの育成を促す。

- 世界文化遺産の構成資産となっている集落等の活性化に向けた活動を支援するとともに、構成資産同士のネットワークの構築を通じて情報共有や交流を促進していく。
- 日韓友好交流の象徴である朝鮮通信使を活用し、日韓交流における本県が果たした歴史的役割などを情報発信するとともに、両国の相互交流促進や信頼関係強化に繋がる取組を対馬市や関係機関とともに推進する。また、島原半島のジオパークの取組として実施されている自然観察会や写真コンテスト、小中学生によるジオパーク研究展示発表会など、さまざまなプログラムと連携するとともに、ジオツーリズムなど新たな活用に向けた取組も促す。
- 現在認定された4つの日本遺産については、ストーリー性を重視した効果的な情報発信や県内各地域が持つ文化資源を主体的に活用する取組に対し、集中的に支援を行うことにより、地域ブランドの向上・地域の魅力の掘り起こしを図る。また、県内外の認定地域とも連動しながら、日本遺産というブランドイメージの向上にもあわせて取り組む。
- 日本遺産に認定された各地域の市町や関係団体で構成する推進協議会等により、活用に向けた自主的な取組を充実させていくとともに、地域住民とも密接に連携・協力しながら地域の活性化・交流人口の拡大を図る。
- 長崎歴史文化博物館や長崎県美術館において、貴重な収蔵資料・作品などの文化財を適切な環境で展示できるよう環境整備に努めるとともに、調査研究による魅力増進や施設の利便性向上等に取り組むことにより、県民が文化財に親しむ機会の提供拡大を図り、文化財を活用した地域活性化を推進する。
- ふるさと教育を通して、本県の伝統や文化、地域の歴史や自然を学び、先人の業績等について理解を深めることにより、本県の有形無形の財産を未来へ継承しようとする態度を育み、子どもたちが地域の人々とふるさとの有形無形の財産を活用し、本県及びその地域を担う資質や能力をもった人材を育成する。また、国際性豊かな本県の歴史学習を通して、世界に目を向ける契機とし、多様な文化を理解し尊重する資質を育てる。

(5) 情報発信

本県所在の文化財の本質的な価値を伝え、文化財を大切に保存し活用していくためには、その魅力を分かりやすく伝えていくことが重要である。これまで個々の文化財の情報発信を行ってきたホームページ「長崎県の文化財」や「長崎県遺跡地図」の更なる充実を図るとともに、複数の市町村に共通するテーマやストーリーをもとに相互連携し、広域的に発信する取組を検討する。また、急速な情報化社会の進展を踏まえ、VRやAR等のICT技術を活用して、史跡等において歴史的な出来事や当時の生活の再現等を体感・体験できるような工夫を推進する。更に近年の外国人旅行者の増加にも対応するため、文化財に関する解説の多言語化等も推進し、より多くの外国人に本県所在の文化財の魅力が伝わるよう取り組む。

<主な取組>

- 長崎県埋蔵文化財センターが行う原の辻遺跡などの発掘調査の情報を発信し、壱岐市立^{いきこく}一支国博物館と連携協力しながら壱岐島内の遺跡やこれまでの発掘調査の成果を公表する。また、長崎県埋蔵文化財センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。

- 対馬歴史研究センターが行う対馬宗家関係資料等に関する調査・研究や古文書修復の成果を発信し、対馬博物館と連携協力しながら資料の展示・公開を行う。また、対馬歴史研究センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。
- 長崎歴史文化博物館や長崎県美術館において、国内外からの来館者が、各館が所蔵する文化資源の魅力に十分に触れ、満足度の高い観覧を促進するため、多言語での展示解説や情報通信技術を活用した展示を実施する。
- 伝統的建造物群保存地区については、衣食住の魅力を紹介するコンテンツの作成や多言語表示ができる専用アプリの作成など、文化財の理解を深め、観光客の地域での滞在満足度の向上を図る。
- 世界遺産の価値を深める調査・研究の成果を活かし、世界遺産にふさわしい公開・整備を推進するとともに、その価値やストーリー、関連の文化財等への周遊にもつなげる情報発信の充実など、構成資産を核とした広がりのある魅力づくりを促進していく。また、世界遺産の価値を深めながら、情報を正確に伝えて理解を促し、将来に向けて、保護を実現するための行動につなげるための指針となる「情報戦略のあり方」に基づき、効果的な情報発信を行う。
- 2つの世界遺産の登録を契機に、本県ならではの歴史・文化、海外との交流やつながりを生かした文化・観光施策を推進する。世界遺産のストーリー性を重視した効果的な情報発信やこれらを生かした広域周遊・滞在型観光を推進するとともに、増加する観光客を対象とした世界遺産関連土産品の開発等への支援にも取り組む。
- 日本遺産の取組に代表されるように、各地域の有形・無形の文化財群を有機的につなげ、魅力的なストーリーとして国内外に戦略的かつ分かりやすく発信することで認知度の向上を図る。また、パンフレットや案内板の多言語化など、訪日外国人にも対応できる環境を整える。

2. 重点的な取組

本県には、複数の世界遺産や水中遺跡など、本県特有の文化財があり、これらの保存・活用にあたっては、特に県と市町が連携を図りながら、重点的に取り組む必要がある。

(1) 世界文化遺産プロジェクト

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、ユネスコに提出した包括的保存管理計画に基づき、構成資産の適切な保護や価値の発信、住民生活と観光の調和を図るための秩序ある公開、地域の持続的な維持に向けた取組を着実に進め、価値を守り伝える仕組みづくりを推進していく。

更に、12の構成資産で1つの価値を証明している本資産は、2県6市2町にまたがるうえ、離島や半島など人口減少・高齢化が進む地域に点在しているため、地域と世代を『つなぐ』ことを目的に、世界遺産を活かしたふるさと教育や、大学と連携したフィールドワークを促進するとともに、構成資産となっている集落等が活性化するための活動を支援していき、「世界遺産をみんなで守っていく」という保護意識の醸成を図りながら、保存と活用の好循環による持続的な取組により、次世代への継承や地域の活性化につなげていく。

あわせて、国内外からの観光客をスムーズに受け入れ、満足してもらう体制の整備を行う。国内外の観光客が世界遺産の魅力やストーリーを楽しむとともに、その地域の歴史・文化、自然・

食等の魅力を満喫できる周遊マップの活用等による周遊・滞在型観光を推進する。また、市町や民間事業者等と一体となった二次交通対策や、体験型等のニューツーリズムを含む観光地づくりの推進とそれを支える人材を育成する。更に、外国人観光客の受入環境の整備・充実を図るとともに、高齢者や障がい者等の方々も楽しめるようユニバーサルツーリズムの推進にも取り組む。

(2) 水中文化遺産調査研究

平成 27 (2015) 年「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 4 次基本方針)」の中で水中文化遺産の保存・活用について地方公共団体の取組を促すことが閣議決定された。これを受けて、文化庁は平成 29 年に「水中遺跡保護のあり方」(報告)を報告し、陸上の埋蔵文化財と同様に水中遺跡保護の必要性を示している。

水中文化遺産は、本県の歴史や文化に密接に関係する文化財の一つである。本県では近年、洋上風力発電施設の設置をはじめとした海域開発が計画されていることから、海域などに所在する未周知の埋蔵文化財について、市町とも連携しながら分布調査を行い、その把握を進めていく。また、広く県民に対し、様々な機会を捉えて水中遺跡に関する情報発信や活用事業を行い、水中遺跡保護の重要性を周知する。

各市町に対しては、必要に応じて、水中遺跡の保存に向けた詳細な調査、地域住民に対する普及啓発活動を促し、その保存・活用を活発化させていくほか、市町では対応できない規模や内容については、市町との役割分担を行った上で、県は市町の取組に積極的に協力する。

(3) 東アジア考古学研究

本県の発掘調査では、東アジア関連の資料が多数発見されている。長崎県埋蔵文化財センター東アジア考古学研究室では、その交流の内容や具体像に迫るための考古学的な調査研究を推進する。原の辻遺跡の調査については、引き続き遺跡の範囲や内容を確認するための発掘調査を進め、遺跡の実態解明につなげる。また、友好交流機関協定を締結した釜山博物館と相互に職員を派遣し、共同で発掘調査や資料調査を行う。調査研究の成果については、東アジア国際シンポジウムで最新の研究成果を積極的に公開することとし、壱岐高校の東アジア歴史・中国語コースの授業についても継続して支援する。

(4) 重要文化財対馬宗家関係資料の保存・活用

本県が所有する重要文化財対馬宗家関係資料は、対馬藩宗家に伝来する江戸時代から明治時代初期における藩政文書群であり、特に朝鮮との外交・貿易に関する資料は日朝交流に重要な役割を果たした対馬の歴史的意義を伝えるものとして貴重である。県では、対馬歴史研究センターを中心に平成 27 年度から継続して調査・研究及び保存・修復事業を進めているほか、専門的研修を受けた職員によって日常的な古文書の維持管理を行っている。引き続き、宗家関係資料の調査・研究及び保存・修復に努める。

第5章 市町への支援方針

1. 支援の考え方

本県では、各地域において多種多様な文化財が今日まで大切に守られ継承されてきた。しかしながら、過疎化や少子高齢化は着実に進行しており、将来的に文化財の滅失や散逸などが懸念される。そのため、改正文化財保護法においても文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的かつ計画的にその保存活用に取り組むことが求められている。特に市町は、地域の文化財やその所有者にとって最も身近な行政主体として、地域住民と緊密に連携して、文化財の保存・活用に取り組むことが期待されている。

こうした状況を踏まえ、県は市町と適切に役割を分担した上で、各市町が文化財の次世代の継承に向けてその保存活用を推進できるように積極的に支援する。これまで行ってきた指定文化財などの保存・活用についての情報共有や技術的な助言に加えて、地域計画の作成や運用にあたっては助言など必要な支援を行う。

2. 財政的支援

これまでも県は、指定文化財の保存・活用のため、文化庁や県の文化財補助金による市町を含めた所有者等への財政支援を行ってきた。近年では、文化財関係補助金以外にも、各省庁で文化財を活用したさまざまな補助金制度が整備されている。また、民間企業や財団などの社会貢献事業（メセナ）として有形文化財や伝統芸能等に対する助成金制度もある。その他にも、指定寄付金制度やクラウドファンディング、ふるさと納税、地域活性化ファンドなどを活用した様々な資金調達の試みも始められており、文化財保護に要する資金確保の方法は多様化しつつある。今後は、従来の補助金制度に留まらず、こうした多様な財源を活用することができるようあわせて情報提供を行っていく。

限られた予算の中で効果的に事業を行うためにも、地域内の文化財について中長期的な計画である地域計画を作成しておくことが望ましい。また、地方創生推進交付金など、地域計画を作成した市町に有利な補助金もあり、文化財の保存・活用を円滑に推進するうえで財政的に非常に有効であることから、市町による地域計画の作成を支援していく。

3. 保存・活用のための専門人材の育成

(1) 専門人材の重要性

文化財の保存・活用が適切に行われるためには、文化財の専門的知識を持ち、その取扱いに習熟した人材の確保と育成が不可欠である。文化財の保存・活用にあたっては、これまで各自治体で採用された博物館学芸員や埋蔵文化財の専門職員が担ってきた。なかでも、地域の文化財にとって最も近い立場にあって、所有者や地域住民と連携してその保存・活用に取り組んできた市町の文化財専門職員の存在は大きく、今後とも文化財保護行政の主役として中心的役割を果たすことが期待される。その一方で、現在各市町の多くでは人材不足に直面しており、少人数で専門性の異なる多種多様な文化財を担当している市町や、なかには文化財専門職員が未だ配置されていないところもある。

文化財保護法の改正により、今後各市町においては、本大綱を踏まえて地域計画を作成し、中長期的な展望に基づいて地域における文化財の保存・活用を一層進めていくことが求められている。そのためには、地域の文化財をよく知る文化財専門職員が必要であり、その継続的な配置や育成について、積極的な取組が強く求められる。

県は、国から示された指針や通知に基づいて、引き続き各市町に対して文化財専門職員の採用

や継続的な配置を促し、それぞれで自立的、持続的に保存・活用の施策が推進できるように体制の整備を働きかけていく。

(2) 専門人材の育成

現在、本県が主催する文化財保護に関係する研修制度は下記のとおりであるが、今後は各市町における保護体制の実態と市町からの要望、改正文化財保護法の趣旨などを踏まえながら、文化財の保存・活用に必要な知識や技能を習得するための研修を充実させて、専門人材の育成を図る。研修は、文化庁や博物館・美術館などが行っている文化財に関わる各種研修も勘案し、各市町の文化財の担当職員が、保存・活用をバランスよく進めるために必要な能力を身につけることができるように、現在実施している研修の改善や必要とされる研修の追加など随時見直しを図っていく。

【長崎県が主催する研修】

<p>○開発部局・文化財保護部局担当者文化財基礎研修（対象：県・市町文化財保護部局担当職員ほか）</p> <p>開発部局担当者に対し、埋蔵文化財保護意識の醸成を図るとともに、その取扱いに係る具体的な手続きについての理解を深めることで、本県の埋蔵文化財保護行政の円滑な推進に資する。また、文化財保護部局担当者が基礎的な知識を習得し、文化財の保護に関する基本的な考え方や事務手続きなどの理解を深める機会とする。</p>
<p>○長崎県文化財保護行政担当者会議（対象：県・市町文化財保護部局担当課長・職員）</p> <p>市町文化財保護行政主管課長・担当者に対し、文化財保護及び活用に関する新たな情報や専門的知識を習得する場を提供するとともに、今後の県・市町の取組についての情報共有を行い、円滑な推進を図る。</p>
<p>○長崎県埋蔵文化財担当者専門技術研修（対象：県・市町埋蔵文化財担当職員）</p> <p>県市町埋蔵文化財専門職員を対象とし、埋蔵文化財保護行政を円滑に遂行していくための基礎的な知識及び遺跡調査の方法などの研修を行なうことで、埋蔵文化財専門職員としての資質の向上を図る。</p>

4. 文化財保存活用地域計画作成などの支援

文化財保存活用地域計画は、大綱を勘案しつつ、各市町が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランであり、今後、その地域における文化財保護行政の方向性を示す重要な計画と位置づけられる。

計画の作成にあたっては、未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、周辺関係者とも連携し、文化財の保存・活用についての方針や措置などを定めていくことになることから、協議会を設置して市町の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学教員、学芸員等の地域の実情に応じた多様な人材の参画を得ることが望ましい。

県は、市町が計画作成の過程で行う文化財の総合調査を専門的な見地から支援しつつ、地域計画の内容について、大綱が示す保存・活用の基本的な方向性に沿ったものになるよう助言していく。また必要に応じて、文化財の専門家の紹介なども行っていく。更に、各市町担当者に大綱の内容を共有し、計画作成に必要な知識や能力を習得するための研修などを開催することも検討していく。

国の重要文化財等に指定されている建築物については、建築基準法の適用除外となり、県や市町の指定文化財等に係る建築物については、保存建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものが、建築基準法の適用除外となるが、建築審査会を設置していない市町については、特定行政庁が県の建築審査会の同意を得て指定したものが、建築基準法の適用除外となるため、該当市町においては、県の担当部局の指導助言を受け文化財の保存・活用に努める必要がある。

第6章 防災・防犯、災害発生時の対応

1. 防災・防犯対策の必要性

日本は、古くから、台風・大雨・大雪・洪水・地震・津波・火山噴火などの自然災害に見舞われてきた。近年では地震に伴う津波、台風・豪雨など、大規模災害が増加する傾向にある。自然災害による被害は、地域の貴重な文化財にも及ぶことも想定されるため、平時から自然災害の発生を前提とした文化財の防災対策を講じておくことが求められる。

文化財の防災については、まずは文化財を管理・保管する所有者による対策を講ずることが望まれる。しかし、個人での対応には限界があるため、市町の文化財保護行政部局をはじめ、消防や警察等の行政との連携が不可欠である。更に、有事の際に速やかに協力を依頼するため、文化財が所在する場所の近隣住民やNPO法人等の団体など、地域のネットワークを構築しておくことも重要である。

自然災害以外にも、火災や盗難等の人為的な行為により貴重な文化財が被害を受けることもある。平成31年4月に発生したパリ・ノートルダム大聖堂の火災、令和元年10月の沖縄県首里城跡の火災でも文化財に大きな被害が生じている。県内でも指定文化財建造物等の焼失や焼損、仏像を狙った盗難事件も発生しており、文化財の保存環境や保管状況に応じた防火・防犯対策が必要となってくる。

先人から受け継いだ貴重な文化財を守り、次の世代へ確実につないでいくためにも、普段から防災・防犯対策が必要である。

2. 防災・防犯の取組

(1) 長崎県の防災基本計画

文化財の防災計画については、『長崎県地域防災計画 基本計画編』にて基本方針を示している。具体的な防災のための予防対策指導については、県及び市町の文化財保護部局が主体となって指導を進めていくこととしている。以下、その内容を示しておく。

① 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置

耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防火水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

② 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等（文化財保護ネットワークを含む）の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。特に消防機関等との連絡を密にし、夜間における保

護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。

(カ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

(2) 具体的な文化財防災・防犯の取組

① 動産文化財

有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財などの動産文化財については、紙・絹・木製品などの可燃性の高い素材が用いられることが多く、特に防火対策には注意が必要である。個人の所有者でも可能な防火対策としては、耐火性の高い金庫に保管する、燃えやすいものを周辺に配置しないなどの環境整備を進めていく。

防犯対策としては、敷地内の死角を確認して巡回の頻度を高めるほか、防犯性の高い錠への付け替えや監視カメラの設置などの防犯設備を設置するなどがあり、市町の文化財保護部局と連携して、文化財の写真や特徴を記録する文化財管理台帳を作成しておくことで、文化財の盗難時に速やかな文化財の特定が可能となる。

動産文化財については地域の博物館・美術館等の収蔵施設に寄託することも、防災・防犯両面から有効な対策の一つである。文化庁は「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年9月）を示しており、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方等が参考になる。そのほか、文化庁による「美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト」や「文化財保存・管理ハンドブック（美術工芸品編）」（（公社）全国国宝重要文化財所有者連盟発行）がある。また本県においても県指定美術工芸品の所有者等に向けた「長崎県指定有形文化財（美術工芸品）の所有者のための手引き」（令和2年10月）を作成しており、これらを参照しながら、防災・防犯対策を進めていくことが望まれる。

② 不動産文化財

不動産文化財である文化財建造物の多くは、木造・煉瓦造であり、長い年月を経たことによる老朽化・劣化が進行している物件もあることから、台風・地震等の自然災害や火災に留意しておかなければならない。また、石造や鉄筋コンクリート造であっても、耐震対策がとられておらず、その対策は急務である。

耐震対策については、既に文化庁が「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」（平

成25年10月)で示したように、大規模改修工事の際には耐震診断及び耐震対策の補強工事を実施し、根本的な対策を行うまでの経過的補強も進めていく必要がある(「重要文化財(建造物)の地震に対する対処方針の作成指針(平成30年8月)」)。

また、建造物の防火対策については、文化庁が示した「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」(令和元年9月)に沿って、防火設備等の現状を把握し、文化財の特性に応じた防火設備の整備や訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することが望まれる。特に重要文化財建造物は、個別の保存活用計画を策定する際に所有者と所在の警察・消防当局が協議し、防災上の課題を共有し、実態に応じた防災設備の整備や機器の設置、自衛消防隊の結成等の防災体制を整えることになっている。

所有者等に対しては、日頃から防災意識を向上するための周知啓発活動を実施するとともに、計画策定や修理の際には、必要な防火・防犯設備を整備できるように働きかけていく。あわせて、文化財周辺地区については、火災予防の観点から必要に応じて条例による喫煙禁止等の禁火区域への新たな指定や追加指定も検討していく。

史跡名勝天然記念物が被害を受ける自然災害としては、大雨等による洪水や土砂災害、がけ崩れ等が想定される。また、来訪者が安全に見学できるように、日頃から周囲の環境整備に努めることが望まれる。更に、窯跡における陶磁器片等の盗掘など被害を受けることもあるため、文化財保護指導委員への巡視を依頼するとともに、住民の監視の目が最も有効な抑止力になることを念頭に、普及啓発を強化する必要がある。個別の保存活用計画の策定時に、防災・防犯対策も含めて検討することが望まれる。

③ 減災の取組

防災・防犯対策に加えて、災害が発生したときに、その被害を最小化するための減災の取組も重要である。

具体的な取組としては、洪水・土砂崩れ・津波等の各種ハザードマップをもとに、文化財が所在する場所について災害が発生しやすい地域であることを事前に確認し、市町文化財保護部局や所有者等で情報共有する取組があげられる。文化財周辺で発生した過去の罹災記録なども含め、総合的に把握することで、必要に応じた対策を検討することができるようになる。

建造物等については耐震対策工事が望まれるが、こうした措置がとれない場合でも、暫定的な補強等による減災対策や危険箇所への立ち入り、公開の制限を行うなど、対処方針を作成し人的安全性の確保に努める必要がある。

彫刻や陶磁器など破損しやすい文化財を公開するにあたっては、免震台の設置やテグスで展示台に固定するなど、地震発生時の転倒による破損を防ぐための取組が求められる。

(3) 文化財救援ネットワーク

① 長崎県文化財保護指導委員

文化財保護法に基づき、本県では、昭和50年度から長崎県文化財保護指導委員を配置している。その業務内容としては、埋蔵文化財包蔵地を含む指定文化財の巡視活動や所有者に対して文化財保護の指導・助言などの業務を行うことで、文化財の保護を図っている。異状発見時の所有者及び市町への緊急連絡をはじめ巡視結果の報告は、行政と所有者・管理者との連絡や文化財保護に関する意思疎通を図るうえで有効であり、文化財の定期的な巡視は文化財の防災の

基本でもある。

② 文化財保護ネットワーク

県では、地域の文化財は地域で守り後世に残していくという理念のもと、地域の自治体などの協力を得て、地域住民が主体となって文化財保護の様々な活動を行う文化財保護ネットワークを全市町において構築した。具体的な活動としては、文化財清掃活動や地元警察や消防と連携しての文化財パトロールなどがあげられる。また、災害が起きた際には、各市町の文化財の状況を確認し、県へ報告する仕組みとしている。文化財保護ネットワークを通して日頃から地域内での連携を強めることで、有事の際の情報連携を強めることにもつながる。

③国内の文化財救援ネットワーク

近年頻発する大規模な自然災害から文化財を守り、また被災した文化財を救援するための全国的なネットワークの構築が進められており、令和2年(2020)10月には奈良文化財研究所内に文化財防災センターが常設機関として設置された。本県においても、関係機関との連携や情報共有を図っていく。

3. 災害発生時の対応

(1) 市町と連携した文化財の被害情報の収集

自然災害が発生した場合、本県としてまず行うべきことは、災害の状況をみながら、各市町の文化財保護行政部局と連携して、国・県・市町指定文化財の被害状況の把握に努め、情報を集約することである。原則として、市町の文化財保護部局が被災地の状況確認を行うこととなるが、状況によっては長崎県文化財保護指導委員や文化財保護ネットワークからの情報提供を受けることも想定することができる。所有者のみならず地域のネットワークを活かして、迅速かつ精度の高い文化財被害情報の収集が望まれる。

大規模災害発生時には、県が事務局となり被災文化財等の救済及び状況把握についての情報収集を図る。また、文化庁をはじめ独立行政法人国立文化財機構や各種関係機関・構成団体(長崎県文化財保護審議会、県建築士会、大学(研究室)、市町文化財担当部局等)などと被害情報の共有、活動内容の調整を行い、市町への協力体制を確立する。なお、過去の大規模災害時には、住居や蔵が罹災したことで、地域の歴史を記した古文書や歴史的建造物が、その価値を理解されないまま廃棄・解体されるという事例も報告されている。こうしたことから、可能な限り速やかに現地へ赴き、状況確認を行うとともに被災文化財等の所有者に対し、廃棄せず保存に努めてもらうように依頼することも重要である。

(2) 被災文化財等の取扱い

長崎県地域防災計画において、被災文化財については「被災前の文化財の価値を維持するよう文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。」と定めている(『長崎県地域防災計画 基本計画編』第3編 第14章 文教応急対策計画)。

万が一、文化財が被災し汚損・破損や水濡れなどの被害を受けた場合でも、廃棄するのではなく、まずは県や市町の文化財保護部局、地域の博物館・資料館等へ相談することが望まれる。被災した文化財でも、適切な方法で処置することで、それ以上の劣化の進行や被害を最小限に

抑えることができることから、貴重な文化財が失われることのないようにしなければならない。

(3) 今後の取組

文化財の防災・防犯対策の基本として、文化財の所有者ごとの所蔵リスト、文化財の現況写真や材質、寸法等、所在位置及び敷地内の施設・防災設備等といった周辺情報も網羅した文化財台帳を整備しておくことが望まれる。文化財台帳は個人情報も含まれることから、市町文化財保護部局で厳重に保管しておくほか、地域の博物館などで分散保管することも効果的な防災対策となる。

また、平成31年4月の改正文化財保護法の施行に伴い、市町村にも文化財保護指導委員を置くことができることとなった（法第191条）。既に設置済みの市町もあるが、未設置の市町においては、管下の文化財の状況に応じて、文化財保護指導委員を設置することが望まれる。

第7章 保存・活用の推進体制

長崎県における文化財の保存・活用を推進するための体制としては、文化財担当部局や関係部局、博物館等の関係機関があげられ、下記のとおりである。

文化財の保存・活用の体制

令和2年4月1日現在

(※文化財担当部局については職員数(会計年度任用職員含む)を記載)

長崎県
<p>■教育庁 総務課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：教育委員会の運営、人事、予算、法務監察、企画広報、統計、情報化推進、県立学校改革などに関する事
<p>■教育庁 学芸文化課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：文化財の保存・活用に関する事、埋蔵文化財に関する事 埋蔵文化財センター・対馬歴史研究センターに関する事・職員 22 名 (うち専門職員：埋蔵文化財 4 名、建造物 1 名、美術工芸品 1 名)
<p>■文化観光国際部 文化振興課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：文化振興にかかる施策の企画、立案、推進及び総合調整に関する事 長崎県美術館・長崎歴史文化博物館に関する事、日本遺産に関する事・職員 32 名 (うち専門職員：歴史 1 名、工芸 1 名)
<p>■文化観光国際部 世界遺産課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：2つの世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理及び情報発信等・職員 14 名 (うち専門職員：埋蔵文化財 1 名、美術 1 名)
<p>■文化観光国際部 観光振興課・国際観光振興室</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：県内観光の振興に関する事
<p>■文化観光国際部 国際課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：国際交流、国際協力、長崎県アジア・国際戦略、平和関連事業等に関する事
<p>■危機管理監 危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：防災及び災害対策や人命救助、危機管理、国民保護等の対応
<p>■企画部 政策企画課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：重要施策の企画及び総合調整
<p>■地域振興部 地域づくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：離島・半島及び地域の振興に係る施策の企画・立案及び推進等に関する事

■地域振興部 市町村課

- ・業務内容：県内市町の行政、財政及び選挙に関すること

■県民生活環境部 自然環境課

- ・業務内容：自然公園の保護と利用、生物多様性に関する業務、希少野生動植物種の保護など自然環境の保全に関すること

■土木部 都市政策課

- ・業務内容：都市計画、開発許可、美しい景観形成の推進及び屋外広告物に関すること、宅地建物取引業に関すること、宅地の防災に関すること

■土木部 建築課

- ・業務内容：建築基準法等の許可、認可、指導などに関すること、営繕業務の基準等に関すること、建築物の防災に関すること

長崎県地方機関

■長崎県埋蔵文化財センター（壱岐市）

- ・業務内容：長崎県内の埋蔵文化財の発掘や調査・研究、出土品の保存処理、東アジア地域の研究機関等との交流及び共同研究する。
- ・職員13名（うち専門職員：埋蔵文化財9名）

■長崎県対馬歴史研究センター（対馬市）

- ・業務内容：対馬宗家関係資料等の調査・研究や保存・修理等を行う。
- ・職員10名（うち専門職員：歴史2名）

関係機関

■長崎県美術館（長崎市）

- ・業務内容：芸術文化活動及び地域文化活性化の拠点として、優れた芸術作品の鑑賞及び学習機会を提供するとともに、創作活動及び作品発表等の支援等を通じて、新たな長崎県の文化創出に寄与する。
- ・指定管理者制度にて委託運営（県より専門職員：美術2名派遣）

■長崎歴史文化博物館（長崎市）

- ・業務内容：長崎の歴史及び文化に関する資料の観覧及び学習の機会を提供することを通じて、学術及び文化の発展並びに地域振興に寄与する。
- ・指定管理者制度にて委託運営

長崎県文化財保護審議会

○目的

長崎県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの重要事項に関して長崎県教育委員会に建議する。

○委員の職名・属性

- ・委員は、長崎県文化財保護審議会条例に基づき、学識経験を有する者のうちから、長崎県教育委員会が任命する（任期は2年）。
- ・審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- ・審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ・会長は、審議会を代表し、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

長崎県文化財保護指導委員

○目的

- ・文化財保護法に基づき、文化財保護のために定期的な巡視を行い、所有者等に文化財保護について指導・助言するとともに、地域住民に対し文化財保護思想について普及活動を行う。

○委員の職名・属性

- ・各市町教育委員会の推薦に基づいて、長崎県教育委員会が委嘱する。
- ・委員数は37名（任期1年、非常勤）
- ・県内約200箇所の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地を巡視し、報告書を提出する。

○研修会の開催

- ・文化財巡視のポイントや留意点の確認、文化財に関する知見を深めることを目的とした研修会を開催する。

その他民間団体等

○長崎県考古学会

○長崎県建築士会

○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県保存活用県民会議

○世界遺産保存活用協議会

○長崎世界遺産学術委員会

【付属資料】

1. 長崎県の文化財一覧

- (1) 県内所在の国・県指定等文化財件数一覧
- (2) 国指定等文化財一覧
- (3) 県指定文化財一覧

2. 長崎県の文化財分布図

- (1) 有形文化財（建造物）
- (2) 史跡
- (3) 天然記念物
- (4) 名勝

3. 長崎県歴史年表

4. 長崎県刊行文化財調査報告書一覧

- (1) 有形文化財（建造物）
- (2) 有形文化財（美術工芸品）
- (3) 無形・民俗文化財
- (4) 史跡名勝天然記念物
- (5) 文化的景観
- (6) 埋蔵文化財（保存目的調査）
- (7) 埋蔵文化財（開発対応）
- (8) 地域研究等

5. 用語解説

1.(1) 長崎県内の国・県指定等文化財件数一覧

R3. 1. 1現在

(1) 県内所在の国・県指定等文化財件数一覧 (R3. 1. 1 現在)

指 定		種 別		件 数	
有形文化財 (71)	重要文化財 (71)	国 宝	建造物	3	
			重 要 文 化 財	建造物	34
		美 術 工 芸 品 (34)		絵画	4
				彫刻	5
				工芸品	5
				書跡・典籍	5
				古文書	2
				考古資料	7
				歴史資料	6
		無形文化財 (0)	重要無形文化財		0
民俗文化財 (7)	重要有形民俗文化財		0		
	重要無形民俗文化財		7		
記念物 (74)	史跡 (32)	特別史跡	2		
		史跡	30		
	名勝 (7)	特別名勝	1		
		名勝	6		
	天然記念物 (35)	特別天然記念物 天然記 念物 (35)	動物	6	
			植物	24	
			地質鉱物	3	
			天然保護区域	2	
計				152	

		種 別		件 数
有形文化財 (152)	美術工芸品 (120)	建造物		32
		絵画	彫刻	19
			工芸品	36
			書跡・典籍	29
			古文書	7
			考古資料	9
			考古資料	9
			歴史資料	11
		無形文化財 (3)	音楽	
工芸技術			2	
民俗文化財 (32)	有形民俗文化財		10	
	無形民俗文化財		22	
記念物 (199)	史跡			93
		名勝		1
	天然記念物 (105)	動物		3
		植物		75
		地質鉱物		26
		天然保護区域		1
計				386

【国選定】

文化的景観	重要文化的景観	7
伝統的建造物群文化財の保存技術	重要伝統的建造物群保存地区 選定保存技術	4 0
計		11

【国登録】

有形文化財	登録有形文化財	建造物	127
		美術工芸品	1
民俗文化財	登録有形民俗文化財		0
記念物	登録記念物		3
計			131

【国選択】

無形文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	1
民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	27
計		28

【国認定】

重要美術品		4
-------	--	---

<文化財件数>

有形文化財①		351
建造物 (196)	指定	69
	登録	127
美術工芸品 (155)	指定	154
	登録	1
無形文化財②		3
民俗文化財③		39
有形民俗文化財		10
無形民俗文化財		29
記念物④		276
史跡		125
名勝 (11)	指定	8
	登録	3
天然記念物		140
文化的景観⑤		7
伝統的建造物群⑥		4
文化財の保存技術⑦		0
小計 (①～⑦)		680
重要美術品⑧		4
合計 (①～⑧)		684

(2) 国指定等文化財一覧 (R3.1.1 現在)

①国宝 (建造物) 3件

名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
大浦天主堂	カトリック長崎大司教区	長崎市南山手町	S28.3.31
崇福寺第一峰門	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S28.3.31
崇福寺大雄宝殿	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S28.3.31

②重要文化財 (建造物) 34件

名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
崇福寺三門 (楼門)	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	M39.4.14
崇福寺鐘鼓楼	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	M43.8.29
崇福寺護法堂	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	M43.8.29
興福寺本堂 (大雄宝殿)	興福寺	長崎市寺町	S8.1.23
眼鏡橋	長崎市	長崎市栄町～古川町の間	S35.2.9
旧唐人屋敷門	興福寺	長崎市寺町	S36.6.7
旧グラバー住宅	長崎市	長崎市南山手町	S36.6.7
旧リンガー住宅	長崎市	長崎市南山手町	S41.6.11
旧本田家住宅	長崎市	長崎市中里町	S44.6.20
旧オルト住宅	長崎市	長崎市南山手町	S47.5.15
旧羅典神学校	カトリック長崎大司教区	長崎市南山手町	S47.5.15
崇福寺媽祖門	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S47.5.15
旧長崎英国領事館	長崎市	長崎市大浦町	H2.3.19
旧香港上海銀行長崎支店	長崎市	長崎市松が枝町	H2.3.19
旧長崎税関下り松派出所	長崎市	長崎市松が枝町	H2.3.19
東山手十二番館	長崎市	長崎市東山手町	H10.12.25
旧出津救助院	お告げのマリア修道会、 長崎市	長崎市西出津町	H15.12.25
大野教会堂	カトリック長崎大司教区	長崎市西出津町	H20.6.9
清水寺本堂	清水寺	長崎市鍛冶屋町	H22.12.24
出津教会堂	カトリック長崎大司教区	長崎市西出津町	H23.11.29
聖福寺4棟 (大雄宝殿 天王殿 鐘楼 山門)	聖福寺	長崎市玉園町	H26.9.18
本河内水源地水道施設 二所 一基	国、長崎県、長崎市	長崎市本河内町	H29.7.13
黒島天主堂	カトリック長崎大司教区	佐世保市黒島町	H10.5.1
旧佐世保無線電信所 (針尾送信所) 施設	国、(佐世保市)	佐世保市針尾中町	H25.3.6
西海橋	長崎県	佐世保市針尾東町～ 西海市西彼町小迎郷	R2.12.23
眼鏡橋	諫早市	諫早市高城町	S33.11.29
幸橋	平戸市	平戸市岩の上町	S53.1.21
田平天主堂	カトリック長崎大司教区	平戸市田平町	H15.12.25
主藤家住宅	個人	対馬市厳原町	S44.3.12
江上天主堂	カトリック長崎大司教区	五島市奈留町	H20.6.9
旧五輪教会堂	五島市	五島市藤町	H11.5.13
旧鍋島家住宅	雲仙市	雲仙市国見町	H19.6.18
頭ヶ島天主堂	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H13.11.14
青砂ヶ浦天主堂	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H13.11.14

③重要文化財 (美術工芸品) 34件

種別	名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
書跡・典籍	珠冠のまぬある 吉利支丹版長崎刊 慶長12年	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	S27.7.19
歴史資料	フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト関係資料	長崎市	長崎市鳴滝2丁目 (シーボルト記念館)	S55.6.6
歴史資料	安政二年「日蘭条約書」	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S57.6.5
絵画	紙本著色泰西王侯図六曲屏風	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S63.6.6

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
彫刻	木造千手観音立像	観音寺	長崎市脇岬町 (観音寺)	S63.6.6
絵画	絹本着色不動明王三童子像	清水寺	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H2.6.29
絵画	絹本着色仏涅槃図 一幅	崇福寺	長崎市鍛冶屋町 (崇福寺)	H6.6.28
歴史資料	豎削盤	三菱重工株式会社	長崎市飽の浦町 (長崎造船所史料館)	H9.6.30
歴史資料	長崎奉行所関係資料 (1,242点)	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H18.6.9
絵画	絹本着色鯉魚跳龍門図 (熊斐筆)	長崎市	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	R1.7.23
考古資料	長崎県泉福寺洞窟出土品	佐世保市	佐世保市島瀬町 (佐世保市博物館島瀬美術センター)	H8.6.27
考古資料	長崎県福井洞窟出土品	佐世保市	佐世保市島瀬町 (佐世保市博物館島瀬美術センター)	R2.9.30
歴史資料	エーセルテレカラフ	個人	諫早市東小路町 (諫早市美術・歴史館)	H27.9.4
工芸品	鑢頭大刀 無銘拵付 一口 附大刀図 一通	亀岡神社	平戸市岩の上町	T5.5.24
絵画	絹本着色仏涅槃図 一幅	最教寺	平戸市岩の上町 (最教寺)	T5.5.25
工芸品	紺糸威肩白赤胴丸 兜・大袖付	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S63.6.6
古文書	朝鮮国告身	個人	対馬市巖原町 (対馬博物館)	S49.6.8
彫刻	銅造如来立像 (海神神社)	海神神社	対馬市峰町 (海神神社)	S49.6.8
工芸品	梵鐘 (旧清玄寺)	対馬市	対馬市巖原町 (対馬博物館)	S50.6.12
工芸品	金鼓 (多久頭魂神社)	多久頭魂神社	対馬市巖原町 (対馬博物館)	S50.6.12
工芸品	梵鐘 (多久頭魂神社)	多久頭魂神社	対馬市巖原町 (多久頭魂神社)	S50.6.12
彫刻	銅造如来坐像 (黒瀬観音堂)	対馬市	対馬市美津島町 (黒瀬観音堂)	S56.6.9
書跡・典籍	高麗版大般若経 附 補写経并版経	長松寺	対馬市巖原町 (対馬博物館)	H23.6.27
歴史資料	対馬宗家関係資料	長崎県	対馬市巖原町 (対馬博物館)	H24.9.6
古文書	小田家文書	長崎県	対馬市巖原町 (対馬博物館)	H24.9.6
考古資料	長崎県佐賀貝塚出土品	対馬市	対馬市峰町 (対馬市峰町歴史民俗資料館)	H26.8.21
書跡・典籍	高麗版一切経 附 大般若経	多久頭魂神社	対馬市巖原町 (対馬博物館)	H29.9.15
書跡・典籍	高麗版大般若経	金剛院	対馬市巖原町 (対馬博物館)	H30.10.31
考古資料	長崎県笹塚古墳出土品	杵岐市	杵岐市芦辺町 (杵岐市立一支国博物館)	H19.6.8
考古資料	長崎県双六古墳出土品	杵岐市	杵岐市芦辺町 (杵岐市立一支国博物館)	H20.7.10
書跡・典籍	高麗版大般若経 (安国寺)	安国寺	杵岐市芦辺町 (杵岐市立一支国博物館)	S50.6.12
考古資料	長崎県原の辻遺跡出土品一括	杵岐市	杵岐市芦辺町 (杵岐市立一支国博物館)	H25.6.19
彫刻	銅造如来立像 (明星院)	明星院	五島市吉田町 (明星院)	S56.6.9
彫刻	銅造如来立像 (極楽寺)	極楽寺	南松浦郡新上五島町 (極楽寺)	S56.6.9

④登録有形文化財（建造物） 127 件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
宮地獄八幡神社陶器製鳥居	宮地獄八幡神社	長崎市八幡町	H9.7.15
佐藤家住宅主屋	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家木造別棟	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家木造附属屋	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家石造倉庫 A	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家石造倉庫 B	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
江崎べっ甲店	個人	長崎市魚の町	H10.10.9
池上家住宅	個人	長崎市大浦町	H10.12.11
馬込教会	カトリック長崎大司教区	長崎市伊王島町	H12.12.4
日見トンネル	国	長崎市本河内町～芒塚	H14.2.14
三菱重工業長崎造船所 ハンマーヘッド型起重機	三菱日立パワーシステムズ株式 会社長崎工場	長崎市飽の浦町	H15.3.18
橋口家住宅主屋	個人	長崎市新牧野町	H17.11.10
橋口家住宅倉庫	個人	長崎市新牧野町	H17.11.10
長崎大学叢林会館	長崎大学	長崎市片淵	H19.10.2
長崎大学経済学部倉庫	長崎大学	長崎市片淵	H19.10.2
小野原本店店舗兼主屋	個人	長崎市築町	H19.12.5
東山手十三番館住宅主屋	長崎市	長崎市東山手	H19.12.5
小野原本店附属屋	個人	長崎市築町	H19.12.5
東山手十三番館住宅倉庫	長崎市	長崎市東山手	H19.12.5
長崎大学経済学部拱橋	長崎大学	長崎市片淵	H19.12.5
長崎市旧市長公舎	長崎市	長崎市馬町	H21.5.14
中川橋	長崎市	長崎市桜馬場～中川	H21.11.19
小ヶ倉ダム	長崎県、長崎市	長崎市上戸町4丁目	H22.4.28
小ヶ倉ダム管理橋	長崎県、長崎市	長崎市上戸町4丁目	H22.4.28
料亭 春海	個人	長崎市鍛冶屋町	H27.3.26
吉田家住宅主屋	個人	長崎市宿町	H27.3.26
吉田家住宅長屋門	個人	長崎市宿町	H27.3.26
国道34号 一之橋	国	長崎市中川2丁目～新中川町	H30.5.10
国道34号 中之橋	国	長崎市新中川町～ 桜馬場1丁目	H30.5.10
国道34号 鎮西橋	国	長崎市新大工町～馬町	H30.5.10
佐世保市民文化ホール （旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館）	佐世保市	佐世保市平瀬町	H9.12.12
梅ヶ枝酒造瓶詰所	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造旧むろ	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造旧仕込蔵	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造貯蔵蔵	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造旧北蔵	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造住居	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造主屋	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
吉田橋梁	松浦鉄道株式会社	佐世保市吉井町	H18.12.19
福井川橋梁	松浦鉄道株式会社	佐世保市吉井町	H18.12.19
吉井川橋梁	松浦鉄道株式会社	佐世保市吉井町	H18.12.19
佐世保重工業二五〇トン起重機	佐世保重工業株式会社	佐世保市立神町	H25.6.21
旧佐世保鎮守府武庫預兵器庫	佐世保重工業株式会社	佐世保市立神町	H25.6.21
清水家住宅主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
青い理髪館（旧小林理髪館）	個人	島原市上の町	H15.7.1
保里川家住宅主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
宮崎商店店舗	個人	島原市上の町	H15.7.1
宮崎商店焼酎蔵	個人	島原市上の町	H15.7.1

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
宮崎商店煙突	個人	島原市上の町	H15.7.1
中野金物店主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
中野金物店防火壁	個人	島原市上の町	H15.7.1
猪原金物店主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
鶴殿家住宅主屋	個人	島原市上の町	H20.11.10
鶴殿家住宅旧主屋	個人	島原市上の町	H20.11.10
西川家住宅	個人	島原市白土町	H20.11.10
加藤酒造店舗兼主屋	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造井戸	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造門	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造表土塀	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造裏土塀	個人	島原市有明町	H20.11.10
小早川家住宅主屋	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
小早川家住宅門	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
小早川家住宅石塀	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
小早川家住宅煉瓦塀	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
島原城御馬見所	島原市	島原市城内1丁目	H25.3.29
旧伊東家住宅（四明荘）主屋	島原市	島原市新町2丁目	H26.4.25
旧伊東家住宅（四明荘）表門	島原市	島原市新町2丁目	H26.4.25
マルイチ葬祭斎場（旧小林家住宅酒蔵）	個人	島原市弁天町	H26.4.25
しまばら湧水館（旧三村家住宅）主屋	島原市	島原市新町2丁目	H26.12.19
しまばら湧水館（旧三村家住宅）石柱門及び石塀	島原市	島原市新町2丁目	H26.12.19
しまばら湧水館（旧三村家住宅）レンガ塀	島原市	島原市新町2丁目	H26.12.19
島崎家住宅主屋	個人	島原市新町2丁目	H28.8.1
島崎家住宅離れ	個人	島原市新町2丁目	H28.8.1
旧升金商会店舗兼主屋	個人	島原市湊新地町	H28.8.1
旧升金商会事務所兼倉庫	個人	島原市湊新地町	H28.8.1
中村家住宅長屋門	個人	島原市萩原1丁目	H31.3.29
堤内家住宅亭	個人	島原市先魁町	H31.3.29
旧小川家住宅石垣	個人	諫早市飯盛町	H18.11.29
旧小川家住宅主屋	個人	諫早市飯盛町	H18.11.29
大曲家住宅石段及び石垣	個人	平戸市岩の上町	H16.6.9
大曲家住宅主屋	個人	平戸市岩の上町	H16.6.9
益富家住宅座敷	個人	平戸市生月町	H16.11.29
益富家住宅御成門	個人	平戸市生月町	H16.11.29
益富家住宅主屋	個人	平戸市生月町	H16.11.29
大曲公家住宅石段及び石垣	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
大曲公家住宅主屋	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅門及び塀	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅煉瓦塀	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅石段	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅主屋	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
梅ヶ谷津幡楽園石垣	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
梅ヶ谷津幡楽園稻荷社	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
梅ヶ谷津幡楽園石塀及び石段	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
梅ヶ谷津幡楽園主屋	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
松浦史料博物館 （旧松浦詮邸）閑雲亭待合	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H18.4.12
松浦史料博物館（旧松浦詮邸）閑雲亭	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H18.4.12
鮎川家住宅石垣及び石段	個人	平戸市田平町	H20.11.10
鮎川家住宅主屋	個人	平戸市田平町	H20.11.10
亀岡神社幣殿及び登廊	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
亀岡神社拜殿	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
亀岡神社神楽殿	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
亀岡神社本殿	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
永山家住宅主屋	個人	平戸市田助町	H25.12.24

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
永山家住宅隠居屋	個人	平戸市田助町	H25.12.24
松浦家住宅主屋	個人	平戸市鏡川町	H26.12.19
松浦家住宅御守堂	個人	平戸市鏡川町	H26.12.19
金剛庫	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H26.12.19
仙禽庫	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H26.12.19
旧角屋主屋	個人	平戸市田助町	H28.2.25
旧長醫家住宅主屋	松浦市	松浦市星鹿町	H29.5.2
旧松本薬局店舗兼主屋	個人	壱岐市勝本町	H21.11.19
碧雲荘（旧熊本家住宅）主屋	壱岐市	壱岐市石田町	H26.10.7
碧雲荘（旧熊本家住宅）門	壱岐市	壱岐市石田町	H26.10.7
碧雲荘（旧熊本家住宅）石垣	壱岐市	壱岐市石田町	H26.10.7
雲仙観光ホテル	株式会社堂島ビルディング	雲仙市小浜町	H15.1.31
中尾山うつわ処赤井倉	個人	東彼杵郡波佐見町	H15.3.18
今里酒造店舗及び住宅	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造本蔵	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造中蔵	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造新蔵	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造洗い場	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造製品置き場	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂	波佐見町	東彼杵郡波佐見町	H22.1.15
福重家住宅主屋	個人	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23
旧福幸製陶所事務所	西海陶器株式会社	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23
旧福幸製陶所細工場	西海陶器株式会社	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23
旧福幸製陶所絵書座	西海陶器株式会社	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23

⑤登録有形文化財（美術工芸品） 1件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
歴史資料	ボードイン収集紙焼付写真 528点	長崎大学	長崎市文教町	H21.7.10

⑥重要無形文化財 0件

種別	名 称	保持者	居住地	指定年月日
	なし			

⑦重要有形民俗文化財 0件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
	なし			

⑧重要無形民俗文化財 7件

名 称	保護団体	所 在 地	指定年月日
長崎くんちの奉納踊	長崎伝統芸能振興会	長崎市	S54.2.3
大村の郡三踊（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）	寿古踊保存会、沖田踊保存会、黒丸踊保存会	大村市	H26.3.10
平戸神楽	平戸神楽振興会	平戸市	S62.1.8
平戸のジャンガラ	平戸市自安和楽念仏保存振興会	平戸市	H9.12.15
壱岐神楽	壱岐神楽保存会	壱岐市	S62.1.8
五島神楽	五島神楽連合会	五島列島（五島市・新上五島町・佐世保市）	H28.3.2
下崎山のヘトマト行事	下崎山町内会	五島市下崎山町	S62.1.8

⑨登録有形民俗文化財 0件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
	なし			

⑩特別史跡 2件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
金田城跡	対馬市	対馬市美津島町ほか	S57.3.23
原の辻遺跡	壱岐市	壱岐市芦辺町・石田町	H12.11.24

⑪史跡 30件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
出島和蘭商館跡	長崎市	長崎市出島町	T11.10.12
シーボルト宅跡	国、長崎市、個人	長崎市鳴滝町2丁目	T11.10.12
高島秋帆旧宅	長崎市ほか	長崎市東小島町	T11.10.12
小菅修船場跡	三菱重工株式会社長崎造船所	長崎市小菅町	S44.4.12
曲崎古墳群	長崎市	長崎市牧島町	S53.12.21
長崎台場跡 魚見岳台場跡 四郎ヶ島台場跡 女神台場跡	国ほか	長崎市戸町5丁目・神ノ島町3丁目・戸町4丁目	S61.1.31
大浦天主堂境内	カトリック長崎大司教区	長崎市南山手町	H24.9.19
高島炭鉱跡 高島北溪井坑跡 中ノ島炭坑跡 端島炭坑跡	長崎市ほか	長崎市高島町	H26.10.6
長崎原爆遺跡	長崎市、カトリック長崎大司教区、長崎大学	長崎市松山町・本尾町・坂本1丁目	H28.10.3
福井洞窟	佐世保市、福井稲荷神社	佐世保市吉井町	S53.8.2
大野台支石墓群	佐世保市	佐世保市鹿町町	S60.5.14
泉福寺洞窟	佐世保市	佐世保市瀬戸越1丁目	S61.3.7
旧島原藩薬園跡	島原市	島原市小山町ほか	S4.4.2
大村藩主大村家墓所	本経寺、個人	大村市古町1丁目	H16.9.30
平戸和蘭商館跡	平戸市	平戸市崎方町・大久保町	T11.10.12
鷹島神崎遺跡	松浦市	松浦市鷹島町神崎免地先海域	H24.3.27
矢立山古墳群	対馬市	対馬市厳原町	S51.12.27
根曾古墳群	対馬市	対馬市美津島町	S51.2.24
塔の首遺跡	対馬市	対馬市上対馬町	S52.2.17
清水山城跡	対馬市	対馬市厳原町西里	S59.12.6
対馬藩主宗家墓所	万松院	対馬市厳原町	S60.2.18
金石城跡	対馬市	対馬市厳原町	H7.3.28
勝本城跡	壱岐市	壱岐市勝本町	H14.3.19
壱岐古墳群	壱岐市、個人	壱岐市勝本町・芦辺町	H21.2.12
ホゲット石鍋製作遺跡	西海市	西海市大瀬戸町	S56.9.8
原城跡	南島原市	南島原市南有馬町	S13.5.30
吉利支丹墓碑（西有家町須川）	南島原市	南島原市西有家町	S34.7.24
原山支石墓群	南島原市	南島原市北有馬町	S47.11.6
日野江城跡	南島原市	南島原市北有馬町	S57.7.3
肥前波佐見陶磁器窯跡	波佐見町、個人	東彼杵郡波佐見町	H12.9.6

⑫特別名勝 1件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
温泉岳	長崎県	島原市・雲仙市・南島原市	S27.3.29

⑬名勝 6件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
平戸領地方八奇勝（平戸八景） 高巖 潜龍水 石橋 大悲観 巖屋宮 福石山 潮之目	佐世保市、1団体	（高巖）佐世保市江迎町 （潜龍水）佐世保市吉井町 （石橋）佐世保市吉井町 （大悲観）佐世保市小佐々町 （巖屋宮）佐世保市高梨町 （福石山）佐世保市福石町 （潮之目）佐世保市有福町	H27.3.10
旧円融寺庭園	大村市	大村市玖島2丁目	S51.12.27
棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園	個人	平戸市岩の上町・明の川内町	H25.10.17

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
旧金城庭園	対馬市	対馬市厳原町	H19.2.6
石田城五島氏庭園	個人	五島市池田町	H3.11.16
三井楽（みみらくのしま）	五島市、国ほか	五島市三井楽町	H26.10.6

⑭特別天然記念物 0件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
なし			

⑮天然記念物 35件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
動物	オオウナギ生息地	長崎市	長崎市野母崎樺島町	T12.3.7
植物	キイレツチトリモチ自生北限地	長崎市	長崎市鳴滝1丁目・本河内3丁目	S26.6.9
植物	御橋観音羊歯植物群落	御橋観音教会	佐世保市吉井町	S26.6.9
植物	野岳いぬつげ群落	長崎県	島原市・雲仙市・南島原市	S3.3.31
植物	普賢岳紅葉樹林	(長崎県)	島原市・雲仙市・南島原市	S3.3.31
地質鉱物	平成新山	国	島原市・雲仙市	H16.4.5
植物	諫早市城山暖地性樹叢	諫早市	諫早市高城町ほか	S26.6.9
植物	多良岳ツクシヤクナゲ群叢	諫早市	諫早市高来町	S26.6.9
植物	小長井のオガタマノキ	諫早市	諫早市小長井町	S26.6.9
植物	女夫木のオスギ	諫早市	諫早市小川町	S50.6.26
植物	大村神社のオオムラザクラ	大村神社	大村市玖島1丁目	S42.5.2
植物	大村のイチイガシ天然林	大村市	大村市雄ヶ原町	S56.1.24
天然保護区域	阿値賀島	平戸市	平戸市早福町	S51.9.17
植物	黒子島原始林	平戸市	平戸市大久保町	S26.6.9
植物	平戸礫岩の岩石地植物群落	長崎県	平戸市大佐志町	H14.3.19
植物	洲藻白嶽原始林	国	対馬市美津島町	T12.3.7
植物	龍良山原始林	国	対馬市厳原町	T12.3.7
植物	鱒浦ヒトツバタゴ自生地	対馬市	対馬市上対馬町	S3.1.18
動物	ツシマヤマネコ		対馬市	S46.5.19
動物	ツシマテン		対馬市	S46.6.28
動物	御岳鳥類繁殖地	国	対馬市上県町	S47.6.20
植物	辰の島海浜植物群落	壱岐市	壱岐市勝本町	S42.2.17
植物	へゴ自生北限地帯	五島市	五島市玉之浦町・増田町	T15.10.27
植物	奈留島権現山樹叢	五島市	五島市奈留町ほか	S33.3.11
天然保護区域	男女群島	国	五島市浜町	S44.8.18
地質鉱物	七釜鍾乳洞	西海市	西海市西海町	S11.12.16
植物	地獄地帯シロドウダン群落	雲仙市	雲仙市	S3.3.31
植物	池ノ原ミヤマキリシマ群落	長崎県	雲仙市小浜町	S3.3.31
植物	原生沼沼野植物群落	長崎県	雲仙市小浜町	S3.3.31
植物	土黒川のオキチモズク発生地	雲仙市	雲仙市国見町ほか	S36.5.1
植物	岩戸山樹叢	南島原市	南島原市加津佐町	S3.3.31
地質鉱物	斑島玉石甌穴	小値賀町	北松浦郡小値賀町	S33.3.13
植物	奈良尾のアコウ	奈良尾神社	南松浦郡新上五島町	S36.4.27
動物	カラスバト		長崎県全域	S46.5.19
動物	ヤマネ		長崎県全域	S50.6.26

⑯登録記念物 3件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
名勝地	平和公園	長崎市	長崎市平野町	H20.7.28
名勝地	旧伊東氏庭園（四明荘庭園）	島原市	島原市新町2丁目	H20.7.28
名勝地	小早川氏庭園	島原市	島原市城内2丁目	H26.3.18

⑰重要文化的景観 7件

名称	所有者（管理者・管理団体）	所在地	選定年月日
長崎市外海の石積集落景観		長崎市東出津町・西出津町全域 及び新牧野町の一部・赤首地区の全域 ・上大野町・下大野町・神浦向井町 ・神浦夏井町ほか	H24.9.19
佐世保市黒島の文化的景観		佐世保市黒島及び黒島漁港の全域	H23.9.21
平戸島の文化的景観		平戸市春日町・獅子町・根獅子町 ・宝亀町ほか	H22.2.22
五島市久賀島の文化的景観		五島市久賀島	H23.9.21
小値賀諸島の文化的景観		北松浦郡小値賀町野崎郷及び 野崎漁港ほか	H23.2.7
新上五島町北魚目の文化的景観		南松浦郡新上五島町友住郷の全域 及び同町赤尾郷・江ノ浜郷の一部	H24.1.24
新上五島町崎浦の五島石集落景観		南松浦郡新上五島町立串郷・津和崎郷 及び曾根郷の各一部ほか	H24.9.19

⑱重要伝統的建造物群保存地区 4件

名称	所有者（管理者・管理団体）	所在地	選定年月日
長崎市東山手伝統的建造物群保存地区	長崎市、個人	長崎市東山手町ほか	H3.4.30
長崎市南山手伝統的建造物群保存地区	長崎市、個人	長崎市南山手町ほか	H3.4.30
平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区	平戸市、個人	平戸市大島村神浦	H20.6.9
雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区	雲仙市、個人、長崎県	雲仙市国見町神代丙字小路の全域 及び神代丙字城上の一部	H17.7.22

⑲記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1件

名称（種別）	所在地	備考	選択年月日
明清楽	長崎市	S53.8.22 県指定無形文化財 「長崎の明清楽」	S53.3.25

⑳記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 27件

名称	所在地	備考	選択年月日
竜踊	長崎市籠町・諏訪町	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「龍踊」	S45.6.8
野母の盆踊	長崎市野母崎地区	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「野母盆踊」	S47.8.5
竹ン芸	長崎市伊良林 若宮稲荷神社		H15.2.20
手熊・柿泊のモットモ	長崎市手熊町・柿泊町		H27.3.2
北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）	佐世保市江迎町中尾		S55.12.12
北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）	佐世保市吉井町上吉田		S55.12.12
吉井のシシウチ行事	佐世保市		H30.3.8
黒丸踊	大村市	H26.3.10 国指定重要無形民俗文化財「大 村の郡三踊（寿古踊・沖田踊 ・黒丸踊）」	S48.11.5
大村の寿古踊	大村市		S55.12.12
大村の沖田踊	大村市		S55.12.12
平戸のジャンガラ	平戸市	H9.12.15 国指定重要無形民俗文化財「平 戸のジャンガラ」	S46.4
大島の須古踊	平戸市大島村の山・東神浦・西 神浦・西宇戸	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「大島の須古踊」	S49.12.4
平戸神楽	平戸市	S62.1.8 国指定重要無形民俗文化財「平 戸神楽」	S53.12.8
対馬の亀ト習俗	対馬市厳原町豆酸		S53.12.8
対馬美津島の盆踊	対馬市美津島町		S56.12.24
対馬の釣鉤製作習俗	対馬市厳原町		S61.12.17
命婦の舞	対馬市豊玉町・峰町		H8.11.28
対馬厳原の盆踊	対馬市厳原町		H9.12.4
豆酸の赤米行事	対馬市厳原町豆酸		H14.2.12

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	選択年月日
木坂・青海のヤクマ	対馬市峰町（木坂・青海）		H24.3.8
吉岐の船競漕行事	吉岐市		H3.2.2
オーモンドー	五島市三井楽町嵯峨島	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「オーモンドー」	S46.11.11
ヘトマト	五島市下崎山町	S62.1.8 国指定重要無形民俗文化財「下 崎山のヘトマト行事」	S53.1.31
下五島大宝郷の砂打ち	五島市玉之浦町大宝	S57.1.25 県指定無形民俗文化財 「大宝郷の砂打ち」	S54.12.7
五島神楽	五島列島（五島市・新上五島町・佐 世保市）		H14.2.12
年齢階梯制	長崎県		S29.11.1
田植に関する習俗	長崎県		S30.3.1
長崎「かくれキリシタン」習俗	長崎県		S40.3.1

㊦重要美術品（重要美術品等ノ保存ニ関スル法律） 4 件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	認定年月日
紙本着色瀉血手術図	長崎県	長崎市立山1丁目 （長崎歴史文化博物館）	S10.8.3
紙本着色唐蘭館の図 2巻	長崎市	長崎市立山1丁目 （長崎歴史文化博物館）	S10.8.3
紙本着色南蛮人来朝図之屏風	長崎県	長崎市立山1丁目 （長崎歴史文化博物館）	S10.8.3
紙本墨書ボードウィン書状 一通	長崎市	長崎市鳴滝2丁目 （シーボルト記念館）	S10.12.13

(3) 県指定文化財一覧 (R3. 1. 1 現在)

①有形文化財 (建造物) 32 件

名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
東海の墓	個人	長崎市夫婦川町	S31.4.6
興福寺山門	興福寺	長崎市寺町	S34.1.9
中島聖堂遺構大学門	長崎市	長崎市寺町	S35.3.22
興福寺三江会所門	興福寺	長崎市寺町	S37.3.28
興福寺媽祖堂	興福寺	長崎市寺町	S37.3.28
興福寺鐘鼓楼	興福寺	長崎市寺町	S37.3.28
伊王島灯台旧吏員退息所	長崎市	長崎市伊王島町1丁目	S57.7.22
皓臺寺 山門・仁王門・大仏殿	皓臺寺	長崎市寺町	H21.4.3
旧長崎大司教館	カトリック長崎大司教区	長崎南山手町	H23.3.4
山下家のもと (甃) 蔵	潜竜酒造株式会社	佐世保市江迎町	S50.1.7
旧松浦炭坑事務所 一棟	佐世保市	佐世保市世知原町	S50.9.2
大宮姫神社本殿	大宮姫神社	佐世保市竹辺町	H19.3.2
本経寺大村家墓碑群 墓石78基・石燈籠481基	個人	大村市古町1丁目	S39.10.16
旧楠本家住宅 (主屋・離れ)	大村市	大村市玖島2丁目	H17.3.25
雄香寺開山堂	雄香寺	平戸市大久保町	S62.3.3
宝亀教会	カトリック長崎大司教区	平戸市宝亀町	H15.3.25
紐差教会	カトリック長崎大司教区	平戸市紐差町	H22.3.5
旧松浦家住宅 (千歳閣・九阜斎・玄関)	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H22.3.5
益富家恵比須社霊殿	個人	平戸市生月町	H28.2.18
旧日新館門	対馬市	対馬市厳原町	S45.10.6
椎根の石屋根倉庫	個人	対馬市厳原町	S52.1.11
今屋敷の防火壁	個人	対馬市厳原町	S61.1.10
聖母宮 本殿・西門・南門	聖母宮	杵岐市勝本町	H16.2.25
堂崎教会	浦頭カトリック教会	五島市奥浦町	S49.4.9
明星院本堂	明星院	五島市吉田町	S61.8.29
旧長崎税関口之津支署庁舎	南島原市	南島原市口之津町	H2.3.30
有馬の石橋群 5 橋	南島原市	南島原市北有馬町	H31.2.14
旧野首教会	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H1.3.31
阿弥陀寺万日堂	阿弥陀寺	北松浦郡小値賀町	H12.2.22
旧小田家住宅主屋・奥座敷・土蔵	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H29.2.16
大曾教会	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H19.3.2
江袋教会	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H22.9.10

②有形文化財 (美術工芸品) 120 件

種 別	名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
彫刻	職人尽	松の森神社	長崎市上西山町	S31.4.6
絵画	天井絵	観音寺	長崎市脇岬町	S33.6.5
絵画	冷泉為恭筆法然上人行状絵	大音寺	長崎市鍛冶屋町	S35.3.22
絵画	銅版画「セビリヤの聖母」	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	S35.7.13
絵画	銅版画「聖家族」	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	S35.7.13
書跡・典籍	崇福寺の聯額	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
彫刻	崇福寺本堂の仏像群	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
工芸品	崇福寺の梵鐘	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
書跡・典籍	西勝寺文書 「きりしたんころび証文」	西勝寺	長崎市上町	S39.3.16
工芸品	刀・対州住長幸	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S42.9.8
工芸品	出津のプラケット「無原罪の聖母」	出津修道院	長崎市西出津町	S43.12.23
工芸品	刀・肥前国忠吉	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S44.4.21

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
考古資料	木彫「聖母子」ほか キリシタン遺物 57点	日本二十六聖人記念館	長崎市西坂町	S45.1.16
工芸品	ブラケット「ピエタ」	日本二十六聖人記念館	長崎市西坂町	S45.1.16
絵画	木版画筆彩「煉獄の靈魂の救い」	出津修道院	長崎市西出津町	S46.2.5
彫刻	銅造弥勒菩薩半跏思惟像	日本二十六聖人記念館	長崎市西坂町	S57.1.25
絵画	永島キク刀自絵像	長崎市	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S63.9.30
歴史資料	芒塚句碑（3基）	長崎市	長崎市芒塚町	H13.2.26
古文書	青方文書	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H13.2.26
絵画	聖福寺の涅槃図	聖福寺	長崎市玉園町	H15.3.25
絵画	春徳寺の涅槃図	春徳寺	長崎市夫婦川町	H15.3.25
考古資料	景華園遺跡出土の一括遺物18点	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H18.3.3
彫刻	菩提寺の木造薬師如来坐像	菩提寺	長崎市深堀5丁目	H19.3.2
彫刻	長崎皓台寺の大仏 (毘盧舎那仏坐像及び基台)	皓臺寺	長崎市寺町	H24.2.24
古文書	皓台寺文書	皓臺寺	長崎市寺町	H27.2.19
歴史資料	無原罪の聖母図 (聖母マリアの御絵)	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	H29.10.16
工芸品	世知原の懸仏	個人	佐世保市世知原町	S43.4.23
彫刻	浄漸寺の銅造如来坐像	浄漸寺	佐世保市上原町	H11.2.17
工芸品	江迎本陣の螺細細工「枕水舎」 附 由来書 一通	個人	佐世保市江迎町	H26.3.25
歴史資料	混一疆理歴代国都地図	本光寺	島原市本光寺町	H11.2.17
歴史資料	日本大地図 3 鋪（1 組）	本光寺	島原市本光寺町	H17.3.25
考古資料	景華園遺跡出土の一括遺物122点	島原市	島原市城内1丁目 (島原図書館)	H18.3.3
工芸品	刀 折返銘神氣 附 本阿弥光温折紙 一通	島原市	島原市城内1丁目 (島原城)	H19.8.31
古文書	肥前島原松平文庫	島原市	島原市城内1丁目 (島原図書館)	H25.3.29
工芸品	明珍作うこん威甲冑 一領	慶厳寺	諫早市城見町	S39.3.16
彫刻	和銅寺の十一面観世音菩薩立像	和銅寺	諫早市高来町	S48.5.18
彫刻	大雄寺の十一面観世音菩薩坐像	大雄寺	諫早市富川町	S52.5.4
彫刻	金泉寺の木造不動三尊像	金泉寺	諫早市東小路町 (諫早美術・歴史館)	H29.2.16
古文書	諫早家文書	諫早市	諫早市東小路町 (諫早市立諫早図書館)	R2.2.13
工芸品	大村出土のメダリオン 「無原罪の聖母」	大村市	大村市東本町 (大村市歴史史料館)	S44.4.21
考古資料	大村市原口郷出土のキリシタン墓碑	大村市	大村市東本町 (大村市歴史史料館)	S50.1.7
工芸品	松浦家伝来紋入古旗 二流	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	長崎日清貿易絵巻 三巻	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	伝八幡船の旗 一流	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	大哉具足 一領	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	資始具足 一領	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	松浦家伝来船幟 一流	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	文珠菩薩絵像 一幅	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	異国船絵巻 一卷	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
彫刻	伝オランダ船舶首飾木像	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	長崎日蘭貿易絵巻 一巻	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	原城攻囲陣営並城中図 一幅	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	最教寺の懸仏	最教寺	平戸市岩の上町	S49.4.9
工芸品	最教寺の繰帳誕生仏 一幅	最教寺	平戸市岩の上町	S49.10.8
彫刻	阿弥陀寺の木造十一面観世音菩薩坐像	阿弥陀寺	平戸市野子町	S49.10.8
歴史資料	オランダ船錨及び附属文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S50.9.2
書跡・典籍	紺紙金字法華経 八巻箱付	平戸市	平戸市戸石川町 (平戸市立図書館)	S54.7.27
彫刻	平戸市普門寺の金剛菩薩立像	普門寺	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S61.1.10
彫刻	大聖寺の銅造大日如来坐像	大聖寺	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H16.2.25
歴史資料	甲子夜話（副本・写本）	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H17.3.25
歴史資料	地球儀・天球儀（1対）	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H17.3.25
歴史資料	壱岐国統風土記	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H18.3.3
考古資料	里田原遺跡出土の多鈕細文鏡	平戸市	平戸市田平町 (旧里田原歴史民俗資料館)	H18.3.3
絵画	絹本着色松浦義像	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H19.3.2
工芸品	田平熊野神社の懸仏	熊野神社	平戸市田平町 (旧里田原歴史民俗資料館)	H20.2.22
工芸品	松浦家伝来少年用渡来上着2着 (青地上着・白地上着)	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H22.3.5
古文書	吉村組捕鯨文書	平戸市	平戸市生月町 (平戸市生月町博物館「島の館」)	H23.9.16
古文書	松浦文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
古文書	石志文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
古文書	伊万里文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
古文書	相知文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
考古資料	里田原遺跡出土の木製品	平戸市	平戸市田平町 (旧里田原歴史民俗資料館)	H25.3.29
工芸品	善福寺鰐口	善福寺	松浦市今福町	S46.9.14
彫刻	鷹島の銅造如来坐像 一体	松浦市	松浦市鷹島町 (原地区釈迦堂)	S49.10.8
工芸品	鷹島住吉神社の懸仏53面ほか一括	松浦市	松浦市鷹島町 (松浦市立埋蔵文化財センター)	S49.10.8
歴史資料	鷹島の管軍総把印	松浦市	松浦市鷹島町 (松浦市立埋蔵文化財センター)	H1.3.31
彫刻	牟田観音堂銅造半跏思惟像	牟田地区	松浦市星鹿町 (松浦市星鹿町牟田地区)	H5.2.24
彫刻	旧金泉寺の銅造如来坐像	個人	松浦市星鹿町	H18.3.3
彫刻	慈光寺の金銅阿弥陀如来坐像	慈光寺	松浦市御厨町	H20.2.22
彫刻	寿昌寺の如意輪観音坐像	寿昌寺	松浦市志佐町	H26.3.25

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日	
工芸品	太平寺梵鐘	太平寺	対馬市厳原町	S39.10.16
彫刻	法清寺観音堂の木彫仏像 15体 〔附〕2件	法清寺	対馬市厳原町	S48.5.18
彫刻	観音寺の観世音菩薩坐像	観音寺	対馬市豊玉町	S48.5.18
考古資料	大吉戸神社の広鋒青銅矛	大吉戸神社	対馬市美津島町 (地区公民館)	S48.9.4
彫刻	海神社木造仮面 3面	海神社	対馬市峰町 (峰町歴史民俗資料館)	S49.7.2
考古資料	恵比須山遺跡出土の一括遺物 134点	海神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S49.9.6
工芸品	円通寺梵鐘	円通寺	対馬市峰町	S50.1.7
彫刻	円通寺銅造薬師如来坐像	円通寺	対馬市峰町	S50.1.7
彫刻	普光寺銅造如来形坐像	普光寺	対馬市峰町	S50.3.4
絵画	醴泉院の釈迦十六善神図	醴泉院	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S55.2.29
絵画	醴泉院の涅槃図	醴泉院	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S55.2.29
彫刻	大興寺の銅造誕生仏	大興寺	対馬市厳原町	S55.10.24
彫刻	大興寺の銅造如来形坐像 (本尊他2軀)	大興寺	対馬市厳原町	S55.10.24
彫刻	法清寺の銅造菩薩立像	法清寺	対馬市厳原町	S61.1.10
書跡・典籍	多久頭魂神社の大蔵経	多久頭魂神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S61.8.29
書跡・典籍	西福寺の元版大般若経	西福寺	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S61.8.29
彫刻	法清寺観音堂の木造千手観音立像一体	法清寺	対馬市厳原町	S63.9.30
書跡・典籍	東泉寺の五部大乘経	東泉寺	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S63.9.30
考古資料	かがり松鼻遺跡出土遺物一括	対馬市	対馬市美津島町 (美津島文化会館)	H2.11.16
彫刻	福泉寺金銅如来立像	福泉寺	対馬市厳原町	H5.2.24
工芸品	青磁陽刻牡丹唐草文瓶	多久頭魂神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	H18.3.3
書跡・典籍	朝鮮国告身（小野家伝来）	長崎県	対馬市厳原町	H19.3.2
彫刻	太平寺の木造地藏菩薩坐像	太平寺	対馬市厳原町	H26.10.3
歴史資料	対馬内院の宝篋印塔と五輪塔群	奈伊良神社	対馬市厳原町	H28.10.13
工芸品	聖母宮の茶壺	聖母宮	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S47.2.4
彫刻	長徳寺の木造阿弥陀如来立像	長徳寺	壱岐市芦部町	S49.10.8
工芸品	定光寺の銅製雲版	定光寺	壱岐市芦辺町	S49.10.8
彫刻	定光寺の木造宝冠釈迦如来坐像	定光寺	壱岐市芦辺町	S49.10.8
絵画	安国寺什物 10点	安国寺	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S50.1.7
絵画	絹本着色高野四社明神像	住吉神社	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S50.3.4
工芸品	金蔵寺の梵鐘	金蔵寺	壱岐市勝本町	S52.1.11
工芸品	金蔵寺の鰐口	金蔵寺	壱岐市勝本町	S52.1.11
彫刻	金蔵寺の銅造如来形坐像	金蔵寺	壱岐市勝本町	S52.1.11
彫刻	黒崎釈迦堂の銅造如来形坐像	黒崎釈迦堂仏像保存会	壱岐市郷ノ浦町 (黒崎釈迦堂)	S52.1.11
彫刻	金谷寺の銅造菩薩形坐像	金谷寺	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S55.2.29
彫刻	円光寺の木造不動三尊像	円光寺	壱岐市郷ノ浦町	S55.2.29
工芸品	大宝寺の梵鐘（一口）	大宝寺	五島市玉之浦町	S39.3.16
彫刻	明星院の木造阿弥陀如来立像	明星院	五島市吉田町	S52.7.29
絵画	浦頭教会聖教木版画（筆彩三幅）	浦頭カトリック教会	五島市奥浦町 (堂崎教会)	S52.1.11
歴史資料	東彼杵町のキリシタン墓碑（2基）	東彼杵町	東彼杵郡東彼杵町	H13.2.26

③無形文化財 3件

種別	名称	保持者等	所在地	指定年月日
音楽	長崎の明清楽	長崎市明清楽保存会	長崎市	S53.8.22
工芸技術	長崎刺繍	嘉勢 照太	長崎市	H22.3.5
工芸技術	三川内焼 染付技術	中里 勝歳	佐世保市三川内町	H30.3.29

④民俗文化財 32件

種別	名称	保存団体・所有者	所在地	指定年月日
無形	長崎くんち奉納音曲 (竹ン芸囃子・シャギリ・角力踊道中囃子)	獅子浮立保存会	長崎市田中町	S40.5.31
無形	間の瀬狂言	間の瀬無形民俗文化財保存会	長崎市平間町	S43.4.23
無形	野母盆踊	野母浦祭り保存会	長崎市野母崎地区	S52.1.11
無形	龍踊	籠町龍踊保存会、 諏訪町龍踊保存会	長崎市諏訪町	S52.1.11
有形	諏訪神社の能関係資料 (能面・能衣装・雑具)	諏訪神社	長崎市上西山町	S59.9.18
無形	長崎くんち奉納音曲 (シャギリ)	長崎シャギリ保存会	長崎市 (東長崎地区)	H26.3.25
無形	木場浮立	木場浮立保存会	佐世保市黒髪町	S35.3.22
無形	佐世保のヤモード祭り	淀姫神社と琴平神社の 氏子奉賛会	佐世保市松原町	H16.2.25
有形	西郷の板碑	諫早市	諫早市西郷町	S46.9.14
無形	井崎まっこみ浮立	井崎浮立保存会	諫早市小長井町	S52.5.4
無形	田結浮立	田結浮立保存会	諫早市飯盛町里	S55.2.29
有形	小野の六地藏石幢群 六基	諫早市小野町町内会、 赤崎町町内会	諫早市小野町、赤崎町	S56.3.27
有形	慶厳寺の名号石	慶厳寺	諫早市城見町	S56.3.27
有形	捕鯨銃 (附 火矢・火矢抜き・早盒) 一式	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	S43.4.23
無形	大島のジャンガラ	大根坂ジャンガラ保存会	平戸市大島村大根坂	S52.1.11
無形	大島の須古踊	各地区盆踊保存会	平戸市大島村の山・東神浦・ 西神浦・西宇戸	S52.1.11
無形	度島の盆ごうらい	度島町民俗芸能保存会	平戸市度島町	S52.5.4
有形	長泉寺の鯨供養石造五重塔	長泉寺	平戸市前津吉町	S59.9.18
無形	田助ハイヤ節	田助ハイヤ節保存会	平戸市田助町・大久保町	H20.2.22
有形	庄野の六地藏塔	志佐町庄野地区	松浦市志佐町	S46.9.14
無形	鷹島の島踊	鷹島町島踊保存会	松浦市鷹島町	S62.3.3
有形	豊玉の猪垣	個人	対馬市豊玉町	S48.2.6
有形	豆殿寺門「檜ぼの」遺跡	多久頭魂神社	対馬市厳原町	H8.3.18
無形	チャンココ	上大津、下大津青年団	五島市上大津町・下大津町	S29.4.13
無形	貝津の獅子こま舞	貝津獅子こま舞保存会	五島市三井楽町	S47.8.15
無形	オーモンデー	オーモンデー保存会	五島市三井楽町	S52.1.11
無形	大宝郷の砂打ち	大宝郷会	五島市玉之浦町	S57.1.25
有形	西彼杵半島猪垣基点	西海市	西海市西海町	S43.4.23
無形	平島のナーマイドー	平島ナーマイドー保存会	西海市崎戸町	H15.3.25
無形	皿山の人形浄瑠璃	皿山人形浄瑠璃保存会	東彼杵郡波佐見町	S29.4.13
無形	坂本浮立	坂本浮立保存会	東彼杵郡東彼杵町	S34.5.19
無形	千綿の人形芝居	千綿の人形芝居保存会	東彼杵郡東彼杵町	S39.3.16

⑤史跡 93件

名称	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	指定年月日
日本二十六聖人殉教地	長崎市	長崎市西坂町	S31.4.6
花月	花月	長崎市丸山町	S35.3.22
ケンペル、ツェンベリー記念碑	長崎市	長崎市出島町 (出島和蘭商館跡内)	S35.7.13
長崎金星観測碑・観測台	長崎市	長崎市西山2丁目	S35.7.13
崇福寺の媽祖堂	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
興福寺寺域	興福寺	長崎市寺町	S36.11.24

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
現川焼陶窯跡 （田中宗悦の墓石一基 窯観音一基）	長崎市	長崎市現川町	S38.5.8
戸町番所跡四・五・六・七番石標柱	個人	長崎市国分町	S38.10.30
鉅鹿家魏之琰兄弟の墓	個人	長崎市西山2丁目	S39.10.16
トードス・オス・サントス跡 （セミナリオ及びコレジヨを含む）	春徳寺	長崎市夫婦川町	S41.4.18
ド・ロ神父遺跡 （救助院跡・いわし網工場跡）	長崎市、 お告げのマリア修道会	長崎市西出津町	S42.2.3
烽火山のかま跡	長崎市	長崎市鳴滝町	S43.4.23
国際海底電線小ヶ倉陸揚庫	長崎県	長崎市小ヶ倉3丁目	S47.2.4
葎之本窯跡	佐世保市	佐世保市木原町	S35.7.13
楠本端山旧宅と楠本家墓地土墳群 7基	佐世保市（旧宅） 個人（墓）	佐世保市針尾中町	S39.10.16
佐世保市岩下洞穴	佐世保市	佐世保市松瀬町	S43.12.23
江迎本陣跡	個人	佐世保市江迎町	H10.2.18
直谷城跡	佐世保市	佐世保市吉井町	H13.2.26
下本山岩陰遺跡	佐世保市	佐世保市下本山町	H19.3.2
宇久松原遺跡	神島神社	佐世保市宇久町	H25.10.4
まだれいな銘キリシタン墓碑	個人	島原市山寺名	S2.11.8
島原城跡	島原市、個人	島原市城内一丁目	H28.2.18
長戸鬼塚古墳	諫早市	諫早市小長井町	S63.3.1
諫早家墓所	天祐寺	諫早市西小路町	S52.5.4
琴尾山烽火台跡	個人	諫早市多良見町	S46.9.14
川頭遺跡	諫早市	諫早市湯野尾町	S50.1.7
大雄寺の五百羅漢	大雄寺	諫早市富川町	S52.5.4
大村市今富のキリシタン墓碑	個人	大村市今富町	S38.5.8
五教館御成門	大村市	大村市玖島1丁目	S42.2.3
大村藩お船蔵跡	大村市ほか	大村市玖島1丁目	S44.4.21
鄭成功居宅跡	平戸市ほか	平戸市川内町	S16.1.17
積徳堂跡	個人	平戸市岩の上町	S29.12.21
コックスの甘藷畑跡	個人	平戸市川内町	S29.12.21
中野窯跡	平戸市	平戸市山中町	S35.7.13
里田原遺跡	平戸市	平戸市田平町	S48.2.6
式内社志々伎神社跡	志自伎神社	平戸市野子町	S49.7.2
平戸の六角井戸	平戸市浦の町	平戸市鏡川町	S50.1.7
笠松天神社古墳	個人	平戸市田平町	H19.8.31
岳崎古墳	個人	平戸市田平町	H19.8.31
鯨組主益富家居宅跡	個人	平戸市田平町	H20.2.22
松浦党梶谷城跡	松浦市	松浦市今福町	S46.9.14
文禄の役松浦家供養塔	松浦市	松浦市今福町	S46.9.14
対馬藩お船江跡	個人	対馬市巖原町	S44.4.21
対馬円通寺宗家墓地	円通寺	対馬市峰町	S49.7.2
出居塚古墳	個人	対馬市美津島町	H14.2.26
サイノヤマ古墳	個人	対馬市美津島町	H17.3.25
壱岐国安国寺跡	安国寺	壱岐市芦辺町	S49.4.9
壱岐国分寺跡	壱岐市	壱岐市芦辺町	S49.7.2
弘安の役瀬戸浦古戦場	壱岐市	壱岐市芦辺町	S50.1.7
文永の役新城古戦場	壱岐市	壱岐市勝本町	S50.1.7
亀丘城跡	壱岐市	壱岐市郷ノ浦町	S52.5.4
大塚山古墳	個人	壱岐市芦辺町	S62.3.3
六角井	五島市	五島市江川町	S29.12.21
寄神貝塚	五島市	五島市岐宿町	S37.11.8
石田城跡	個人	五島市池田町	S41.9.30
富江町・山崎の石塁	個人	五島市富江町	S45.1.16
白浜貝塚	五島市	五島市向町	S56.3.27
南蛮船来航の地	個人	西海市西海町	S16.1.17

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
中浦ジュリアン出生の地	西海市	西海市西海町	S43.4.23
西彼町のキリシタン墓碑（2基）	西海市	西海市西彼町	S47.8.15
多以良の小佐々氏墓所	個人	西海市大瀬戸町	H2.11.16
松島炭鉱第4坑跡	三井松島ホールディングス株式会社	西海市大瀬戸町	H27.2.19
小浜町土手之元のキリシタン墓碑（4基）	個人	雲仙市小浜町	S2.11.8
小浜町椎山のキリシタン墓碑	個人	雲仙市小浜町	S2.11.8
南串山町のキリシタン墓碑（3基）	雲仙市	雲仙市南串山町	S2.11.8
鬼の岩屋	個人	雲仙市国見町	S34.1.9
小浜町茂無田のキリシタン墓碑	個人	雲仙市小浜町	S52.5.4
加津佐町砂原のキリシタン墓碑（2基）	南島原市	南島原市加津佐町	S2.11.8
加津佐町須崎のキリシタン墓碑（3基）	南島原市	南島原市加津佐町	S2.11.8
口之津町白浜のキリシタン墓碑	南島原市	南島原市口之津町	S2.11.8
西有家町里坊のキリシタン墓碑	個人	南島原市西有家町	S2.11.8
北有馬町西正寺のキリシタン墓碑（3基）	個人	南島原市北有馬町	S2.11.8
北有馬町谷川のキリシタン墓碑	個人	南島原市北有馬町	S2.11.8
有家町中須川のキリシタン墓碑（2基）	個人	南島原市有家町	S2.11.8
有家町小川のキリシタン墓碑	個人	南島原市有家町	S2.11.8
有家町尾上のキリシタン墓碑	個人	南島原市有家町	S2.11.8
有家町力野のキリシタン墓碑（2基）	個人	南島原市有家町	S2.11.8
円通寺門礎石	巖吼寺	南島原市加津佐町	S16.1.17
勤皇大智禪師大梅の塔	巖吼寺	南島原市加津佐町	S16.1.17
南蛮船来航の地	個人	南島原市口之津町	S16.1.17
南有馬町吉川のキリシタン墓碑	個人	南島原市南有馬町	S50.9.2
布津町キリシタン墓碑群	南島原市	南島原市布津町	S53.8.22
長与の寺屋敷跡五輪塔群	長与町	西彼杵郡長与町	S46.2.5
長崎甚左衛門の墓	時津町	西彼杵郡時津町	S41.4.18
彼杵の古墳	国	東彼杵郡東彼杵町	S25.4.10
川棚町のキリシタン墓碑	個人	東彼杵郡川棚町	S29.4.13
波佐見町のキリシタン墓碑群	個人	東彼杵郡波佐見町	S47.2.4
智恵治登窯跡	個人	東彼杵郡波佐見町	H16.8.27
三方境傍示石（三領石）	個人	東彼杵郡波佐見町	H27.10.22
神ノ崎遺跡	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H3.3.29
市ノ瀬窯跡	佐々町	北松浦郡佐々町	S25.4.10
佐々町狸山支石墓群	佐々町	北松浦郡佐々町	S33.6.5
日島の石塔群	新上五島町	南松浦郡新上五島町	H12.2.22

⑥名勝 1件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
滝の観音	霊源院	長崎市平間町	S39.10.16

⑦天然記念物 105件

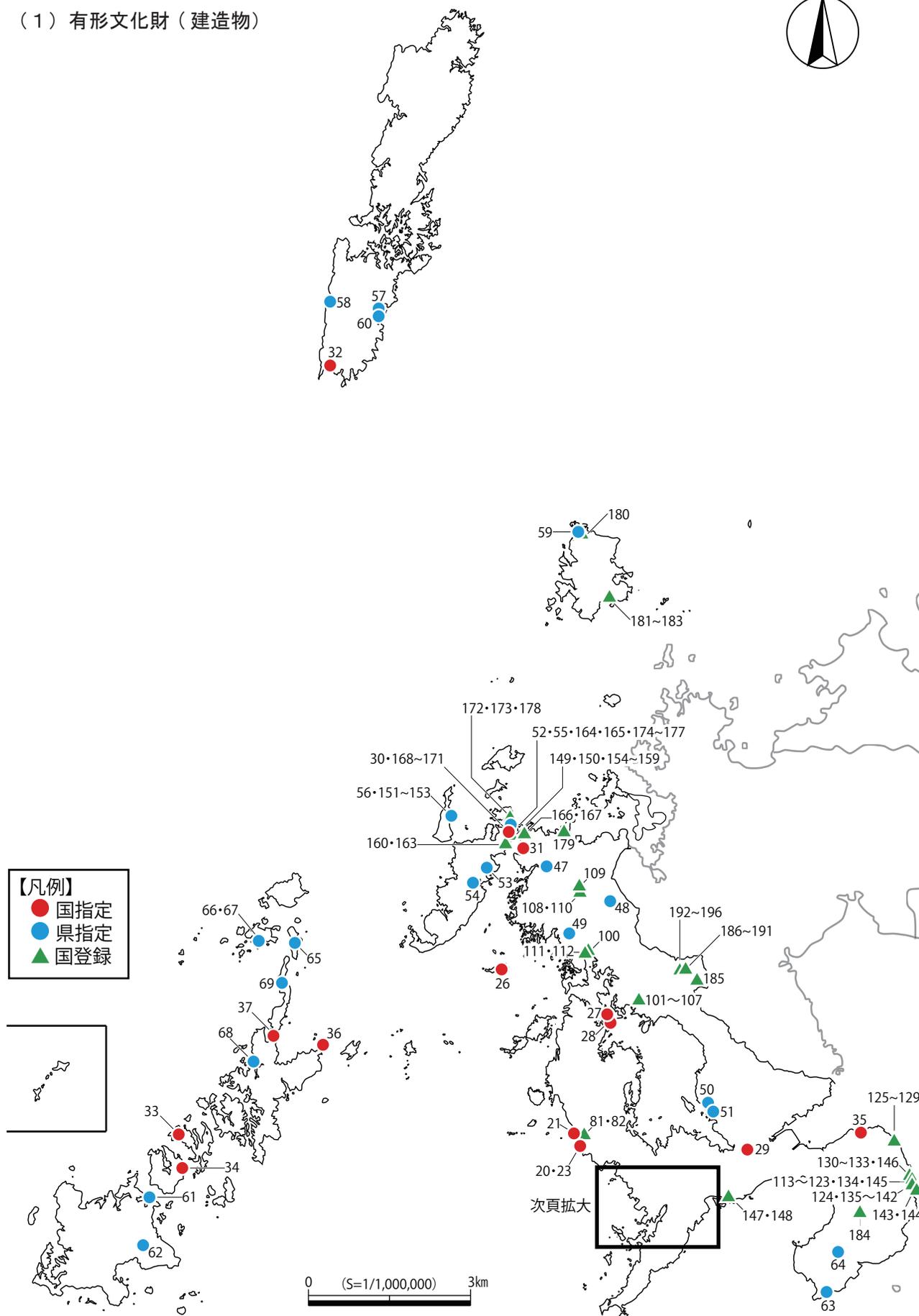
種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
植物	大徳寺の大クス	八坂神社	長崎市西小島1丁目	S25.4.10
植物	脇岬ノアサガオ群落	長崎市	長崎市脇岬町	S35.3.22
植物	弁天山樹叢	長崎市	長崎市脇岬町	S35.3.22
地質鉱物	長崎市小ヶ倉の褶曲地層	長崎県	長崎市小ヶ倉町2丁目	S38.7.23
植物	デジマノキ	長崎市	長崎市出島町	S41.4.18
地質鉱物	三重海岸変成鉱物の産地		長崎市三重町ほか	S53.3.31
植物	川原大池樹林	長崎市	長崎市宮崎町	S53.8.22
地質鉱物	茂木植物化石層	個人	長崎市茂木町	S54.7.27
植物	琴海のカネコシダ群落	長崎市	長崎市琴海形上町	S58.8.30
植物	琴海のヒイラギ	個人	長崎市琴海形上町	S58.8.30
地質鉱物	野母崎の変はんれい岩露出地	長崎市	長崎市黒浜町 長崎市以下宿町	H6.2.28
地質鉱物	脇岬のビーチロック	国、長崎市	長崎市脇岬町	H6.2.28

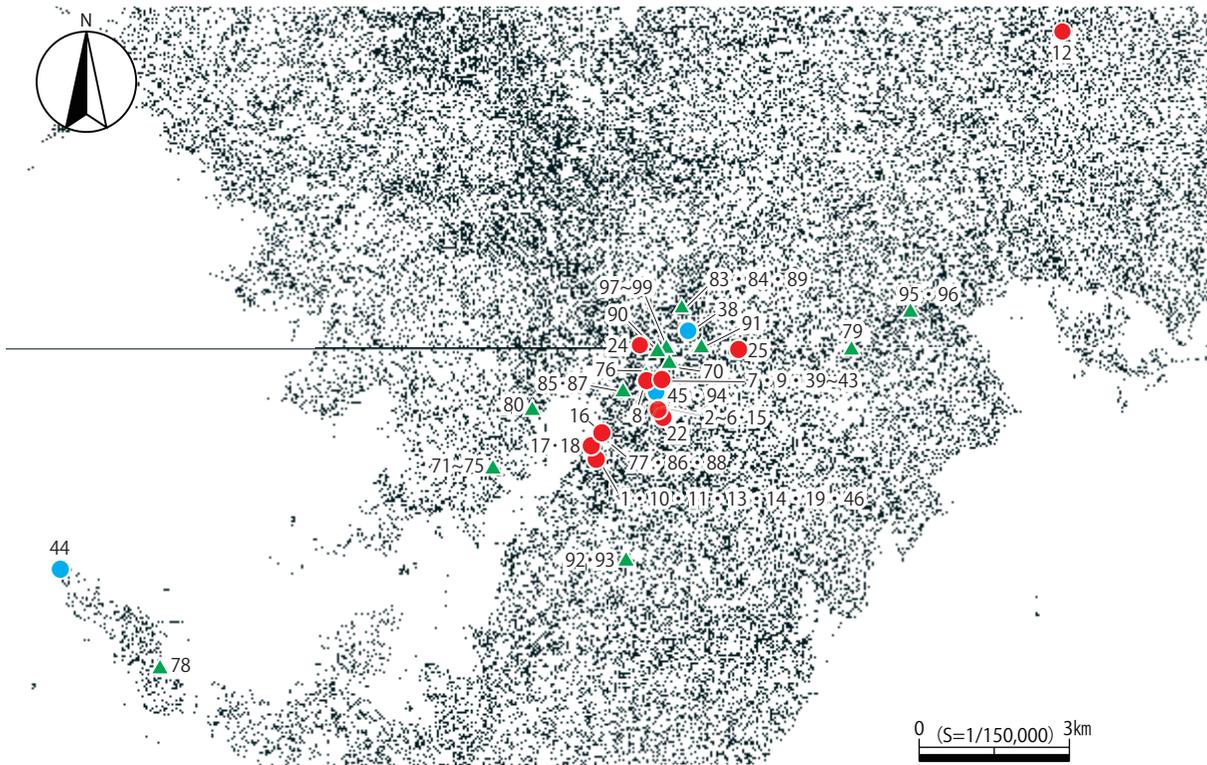
名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日	
植物	蘇鉄の巨樹	個人	佐世保市宇久町	S33.6.5
植物	藤山神社の大フジ	藤山神社	佐世保市小舟町	S45.1.16
植物	東漸寺の大クス	東漸寺	佐世保市中里町	S45.1.16
植物	子安観音の大クス	上有福町自治会	佐世保市有福町	S45.1.16
地質鉱物	寺島玉石甌穴	佐世保市	佐世保市宇久町	S45.6.9
植物	西光寺のオオムラザクラ	西光寺	佐世保市上柚木町	S46.2.5
植物	世知原の大山祇神社社叢	大山祇神社	佐世保市世知原町	S47.2.4
植物	吉井町の吉田大明神社叢	佐世保市	佐世保市吉井町	S49.4.9
植物	小佐々のハカマカズラ	佐世保市	佐世保市小佐々町	S52.1.11
地質鉱物	小佐々野島の淡水貝化石含有層	佐世保市	佐世保市小佐々町	S53.3.31
地質鉱物	串ノ浜岩脈	佐世保市	佐世保市黒島町	H10.2.18
植物	有明町の大樟		島原市有明町	S33.6.5
植物	島原のシマバライチゴ自生地	国	島原市南千本木町	S35.3.22
植物	熊野神社の大楠	熊野神社	島原市杉山町	S35.7.13
植物	熊野神社の大棕	熊野神社	島原市杉山町	S35.7.13
植物	富川のかつら	大雄寺	諫早市富川町	S40.5.31
植物	諫早神社のクス群	諫早神社	諫早市宇都町	S41.9.30
植物	飯盛町のヘツカニガキ	個人	諫早市飯盛町	S53.8.22
植物	森山西小学校のアベマキ	諫早市	諫早市森山町	S56.3.27
植物	多良岳せんだいそう群落	国	大村市萱瀬山国有林	S24.5.20
植物	五ヶ原岳ツクシヤクナゲ群落	国	大村市五家原岳	S32.3.8
植物	大村城跡のマキ	大村神社	大村市玖島1丁目	S42.2.3
植物	大村神社のクシマザクラ	大村神社	大村市玖島1丁目	S42.2.3
植物	玖島崎樹叢	大村市	大村市玖島1丁目	S49.3.5
植物	平戸市中の浦の蘇鉄群落	個人	平戸市大久保町	S27.5.13
植物	亀岡のまき並木	平戸市	平戸市岩の上町	S29.12.21
植物	平戸古館のピロウ自生地	個人	平戸市大久保町	S31.4.6
植物	平戸口のピロウ自生地	平戸市	平戸市田平町	S31.4.6
動物	平戸のシカ	平戸市	平戸市安満岳の中腹一帯	S34.1.9
植物	志自岐神社地の宮、 沖の宮社叢	志自岐神社	平戸市野子町	S49.3.5
植物	平戸の沖の島樹叢	三輪神社	平戸市紐差町	S51.2.24
植物	海寺跡のハクモクレン	個人	平戸市田平町	S54.4.27
植物	是心寺のソテツ	是心寺	平戸市田平町	S54.4.27
地質鉱物	生月町塩俵断崖の柱状節理	平戸市	平戸市生月町	H1.9.29
植物	平戸石川のハルサザンカ	個人	平戸市戸石川町	H22.3.5
植物	鷹島の公孫樹	松浦市	松浦市鷹島町	S32.10.29
地質鉱物	弁天島岩脈	松浦市	松浦市福島町	S36.11.24
地質鉱物	喜内瀬川甌穴群	松浦市	松浦市福島町	S47.8.15
植物	福寿寺のイロハモミジ	福寿寺	松浦市福島町	S54.4.27
植物	福島町の今山神社社叢	今山神社	松浦市福島町	S54.4.27
地質鉱物	樞崎岩脈	松浦市	松浦市福島町	S54.4.27
植物	鷹島町住吉神社のアコウ	住吉神社	松浦市鷹島町	S55.2.29
植物	対馬琴のイチヨウ	対馬市ほか	対馬市上対馬町	S36.11.24
動物	キタタキはく製標本	対馬市	対馬市上対馬町	S38.3.27
植物	万松院の大スギ	万松院	対馬市厳原町	S41.5.26
動物	阿須川のアキマドボタル生息地	対馬市	対馬市厳原町	S41.5.26
地質鉱物	千尋藻の連痕	対馬市	対馬市豊玉町	S41.5.26
植物	六御前神社のイチヨウ	六御前神社	対馬市豊玉町	S47.8.15
植物	対馬海神社の社叢	海神社	対馬市峰町	S50.9.2
植物	豊玉の和多都美神社社叢	和多都美神社	対馬市豊玉町	S51.2.24
植物	対馬唐洲の大ソテツ	個人	対馬市豊玉町	S53.3.31
植物	勝本のハイビヤクシン群落	壱岐市	壱岐市勝本町	S26.7.3
植物	壱岐志原のスキヤクジャク群落	壱岐市	壱岐市郷ノ浦町	S31.4.6
植物	壱岐渡良のアコウ	壱岐市	壱岐市郷ノ浦町	S33.6.5

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
植物	沓岐国分のヒイラギ	個人	沓岐市芦辺町	S36.11.24
植物	沓岐報恩寺のモクセイ	報恩寺	沓岐市勝本町	S36.11.24
地質鉱物	初瀬の岩脈	西八幡神社	沓岐市郷ノ浦町	S41.9.30
植物	沓岐安国寺のスギ	安国寺	沓岐市芦辺町	S43.12.23
植物	沓岐白沙八幡神社社叢	白沙八幡神社	沓岐市石田町	S43.12.23
植物	沓岐の鏡岳神社社叢	鏡岳神社	沓岐市郷ノ浦町	S48.9.4
地質鉱物	沓岐長者原化石層	寄八幡神社	沓岐市芦辺町	S51.2.24
地質鉱物	沓岐産ステゴドン象化石	沓岐市	沓岐市芦辺町 (沓岐市立一支部博物館)	S52.5.4
地質鉱物	沓岐のステゴドン象化石産出地	沓岐市	沓岐市勝本町	S52.7.29
植物	岐宿町タヌキアヤメ群落	桑木場部落	五島市岐宿町	S27.5.13
植物	五島玉之浦のアコウ	五島市	五島市玉之浦町	S27.5.13
植物	五島樫の浦のアコウ	五島市	五島市平蔵町	S27.5.13
植物	丹奈のヘゴ, リュウビンタイ混交群落	五島市	五島市玉之浦町	S29.4.13
植物	荒川のハマジンチョウ	五島市	五島市玉之浦町	S29.12.21
植物	七岳のリュウビンタイ群落	五島市	五島市玉之浦町	S29.12.21
植物	頓泊のカラタチ群落	五島市	五島市玉之浦町	S29.12.21
地質鉱物	鬼岳火山涙産地	五島市	五島市上大津町	S29.12.21
植物	船廻神社社叢	五島市	五島市奈留町	S31.4.6
地質鉱物	富江溶岩トンネル「井坑」	五島市	五島市富江町	S32.3.8
地質鉱物	漣痕	五島市	五島市三井楽町	S34.1.9
地質鉱物	嵯峨島火山海食崖	五島市	五島市三井楽町嵯峨島	S34.5.19
地質鉱物	黄島溶岩トンネル	黄島町内会	五島市黄島町	S39.10.16
植物	福江の大ツバキ	五島市	五島市野々切町	S42.2.20
地質鉱物	福江椎木山の漣痕	個人	五島市平蔵町	S42.9.8
植物	島山島のヘゴ自生地	五島市	五島市玉之浦町	S45.1.16
植物	巖立神社社叢	五島市	五島市岐宿町	S45.6.9
植物	久賀島のツバキ原始林	五島市	五島市田ノ浦町	S47.5.26
植物	白鳥神社の社叢	白鳥神社	五島市玉之浦町	S52.1.11
植物	奈留島皷ノ浦の ハマジンチョウ群落	五島市	五島市奈留町	H19.9.29
植物	五島八朔鼻の海岸植物	五島市	五島市岐宿町	H25.10.4
植物	大立島の植物群落	西海市	西海市崎戸町	H28.2.18
植物	長栄寺のひいらぎ	長栄寺	雲仙市国見町	S24.5.20
植物	深江町諏訪神社の社叢	諏訪神社	南島原市深江町	S57.7.22
地質鉱物	古路島の岩頭	小値賀町	北松浦郡小値賀町	S29.12.21
地質鉱物	大島巨大火山弾産地	小値賀町	北松浦郡小値賀町	S29.12.21
天然保 護区域	美良島	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H5.2.24
植物	奈良尾ヘゴ自生地	個人	南松浦郡新上五島町	S41.4.18
地質鉱物	新魚目曽根火山赤ダキ断崖	新上五島町	南松浦郡新上五島町	S53.3.31
植物	五島青方のウバメガシ	新上五島町	南松浦郡新上五島町	S53.8.22

2. 長崎県の文化財分布図 (R3.1.1 現在)

(1) 有形文化財 (建造物)





国 宝 (建造物) (●)

番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地
1	大浦天主堂	長崎市	48	旧松浦炭坑事務所 一棟	佐世保市	98	国道34号 中之橋	長崎市
2	崇福寺第一峰門	長崎市	49	大宮姫神社本殿	佐世保市	99	国道34号 鎮西橋	長崎市
3	崇福寺大雄宝殿	長崎市	50	本経寺大村家墓群 墓石78基・石燈籠481基	大村市	100	佐世保市民文化ホール (旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)	佐世保市

重要文化財 (建造物) (●)

番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地
4	崇福寺三門 (楼門)	長崎市	51	旧楠本家住宅 (主屋・離れ)	大村市	101	梅ヶ枝酒造瓶詰所	佐世保市
5	崇福寺鐘鼓楼	長崎市	52	雄香寺開山堂	平戸市	102	梅ヶ枝酒造旧むろ	佐世保市
6	崇福寺護法堂	長崎市	53	宝亀教会	平戸市	103	梅ヶ枝酒造旧仕込蔵	佐世保市
7	興福寺本堂 (大雄宝殿)	長崎市	54	紐差教会	平戸市	104	梅ヶ枝酒造貯蔵蔵	佐世保市
8	眼鏡橋	長崎市	55	旧松浦家住宅 (千歳閣・九阜齋・玄関)	平戸市	105	梅ヶ枝酒造旧北蔵	佐世保市
9	旧唐人屋敷門	長崎市	56	益富家恵比須社霊殿	平戸市	106	梅ヶ枝酒造住居	佐世保市
10	旧グラバー住宅	長崎市	57	旧日新館門	対馬市	107	梅ヶ枝酒造主屋	佐世保市
11	旧リンガー住宅	長崎市	58	権根の石屋根倉庫	対馬市	108	吉田橋梁	佐世保市
12	旧本田家住宅	長崎市	59	今屋敷の防火壁	対馬市	109	福井川橋梁	佐世保市
13	旧オルト住宅	長崎市	60	聖母宮 本殿・西門・南門	壱岐市	110	吉井川橋梁	佐世保市
14	旧羅典神学校	長崎市	61	堂崎教会	五島市	111	佐世保重工業二五〇トン起重機	佐世保市
15	崇福寺媽祖閣	長崎市	62	明星院本堂	五島市	112	旧佐世保鎮守府武庫預兵器庫	佐世保市
16	旧長崎英国領事館	長崎市	63	旧長崎税関口之津支署庁舎	南島原市	113	清水家住宅主屋	島原市
17	旧香港上海銀行長崎支店	長崎市	64	有馬の石橋群5橋	南島原市	114	青い理髪館 (旧小林理髪館)	島原市
18	旧長崎税関下り松派出所	長崎市	65	旧野首教会	小値賀町	115	保里川家住宅主屋	島原市
19	東山手十二番館	長崎市	66	阿弥陀寺万日堂	小値賀町	116	宮崎商店煙突	島原市
20	旧出津救助院	長崎市	67	旧小田家住宅 主屋・奥座敷・土蔵	小値賀町	117	宮崎商店焼酎蔵	島原市
21	大野教会堂	長崎市	68	大曾教会	新上五島町	118	宮崎商店煙突	島原市
22	清水寺本堂	長崎市	69	江袋教会	新上五島町	119	中野金物店主屋	島原市
23	出津教会堂	長崎市				120	中野金物店防火壁	島原市
24	聖福寺4棟 (大雄宝殿 天王殿 鐘楼 山門)	長崎市				121	猪原金物店主屋	島原市

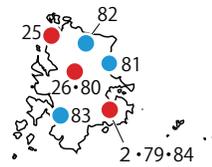
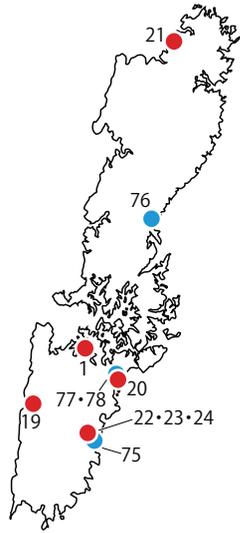
登録有形文化財 (建造物) (▲)

番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地
25	本河内水源地水道施設 二所 一基	長崎市	70	宮地獄八幡神社陶器製鳥居	長崎市	124	西川家住宅	島原市
26	黒島天主堂	佐世保市	71	佐藤家住宅主屋	長崎市	125	加藤酒造店舗兼主屋	島原市
27	旧佐世保無線電信所 (針尾送信所) 施設	佐世保市	72	佐藤家木造別棟	長崎市	126	加藤酒造井戸	島原市
28	西海橋	西海市	73	佐藤家木造附属屋	長崎市	127	加藤酒造門	島原市
29	眼鏡橋	諫早市	74	佐藤家石造倉庫A	長崎市	128	加藤酒造表土塀	島原市
30	幸橋	平戸市	75	佐藤家石造倉庫B	長崎市	129	加藤酒造裏土塀	島原市
31	田平天主堂	平戸市	76	江崎べっ甲店	長崎市	130	小早川家住宅主屋	島原市
32	主藤家住宅	対馬市	77	池上家住宅	長崎市	131	小早川家住宅門	島原市
33	江上天天主堂	五島市	78	馬込教会	長崎市	132	小早川家住宅土塀	島原市
34	旧五輪教会堂	五島市	79	日見トンネル	長崎市	133	小早川家住宅煉瓦塀	島原市
35	旧鶴島家住宅	雲仙市	80	三菱重工業長崎造船所 ハンマーヘッド型起重機	長崎市	134	島原城御馬見所	島原市
36	頭ヶ島天主堂	新上五島町	81	橋口家住宅主屋	長崎市	135	旧伊東家住宅 (四明荘) 主門	島原市
37	青砂ヶ浦天主堂	新上五島町	82	橋口家住宅倉庫	長崎市	136	旧伊東家住宅 (四明荘) 表門	島原市
			83	長崎大学造林会館	長崎市	137	マルイチ祭斎斎場 (旧小林家住宅酒蔵)	島原市
			84	長崎大学経済学部倉庫	長崎市	138	しまばら湧水館 (旧三村家住宅) 主屋	島原市
			85	小野原本店店舗兼主屋	長崎市			
			86	東山手十三番館住宅主屋	長崎市			
			87	小野原本店附属屋	長崎市	139	しまばら湧水館 (旧三村家住宅) 石柱門及び石塀	島原市
			88	東山手十三番館住宅倉庫	長崎市			
			89	長崎大学経済学部拱橋	長崎市	140	しまばら湧水館 (旧三村家住宅) レンガ塀	島原市
			90	長崎市旧市長公舎	長崎市			
			91	中川橋	長崎市	141	島崎家住宅主屋	島原市
			92	小ヶ倉ダム	長崎市	142	島崎家住宅離れ	島原市
			93	小ヶ倉ダム管理橋	長崎市	143	旧升金商店店舗兼主屋	島原市
			94	料亭 春海	長崎市	144	旧升金商店事務所兼倉庫	島原市
			95	吉田家住宅主屋	長崎市	145	中村家住宅長屋門	島原市
			96	吉田家住宅長屋門	長崎市	146	堤内家住宅亭	島原市
			97	国道34号 一之橋	長崎市	147	旧小川家住宅石垣	諫早市

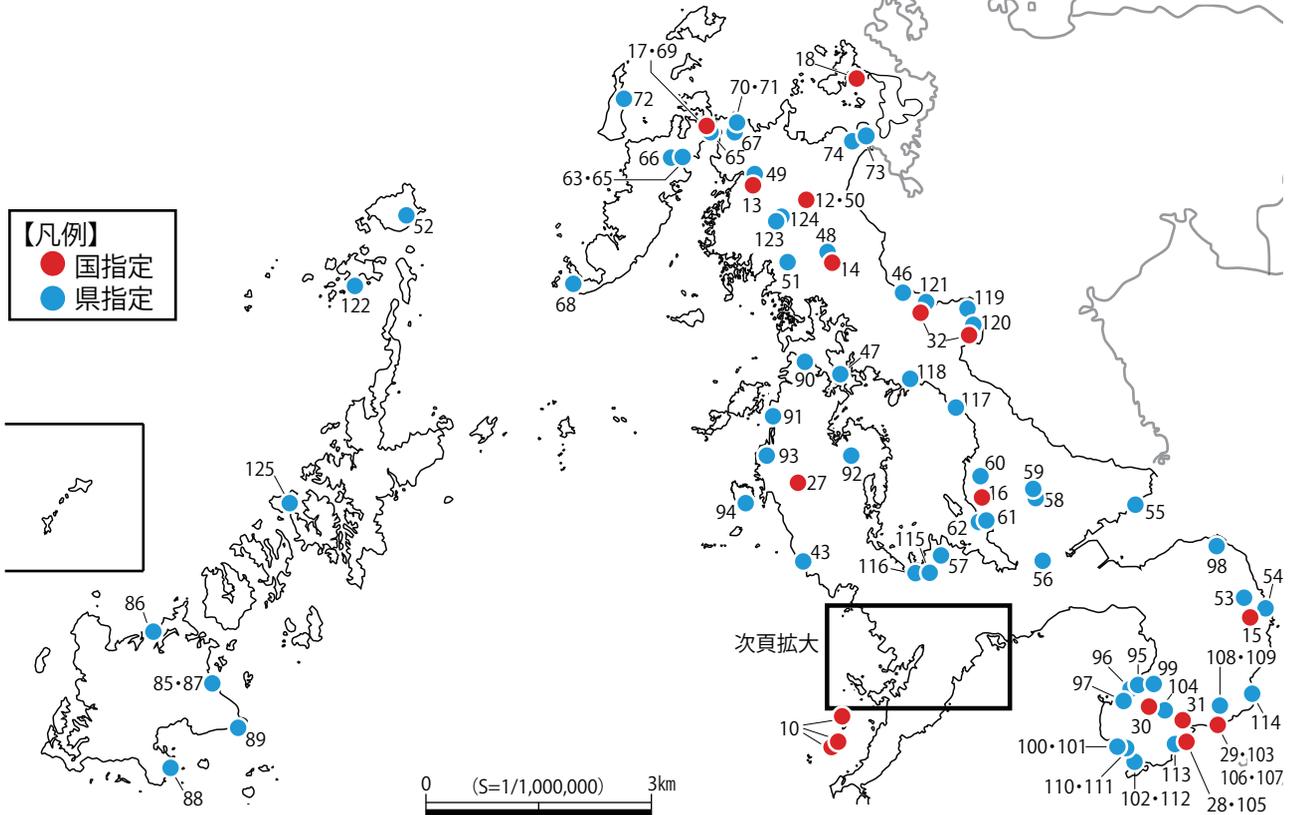
県指定有形文化財 (建造物) (●)

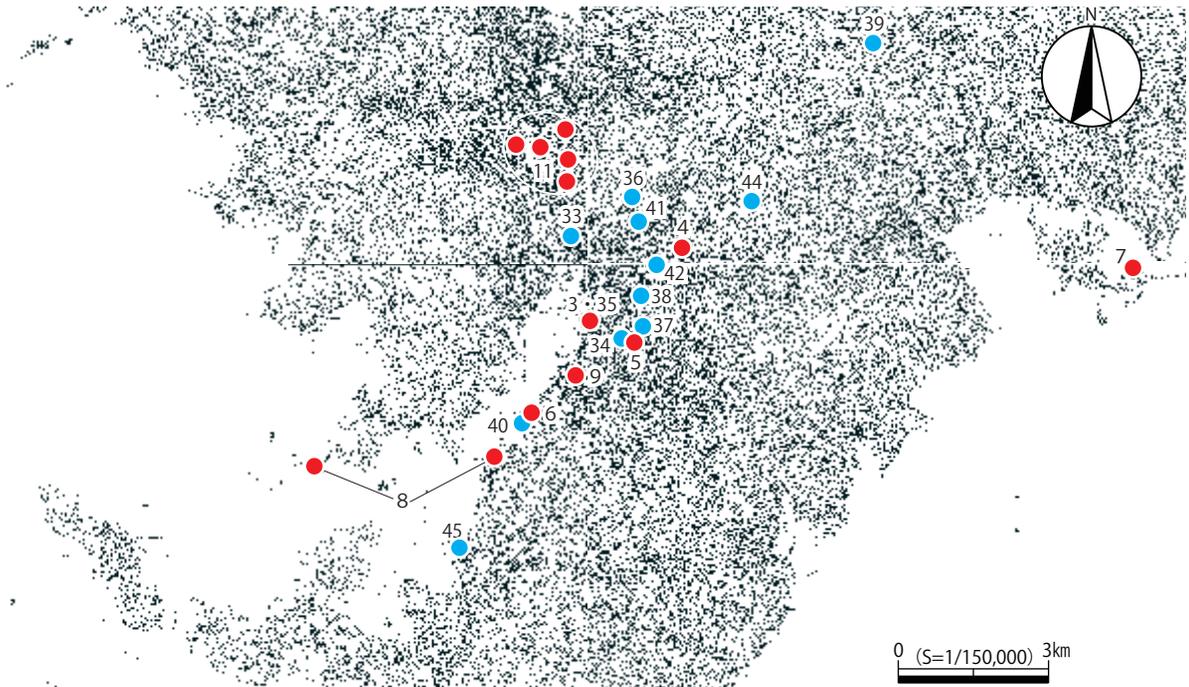
番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地
38	東海の墓	長崎市	148	旧小川家住宅主屋	諫早市	151	益富家住宅度敷	平戸市
39	興福寺山門	長崎市	149	大曲家住宅石段及び石垣	平戸市	152	益富家住宅御成門	平戸市
40	中島聖堂遺構大学門	長崎市	150	大曲家住宅主屋	平戸市	153	益富家住宅主屋	平戸市
41	興福寺三江会所門	長崎市	151	大曲家住宅主屋	平戸市	154	大曲家住宅石段及び石垣	平戸市
42	興福寺媽祖閣	長崎市	152	内野家住宅門及び塀	平戸市	155	大曲家住宅主屋	平戸市
43	興福寺鐘鼓楼	長崎市	153	内野家住宅煉瓦塀	平戸市	156	内野家住宅主屋	平戸市
44	伊予島灯台旧吏員退息所	長崎市	154	内野家住宅石段	平戸市	157	内野家住宅煉瓦塀	平戸市
45	陸臺寺 山門・仁王門・大仏殿	長崎市	155	内野家住宅主屋	平戸市	158	内野家住宅主屋	平戸市
46	旧長崎大司教館	長崎市	156	梅ヶ谷津備楽園石垣	平戸市	159	梅ヶ谷津備楽園石垣	平戸市
47	山下家のもと (飯) 蔵	佐世保市	157	梅ヶ谷津備楽園福荷社	平戸市	160	梅ヶ谷津備楽園福荷社	平戸市
			158	梅ヶ谷津備楽園 石塀及び石段	平戸市	161	梅ヶ谷津備楽園 石塀及び石段	平戸市
			159	松浦史料博物館 (旧松浦詮郎) 閑雲亭待合	平戸市	162	松浦史料博物館 (旧松浦詮郎) 閑雲亭	平戸市
			160	松浦史料博物館 (旧松浦詮郎) 閑雲亭	平戸市	163	松浦史料博物館 (旧松浦詮郎) 閑雲亭	平戸市
			161	鮎川家住宅石垣及び石段	平戸市	164	鮎川家住宅主屋	平戸市
			162	鮎川家住宅主屋	平戸市	165	鮎川家住宅主屋	平戸市
			163	龜岡神社幣殿及び登廊	平戸市	166	龜岡神社拝殿	平戸市
			164	龜岡神社拝殿	平戸市	167	龜岡神社神楽殿	平戸市
			165	龜岡神社神楽殿	平戸市	168	龜岡神社本殿	平戸市
			166	龜岡神社本殿	平戸市	169	永山家住宅主屋	平戸市
			167	永山家住宅主屋	平戸市	170	永山家住宅主屋	平戸市
			168	永山家住宅主屋	平戸市	171	永山家住宅主屋	平戸市
			169	松浦家住宅主屋	平戸市	172	松浦家住宅主屋	平戸市
			170	松浦家住宅主屋	平戸市	173	松浦家住宅主屋	平戸市
			171	松浦家住宅主屋	平戸市	174	松浦家住宅主屋	平戸市
			172	松浦家住宅主屋	平戸市	175	松浦家住宅主屋	平戸市
			173	松浦家住宅主屋	平戸市	176	松浦家住宅主屋	平戸市
			174	松浦家住宅主屋	平戸市	177	松浦家住宅主屋	平戸市
			175	松浦家住宅主屋	平戸市	178	松浦家住宅主屋	平戸市
			176	松浦家住宅主屋	平戸市	179	松浦家住宅主屋	平戸市
			177	松浦家住宅主屋	平戸市	180	松浦家住宅主屋	平戸市
			178	松浦家住宅主屋	平戸市	181	松浦家住宅主屋	平戸市
			179	松浦家住宅主屋	平戸市	182	松浦家住宅主屋	平戸市
			180	松浦家住宅主屋	平戸市	183	松浦家住宅主屋	平戸市
			181	松浦家住宅主屋	平戸市	184	松浦家住宅主屋	平戸市
			182	松浦家住宅主屋	平戸市	185	松浦家住宅主屋	平戸市
			183	松浦家住宅主屋	平戸市	186	松浦家住宅主屋	平戸市
			184	松浦家住宅主屋	平戸市	187	松浦家住宅主屋	平戸市
			185	松浦家住宅主屋	平戸市	188	松浦家住宅主屋	平戸市
			186	松浦家住宅主屋	平戸市	189	松浦家住宅主屋	平戸市
			187	松浦家住宅主屋	平戸市	190	松浦家住宅主屋	平戸市
			188	松浦家住宅主屋	平戸市	191	松浦家住宅主屋	平戸市
			189	松浦家住宅主屋	平戸市	192	松浦家住宅主屋	平戸市
			190	松浦家住宅主屋	平戸市	193	松浦家住宅主屋	平戸市
			191	松浦家住宅主屋	平戸市	194	松浦家住宅主屋	平戸市
			192	松浦家住宅主屋	平戸市	195	松浦家住宅主屋	平戸市
			193	松浦家住宅主屋	平戸市	196	松浦家住宅主屋	平戸市
			194	松浦家住宅主屋	平戸市			
			195	松浦家住宅主屋	平戸市			
			196	松浦家住宅主屋	平戸市			

(2) 史跡



- 【凡例】
- 国指定
 - 県指定





特別史跡 (●)

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	金田城跡	対馬市	43	ド・ロ神父遺跡	長崎市	91	中浦ジュリアン出生の地	西海市
2	原の辻遺跡	壱岐市	44	烽火山のかま跡	長崎市	92	西彼町のキリシタン墓碑	西海市

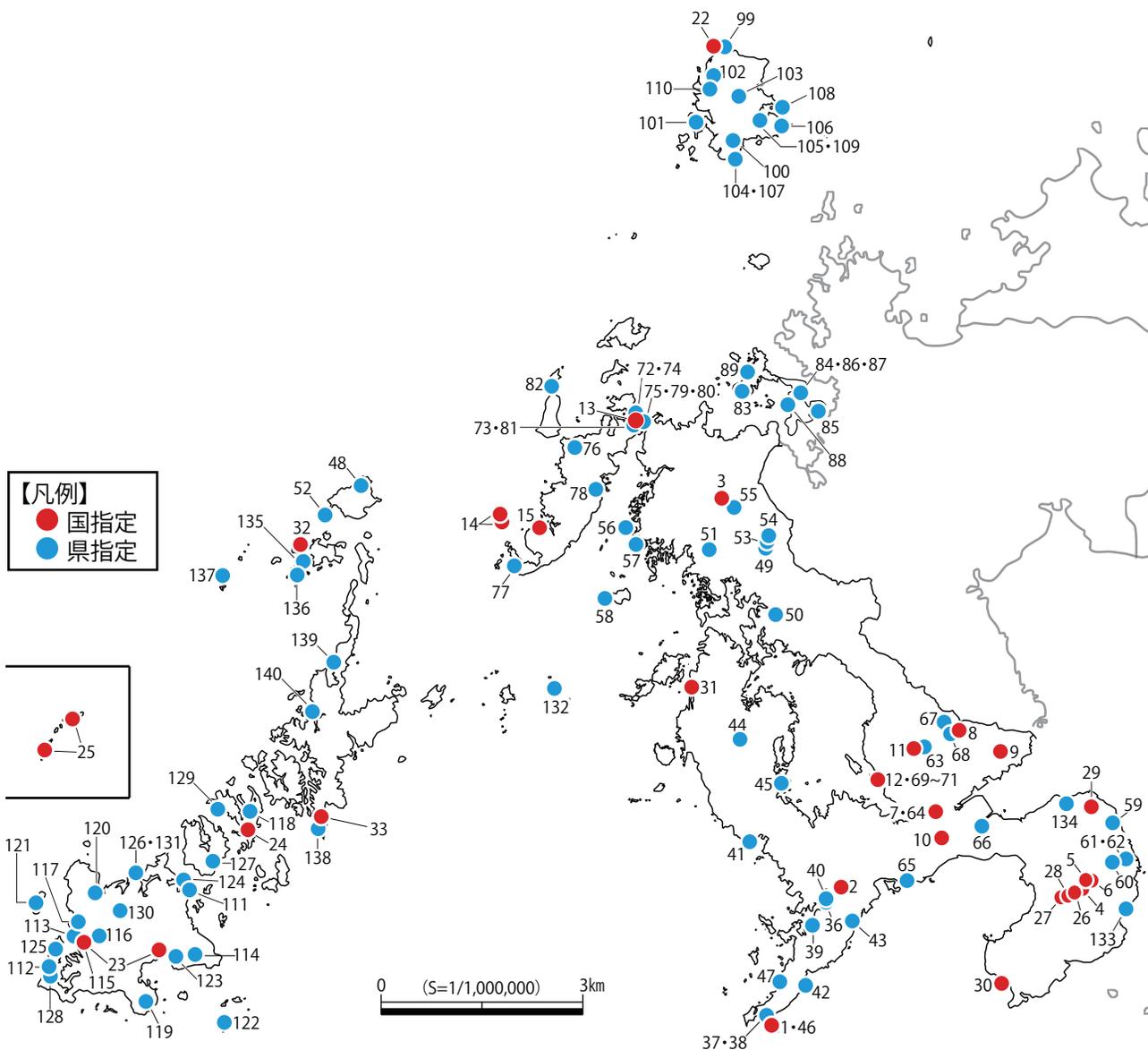
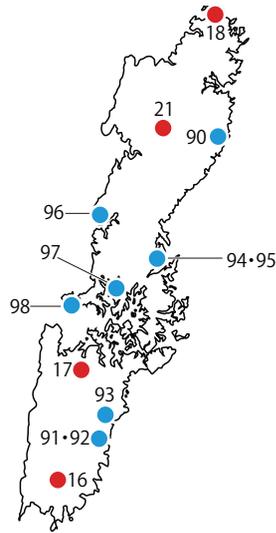
国指定史跡 (●)

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
3	出島和蘭商館跡	長崎市	45	国際海底電線小ヶ倉陸揚庫	長崎市	93	多以良の小佐々氏墓所	西海市
4	シーボルト宅跡	長崎市	46	葭之本窯跡	佐世保市	94	松島炭鉱第4坑跡	西海市
5	高島秋帆旧宅	長崎市	47	楠本端山旧宅と楠本家墓地土墳群7基	佐世保市	95	小浜町土手之元のキリシタン墓碑	雲仙市
6	小菅修船場跡	長崎市	48	佐世保市岩下洞穴	佐世保市	96	小浜町椎山のキリシタン墓碑	雲仙市
7	曲崎古墳群	長崎市	49	江迎本陣跡	佐世保市	97	南串山町のキリシタン墓碑	雲仙市
8	長崎台場跡	長崎市	50	直谷城跡	佐世保市	98	鬼の岩屋	雲仙市
9	大浦天主堂境内	長崎市	51	下本山岩陰遺跡	佐世保市	99	小浜町茂無田のキリシタン墓碑	雲仙市
10	高島炭鉱跡	長崎市	52	宇久松原遺跡	佐世保市	100	加津佐町砂原のキリシタン墓碑	南島原市
11	長崎原爆遺跡	長崎市	53	まだれいな銘キリシタン墓碑	島原市	101	加津佐町須崎のキリシタン墓碑	南島原市
12	福井洞窟	佐世保	54	島原城跡	島原市	102	口之津町白浜のキリシタン墓碑	南島原市
13	大野台支石墓群	佐世保	55	長戸鬼塚古墳	諫早市	103	西有家町里坊のキリシタン墓碑	南島原市
14	泉福寺洞窟	佐世保	56	諫早家墓所	諫早市	104	北有馬町西正寺のキリシタン墓碑	南島原市
15	旧島原藩薬園跡	島原市	57	琴尾山烽火台跡	諫早市	105	北有馬町谷川のキリシタン墓碑	南島原市
16	大村藩主大村家墓所	大村市	58	川頭遺跡	諫早市	106	有家町中須川のキリシタン墓碑	南島原市
17	平戸和蘭商館跡	平戸市	59	大雄寺の五百羅漢	大村市	107	有家町小川のキリシタン墓碑	南島原市
18	鷹島神崎遺跡	松浦市	60	大村藩お船蔵跡	大村市	108	有家町尾上のキリシタン墓碑	南島原市
19	矢立山古墳群	対馬市	61	五教館御成門	大村市	109	有家町力野のキリシタン墓碑	南島原市
20	根曾古墳群	対馬市	62	大村藩お船蔵跡	大村市	110	円通寺門礎石	南島原市
21	塔の首遺跡	対馬市	63	鄭成功居宅跡	平戸市	111	勤皇大智禪師大梅の塔	南島原市
22	清水山城跡	対馬市	64	積徳堂跡	平戸市	112	南蛮船来航の地	南島原市
23	対馬藩主宗家墓所	対馬市	65	コックスの甘藷畑跡	平戸市	113	南有馬町吉川のキリシタン墓碑	南島原市
24	金石城跡	対馬市	66	中野窯跡	平戸市	114	布津町キリシタン墓碑群	南島原市
25	勝本城跡	壱岐市	67	里田原遺跡	平戸市	115	長与の寺屋敷跡五輪塔群	長与町
26	壱岐古墳群	壱岐市	68	式内社志々伎神社跡	平戸市	116	長崎甚左衛門の墓	時津町
27	ホゲット石鍋製作遺跡	西海市	69	平戸の六角井戸	平戸市	117	彼杵の古墳	東彼杵町
28	原城跡	南島原市	70	笠松天神社古墳	平戸市	118	川棚町のキリシタン墓碑	川棚町
29	吉利支丹墓碑	南島原市	71	岳崎古墳	平戸市	119	波佐見町のキリシタン墓碑群	波佐見町
30	原山支石墓群	南島原市	72	鯨組主益富家居宅跡	平戸市	120	智恵治登窯跡	波佐見町
31	日野江城跡	南島原市	73	松浦党梶谷城跡	松浦市	121	三方境傍示石	波佐見町
32	肥前波佐見陶磁器窯跡	波佐見町	74	文禄の役松浦家供養塔	松浦市	122	神ノ崎遺跡	小直賀町
			75	対馬藩お船江跡	対馬市	123	神ノ瀬窯跡	佐々町
			76	対馬円通寺宗家墓地	対馬市	124	佐々町狸山支石墓群	佐々町
			77	出居塚古墳	対馬市	125	日島の石塔群	新上五島町
			78	サイノヤマ古墳	対馬市			
			79	壱岐国安国寺跡	壱岐市			
			80	壱岐国分寺跡	壱岐市			
			81	弘安の役瀬戸浦古戦場	壱岐市			
			82	文永の役新城古戦場	壱岐市			
			83	亀丘城跡	壱岐市			
			84	大塚山古墳	壱岐市			
			85	六角井	五島市			
			86	寄神貝塚	五島市			
			87	石田城跡	五島市			
			88	富江町・山崎の石墓	五島市			
			89	白浜貝塚	五島市			
			90	南蛮船来航の地	西海市			

県指定史跡 (●)

番号	名称	所在地
33	日本二十六聖人殉教地	長崎市
34	花月	長崎市
35	ケンベル、ツェンペリー記念碑	長崎市
36	長崎金星観測碑・観測台	長崎市
37	崇福寺の媽祖堂	長崎市
38	興福寺寺域	長崎市
39	現川焼陶窯跡	長崎市
40	戸町番所跡 四・五・六・七番石標柱	長崎市
41	鉦鹿家魏之琰兄弟の墓	長崎市
42	トードス・オス・サントス跡	長崎市

(3) 天然記念物



国指定天然記念物 (●)

番号	種別	名称	所在地	番号	種別	名称	所在地
1	動物	オオウナギ生息地	長崎市	67	植物	多良岳せんだいそう群落	大村市
2	植物	キイレツチトリモチ自生北限地	長崎市	68	植物	五ヶ原岳ツクシヤクナゲ群落	大村市
3	植物	御橋観音羊歯植物群落	佐世保市	69	植物	大村城跡のマキ	大村市
4	植物	野岳いぬつげ群落	島原市	70	植物	大村神社のクシマザクラ	大村市
			雲仙市	71	植物	玖島崎樹叢	大村市
			南島原市	72	植物	平戸市中の浦の蘇鉄群落	平戸市
5	植物	普賢岳紅葉樹林	島原市	73	植物	亀岡のまき並木	平戸市
			雲仙市	74	植物	平戸古館のピロウ自生地	平戸市
			南島原市	75	植物	平戸口のピロウ自生地	平戸市
			島原市	76	動物	平戸のシカ	平戸市
6	地質鉱物	平成新山	雲仙市	77	植物	志自岐神社地の宮、沖の宮社叢	平戸市
			諫早市	78	植物	平戸の沖の島樹叢	平戸市
7	植物	諫早市城山暖地性樹叢	諫早市	79	植物	海寺跡のハクモクレン	平戸市
8	植物	多良岳ツクシヤクナゲ群落	諫早市	80	植物	是心寺のソテツ	平戸市
9	植物	小長井のオガタモノキ	諫早市	81	植物	平戸石川のハルサザンカ	平戸市
10	植物	女夫木のオスギ	諫早市	82	地質鉱物	生月町塩俣断崖の柱状節理	平戸市
11	植物	大村のイチイガシ天然林	大村市	83	植物	鷹島の公孫樹	松浦市
12	植物	大村神社のオオムラザクラ	大村市	84	地質鉱物	弁天島岩脈	松浦市
13	植物	黒子島原始林	平戸市	85	地質鉱物	喜内瀬川區穴群	松浦市
14	天然保護区域	阿値賀島	平戸市	86	植物	福寿寺のイロハモミジ	松浦市
15	植物	平戸礫岩の岩石地植物群落	平戸市	87	植物	福島町の今山神社社叢	松浦市
16	植物	龍良山原始林	対馬市	88	地質鉱物	櫃崎岩脈	松浦市
17	植物	洲藻白嶽原始林	対馬市	89	植物	鷹島町住吉神社のアコウ	松浦市
18	植物	鱈浦ヒトツバタゴ自生地	対馬市	90	植物	対馬琴のイチョウ	対馬市
19	動物	ツシマヤマネコ	対馬市	91	動物	キタタキはく製標本	対馬市
20	動物	ツシマテン	対馬市	92	植物	万松院の大スギ	対馬市
21	動物	御岳鳥類繁殖地	対馬市	93	動物	阿須川のアキマドボタル生息地	対馬市
22	植物	辰の島海浜植物群落	壱岐市	94	地質鉱物	千尋島の漣痕	対馬市
23	植物	へゴ自生北限地帯	五島市	95	植物	六御前神社のイチョウ	対馬市
24	植物	奈留島権現山樹叢	五島市	96	植物	対馬海神社の社叢	対馬市
25	天然保護区域	男女群島	五島市	97	植物	豊玉の和多都美神社社叢	対馬市
26	植物	池ノ原ミヤマキリシマ群落	雲仙市	98	植物	対馬唐洲の大ソテツ	対馬市
27	植物	原生沼沼野植物群落	雲仙市	99	植物	勝本のハイビャクシン群落	壱岐市
28	植物	地獄地帯シロドウダン群落	雲仙市	100	植物	壱岐志原のスヤクジャク群落	壱岐市
29	植物	土黒川のオキチモズク発生地	雲仙市	101	植物	壱岐渡良のアコウ	壱岐市
30	植物	岩戸山樹叢	南島原市	102	植物	壱岐報恩寺のモクセイ	壱岐市
31	地質鉱物	七釜鍾乳洞	西海市	103	植物	壱岐国分のヒイラギ	壱岐市
32	地質鉱物	斑島玉石區穴	小値賀町	104	地質鉱物	初瀬の岩脈	壱岐市
33	植物	奈良尾のアコウ	新上五島町	105	植物	壱岐安国寺のスギ	壱岐市
34	動物	カラスバト	長崎県全域	106	植物	壱岐白沙八幡神社社叢	壱岐市
35	動物	ヤマネ	長崎県全域	107	植物	壱岐の鏡岳神社社叢	壱岐市

県指定天然記念物 (●)

番号	種別	名称	所在地	番号	種別	名称	所在地
36	植物	大徳寺の大クス	長崎市	108	地質鉱物	壱岐長者原化石層	壱岐市
37	植物	脇岬ノアサガオ群落	長崎市	109	地質鉱物	壱岐産ステゴドン象化石	壱岐市
38	植物	弁天山樹叢	長崎市	110	地質鉱物	壱岐のステゴドン象化石産出地	壱岐市
39	地質鉱物	長崎市小ヶ倉の褶曲地層	長崎市	111	植物	五島樫の浦のアコウ	五島市
40	植物	デジマノキ	長崎市	112	植物	五島玉之浦のアコウ	五島市
41	地質鉱物	三重海岸変成鉱物の産地	長崎市	113	植物	丹奈のへゴ、リュウビンタイ混交群落	五島市
42	植物	川原大池樹林	長崎市	114	地質鉱物	鬼岳火山産地	五島市
43	地質鉱物	茂木植物化石層	長崎市	115	植物	荒川のハマジンチョウ	五島市
44	植物	琴海のカネコシダ群落	長崎市	116	植物	七岳のリュウビンタイ群落	五島市
45	植物	琴海のヒイラギ	長崎市	117	植物	頓泊のカラタチ群落	五島市
46	地質鉱物	脇岬のピーテロック	長崎市	118	植物	船廻神社社叢	五島市
47	地質鉱物	野母崎の変はんれい岩露出地	長崎市	119	地質鉱物	富江溶岩トンネル「井坑」	五島市
48	植物	蘇鉄の巨樹	佐世保市	120	地質鉱物	漣痕	五島市
49	植物	藤山神社の大フジ	佐世保市	121	地質鉱物	嵯峨島火山海食崖	五島市
50	植物	子安観音の大クス	佐世保市	122	地質鉱物	黄島溶岩トンネル	五島市
51	植物	東漸寺の大クス	佐世保市	123	植物	福江の大ツバキ	五島市
52	地質鉱物	寺島玉石區穴	佐世保市	124	地質鉱物	福江椎木山の漣痕	五島市
53	植物	西光寺のオオムラザクラ	佐世保市	125	植物	島山島のへゴ自生地	五島市
54	植物	世知原の大山祇神社社叢	佐世保市	126	植物	巖立神社社叢	五島市
55	植物	吉井町の吉田大明神社叢	佐世保市	127	植物	久賀島のツバキ原始林	五島市
56	植物	小佐々のハカマカズラ	佐世保市	128	植物	白鳥神社の社叢	五島市
57	地質鉱物	小佐々野島の淡水貝化石含有層	佐世保市	129	植物	奈留島蘆ノ浦のハマジンチョウ群落	五島市
58	地質鉱物	串ノ浜岩脈	佐世保市	130	植物	岐宿町タヌキアヤマ群落	五島市
59	植物	有明町の大樟	島原市	131	植物	五島八鼻島の海岸植物	五島市
60	植物	島原のシマバライチゴ自生地	島原市	132	植物	大立島の植物群落	西海市
61	植物	熊野神社の大楠	島原市	133	植物	深江町諏訪神社の社叢	南島原市
62	植物	熊野神社の大椋	島原市	134	植物	長栄寺のひいらぎ	雲仙市
63	植物	富川のかつら	諫早市	135	地質鉱物	古路島の岩頭	小値賀町
64	植物	諫早神社のクス群	諫早市	136	地質鉱物	大島巨大火山弾産地	小値賀町
65	植物	飯盛町のヘツカニガキ	諫早市	137	天然保護区域	美良島	小値賀町
66	植物	森山西小学校のアベマキ	諫早市	138	植物	奈良尾へゴ自生地	新上五島町
				139	地質鉱物	新魚目曾根火山赤ダキ断崖	新上五島町
				140	植物	五島青方のウバメガシ	新上五島町

(4) 名勝



国指定特別名勝 (●)

番号	名 称	所在地
1	温泉岳	島原市 雲仙市 南島原市

国指定名勝 (●)

番号	名 称	所在地
2	平戸領地方八奇勝 (平戸八景) 高巖 潜龍水 石橋 大悲観 巖屋宮 福石山 潮之目	佐世保市
3	旧円融寺庭園	大村市
4	棲霞園及び梅ヶ谷津借楽園	平戸市
5	旧金城庭園	対馬市
6	石田城五島氏庭園	五島市
7	三井楽 (みみらくのしま)	五島市

県指定名勝 (●)

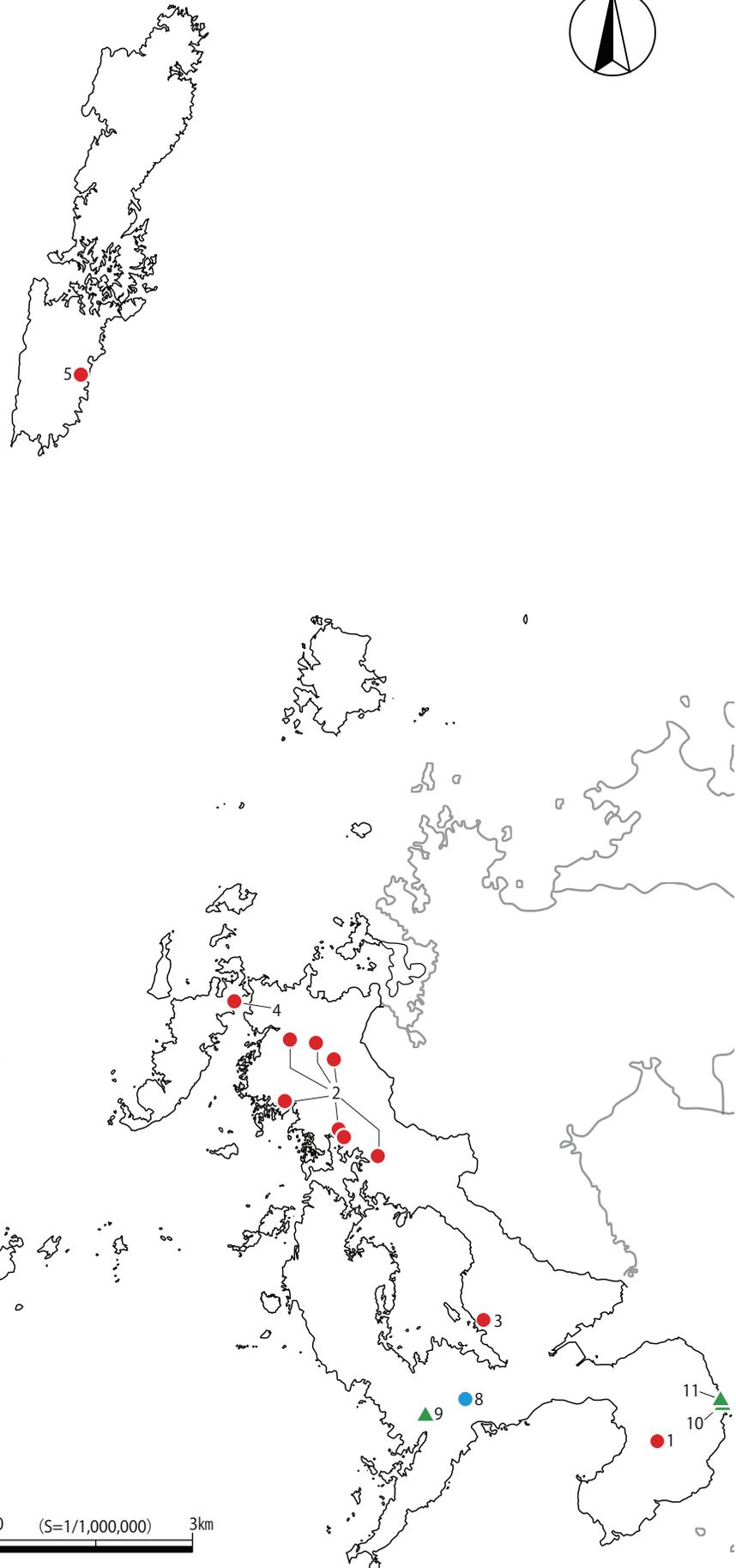
番号	名 称	所在地
8	滝の観音	長崎市

国登録記念物 (名勝地) (▲)

番号	名 称	所在地
9	平和公園	長崎市
10	旧伊東氏庭園 (四明荘庭園)	島原市
11	小早川氏庭園	島原市

【凡例】

- 国指定
- 県指定
- ▲ 国登録



3. 長崎県歴史年表

時代	国内の主なできごと	県内の主なできごと	関連する史跡等 ※【重】重要文化財・【特史】国特別史跡・【史】国史跡 【登】国登録・(史) 県史跡
旧石器時代	ナウマンゾウやオオツノジカが生息。	ナイフ形石器などの剥片石器が盛んに作られる。	
縄文時代	土器の出現。 弓矢の出現。	洞窟遺跡が展開。	【史】泉福寺洞窟 (佐世保市) 【史】福井洞窟 (佐世保市) 【重】長崎県泉福寺洞窟出土品 (佐世保市) 【重】長崎県福井洞窟出土品 (佐世保市)
	縄文文化の展開。	岩陰遺跡、開地遺跡、貝塚など多様な遺跡が展開。	【重】長崎県佐賀貝塚出土品 (対馬市) (史) 岩下洞穴 (佐世保市) (史) 下本山岩陰遺跡 (佐世保市) (史) 川頭遺跡 (諫早市) (史) 白浜貝塚 (五島市)
弥生時代	水稻耕作の開始。	支石墓群の流入。	【史】原山支石墓群 (南島原市) 【史】大野台支石墓群 (佐世保市) (史) 宇久松原遺跡 (佐世保市) (史) 佐々町狸山支石墓群 (佐々町)
	農耕集落の出現。 金属器の使用。 57 倭の奴国王が後漢の光武帝から金印を賜る。 239 邪馬台国の女王卑弥呼が魏に使いを送る。	五島列島に多くの貝塚が形成される。 各地で石棺墓が作られる。 対馬で青銅器の副葬や埋納が始まる。 魏志倭人伝に対馬国・一支国 (いきこく) が記される。	(史) 里田原遺跡 (平戸市) (史) 寄神貝塚 (五島市) (史) 神ノ崎遺跡 (小値賀町) 【史】塔の首遺跡 (対馬市) (有) 大吉戸神社の広鋒青銅矛 (対馬市) (有) 恵比須山遺跡出土の 一括遺物134点 (対馬市) (有) かがり松鼻遺跡 出土遺物一括 (対馬市) 【特史】原の辻遺跡 (杵岐市) 【重】長崎県原の辻遺跡出土品 (杵岐市)

時代	国内の主なできごと	県内の主なできごと	関連する史跡等 ※【重】重要文化財・【特史】国特別史跡・【史】国史跡 【登】国登録・(史)県史跡
古墳時代	<p>前方後円墳の出現。</p> <p>古墳文化の展開。</p> <p>前方後円墳の終焉。</p>	<p>各地で古墳が築造される。</p>	<p>【史】根曾古墳群 (対馬市)</p> <p>【史】沓岐古墳群 (沓岐市)</p> <p>【史】曲崎古墳群 (長崎市)</p> <p>(史)大塚山古墳 (沓岐市)</p> <p>(史)出居塚古墳 (対馬市)</p> <p>(史)彼杵の古墳 (東彼杵町)</p> <p>(史)岳崎古墳 (平戸市)</p> <p>(史)笠松天神社古墳 (平戸市)</p> <p>(史)サイノヤマ古墳 (対馬市)</p> <p>(史)鬼の岩屋 (沓岐市)</p> <p>(史)長戸鬼塚古墳 (諫早市)</p> <p>【史】矢立山古墳群 (対馬市)</p>
飛鳥時代	<p>593 厩戸王が推古天皇の摂政となる。</p> <p>645 乙巳の変。</p> <p>663 白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れる。</p> <p>664 対馬・沓岐等に防人と烽が置かれる。</p>	<p>667 対馬に金田城築城。</p>	<p>【特史】金田城跡 (対馬市)</p>
奈良時代	<p>710 平城京へ遷都。</p>	<p>741 沓岐・対馬に嶋分寺の建立が命じられる。</p>	<p>(史)沓岐国分寺跡 (沓岐市)</p>
平安時代	<p>794 平安京へ遷都。</p> <p>1016 藤原道長が摂政となる。</p> <p>1156 保元の乱。</p> <p>1159 平治の乱。</p> <p>1167 平清盛が太政大臣となる。</p> <p>1185 壇ノ浦の戦いで平家滅亡。</p>	<p>776 遣唐使船が青方に停泊。</p> <p>804 空海・最澄が乗った遣唐使船が川原浦を出港。 このころ滑石製石鍋の生産が始まり広域に流通。</p>	<p>【史】ホゲット石鍋製作遺跡 (西海市)</p>

時代	国内の主なできごと	県内の主なできごと	関連する史跡等 ※【重】重要文化財・【特史】国特別史跡・【史】国史跡 【登】国登録・(史)県史跡
鎌倉時代	<p>1185 守護・地頭の設置。</p> <p>1192 源頼朝が征夷大將軍となる。</p> <p>1274 元軍が博多を攻撃（文永の役）。</p> <p>1281 元軍が再び博多湾を攻撃（弘安の役）。</p> <p>1333 鎌倉幕府滅亡。</p>	<p>1274 元軍が対馬・壱岐に侵攻。</p> <p>1281 元軍が再び対馬・壱岐に侵攻。 鷹島で暴風雨にあって壊滅。</p>	<p>(史) 文永の役新城古戦場（壱岐市）</p> <p>(史) 文永の役松浦家供養塔（松浦市）</p> <p>【史】鷹島神崎遺跡（松浦市）</p> <p>(史) 弘安の役瀬戸浦古戦場（壱岐市）</p>
室町時代	<p>1336 足利尊氏が入京し光明天皇を立てる。 後醍醐天皇が吉野に移る。</p> <p>1392 足利義満が南北朝を統一。</p> <p>1404 明と勘合貿易を開始。</p> <p>1467 応仁の乱始まる。</p> <p>1543 鉄砲伝来。</p> <p>1549 ザビエルによるキリスト教伝来。</p> <p>1573 織田信長が足利義昭を追放。 室町幕府滅亡。</p>	<p>1419 朝鮮が対馬に侵攻（応永の外寇）。</p> <p>1474頃 西郷氏が伊佐早の高城に移ったと伝わる。</p> <p>1507 王之浦納の乱。</p> <p>1540頃 明の商人王直が五島・福江に来航。日明貿易を行う。</p> <p>1550 ポルトガル船が平戸に入港。 ザビエルが平戸で布教。</p> <p>1562 ポルトガル船が横瀬浦に入港。</p> <p>1563 大村純忠が受洗しキリシタン大名となる。</p> <p>1565 ポルトガル船が福田に入港。</p> <p>1567 ポルトガル船が口之津に入港。</p> <p>1569 長崎にトードス・オス・サントス教会建設。</p> <p>1571 ポルトガル船が長崎に入港。</p>	<p>(史) 六角井（五島市）</p> <p>(史) 南蛮船来航の地（西海市）</p> <p>(史) 南蛮船来航の地（南島原市）</p> <p>(史) トードス・オス・サントス跡（長崎市）</p>

時代	国内の主なできごと	県内の主なできごと	関連する史跡等 ※【重】重要文化財・【特史】国特別史跡・【史】国史跡 【登】国登録・(史)県史跡
安土桃山時代	<p>1576 織田信長が安土城の築城を開始。</p> <p>1582 本能寺の変。</p> <p>1592 豊臣秀吉による朝鮮出兵（文祿の役）。</p> <p>1597 第2次朝鮮出兵（慶長の役）。</p>	<p>1580 有馬にセミナーヨ設置。 有馬晴信が受洗しキリシタン大名となる。 大村純忠が長崎、茂木をイエズス会に寄進。</p> <p>1582 キリシタン大名がローマ教皇に少年使節を派遣。</p> <p>1587 豊臣秀吉による九州平定。 長崎、茂木、浦上を直轄領とする。</p> <p>1592 松浦鎮信、有馬晴信、大村喜前、宗義智らが朝鮮に出陣。 長崎に奉行、代官、町年寄が置かれる。</p> <p>1597 長崎の西坂で26人のキリシタンを処刑。 (日本二十六聖人殉教)</p> <p>1599頃 大村喜前が玖島城を築城したと伝わる。</p>	<p>【史】日野江城跡（南島原市）</p> <p>【史】勝本城跡（荅岐市）</p> <p>【史】清水山城跡（対馬市）</p> <p>(史) 日本二十六聖人殉教地（長崎市）</p>
江戸時代	<p>1600 関ヶ原の戦い。</p> <p>1603 徳川家康が江戸幕府を開く。</p> <p>1614 幕府が全国にキリスト教禁止令。</p>	<p>このころ県内で陶器の生産開始。</p> <p>1605 波佐見で陶磁器の生産開始。</p> <p>1607 徳川家康の招きに応じて、朝鮮国王が使節を派遣（朝鮮通信使）。</p> <p>1609 オランダが平戸に商館設置。</p> <p>1613 イギリスが平戸に商館設置。</p> <p>1614 長崎の教会群が破却される。</p> <p>1620 我が国最初の黄檗宗寺院である興福寺が創建。</p> <p>1622 長崎の西坂で55人のキリシタンを処刑(元和の大殉教)。</p> <p>1623 平戸のイギリス商館が閉鎖。</p> <p>1624 松倉重政が島原城を築城。 鄭成功が平戸で誕生。</p> <p>1634 長崎の中島川に眼鏡橋架橋。</p>	<p>(史) 葭之本窯跡（佐世保市）</p> <p>(史) 中野窯跡（平戸市）</p> <p>【史】肥前波佐見陶磁器窯跡（波佐見町）</p> <p>【史】平戸和蘭商館跡（平戸市）</p> <p>(史) 興福寺寺域（長崎市）</p> <p>(史) 島原城跡（島原市）</p> <p>(史) 鄭成功居宅跡（平戸市）</p> <p>【重】眼鏡橋（長崎市）</p>

時代	国内の主なできごと	県内の主なできごと	関連する史跡等 ※【重】重要文化財・【特史】国特別史跡・【史】国史跡 【登】国登録・(史)県史跡
江戸時代	<p>1639 ポルトガル人の来航禁止。 オランダ、中国のみ貿易が許される。</p> <p>1825 外国船打払令を發布。</p> <p>1853 ベリーが浦賀に来航。</p> <p>1858 日米修好通商条約締結。</p> <p>1867 大政奉還。</p>	<p>1637 島原・天草一揆（島原の乱）勃発。</p> <p>1641 平戸のオランダ商館を出島に移す。 福岡藩による長崎警備開始。</p> <p>1642 佐賀藩による長崎警備開始。</p> <p>1657 大村領でキリシタン600人余が発覚（郡崩れ）。</p> <p>1670 大村藩の藩校として集義館ができる。</p> <p>1689 唐人屋敷ができる。</p> <p>1718 松浦棟により平戸城再築。</p> <p>1790 大村藩の藩校として集義館に代わって五教館ができる。</p> <p>1797 大村藩から五島藩へ農民の移住が進む。</p> <p>1808 フェートン号事件。 このころ益富家による捕鯨業が最盛期。</p> <p>1824 シーボルトが鳴滝塾を開く。</p> <p>1839 諫早の本明川に眼鏡橋を架橋。</p> <p>1846 フランス軍艦が長崎に入港。</p> <p>1849 アメリカ軍艦が長崎に入港。</p> <p>1853 ロシア軍艦4隻が長崎に入港。</p> <p>1857 長崎に医学伝習所設置。 長崎浴鉄所の建設。</p> <p>1858 長崎開港。居留地の建設開始。</p> <p>1859 グラバーが長崎に来る。</p> <p>1863 五島藩の福江城が完成。</p> <p>1865 大浦天主堂で「信徒発見」が起こる。</p>	<p>【史】原城跡（南島原市）</p> <p>【史】出島和蘭商館跡（長崎市）</p> <p>(史) 五教館御成門（大村市）</p> <p>【史】長崎台場跡（長崎市） (史) 鯨組主益富家居宅跡（平戸市） 【史】シーボルト宅跡（長崎市）</p> <p>【重】眼鏡橋（諫早市）</p> <p>【重】旧グラバー住宅（長崎市） (史) 石田城跡（五島市） 【史】大浦天主堂境内（長崎市）</p>

時代	国内の主なできごと	県内の主なできごと	関連する史跡等 ※【重】重要文化財・【特史】国特別史跡・【史】国史跡 【登】国登録・(史)県史跡
明治時代	1868 年号が明治に変わる。 1871 廃藩置県。 1873 キリシタン禁制の高札撤去。 1894 日清戦争開戦。 1904 日露戦争開戦。	1869 高島北溪井坑で出炭開始。 1887 対馬の浅茅湾4箇所に砲台整備。 1889 佐世保鎮守府の設置。 佐世保軍水道整備。 1891 松浦炭鉱の採掘開始。 長崎市の水道施設の整備。 1896 竹敷海軍要港部の設置。 1897 長崎－長与間と早岐－武雄間に鉄道開通。 1898 対馬の13カ所に堡壘整備。 1900 対馬の万関運河掘削。 1903 佐世保に海軍造船廠・海軍工廠を整備。 1906 佐世保に海軍橋を架橋。 1907 崎戸炭鉱の掘削開始。	【史】高島炭鉱跡（長崎市） 【重】本河内水源地下水道施設（長崎市）
大正時代	1914 第1次世界大戦開戦。	1915 長崎に路面電車が開通。 1916 佐世保に立神係船池を整備。 1923 長崎－上海間に定期航路開設。 大村に大村海軍航空隊を開設。 1926 長崎の日見トンネル開通。	【登】日見トンネル（長崎市）
昭和時代	1929 世界恐慌。 1941 太平洋戦争開戦。	1933 志岐に黒崎砲台を設置。 1934 雲仙が国立公園に指定。 1941 佐世保海軍工廠川棚分工場が開設。 大村に第21海軍航空廠を設置。 1944 佐世保大空襲。	

時代	国内の主なできごと	県内の主なできごと	関連する史跡等 ※【重】重要文化財・【特史】国特別史跡・【史】国史跡 【登】国登録・(史)県史跡
昭和時代	<p>1945 ポツダム宣言受諾。 第2次世界大戦終戦。</p> <p>1950 朝鮮戦争開戦。</p> <p>1951 サンフランシスコ講和条約に調印。</p> <p>1964 東京オリンピック開催。</p> <p>1970 大阪万博開催。</p> <p>1972 沖縄が日本に復帰。 日中共同声明。</p> <p>1973 オイルショック。</p> <p>1987 国鉄の分割・民営化。</p>	<p>1945 広島・長崎に原子爆弾投下。</p> <p>1951 平和公園の整備開始。</p> <p>1955 西海国立公園指定。 西海橋開通。</p> <p>1957 諫早大水害。</p> <p>1967 長崎バイパス開通。</p> <p>1970 松島炭鉱大島鉱業所が閉山。</p> <p>1974 端島炭坑が閉山。</p> <p>1975 大村に世界初の海上空港が開港。</p> <p>1977 平戸大橋が開通。</p> <p>1982 長崎大水害。</p> <p>1986 中華人民共和国の長崎領事館の開設。</p>	<p>【史】長崎原爆遺跡（長崎市）</p> <p>【登】平和公園（長崎市）</p> <p>【重】西海橋（佐世保市・西海市）</p> <p>(史) 松島炭鉱第4竖坑（西海市）</p>
平成時代	<p>1991 バブル経済の崩壊。</p> <p>1995 阪神・淡路大震災。</p> <p>2011 東日本大震災。</p>	<p>1990 長崎自動車道が開通。</p> <p>1991 雲仙普賢岳の大火砕流が発生。 生月大橋・若松大橋が開通。</p> <p>1992 佐世保にハウステンボスがオープン。</p> <p>1998 西海パールラインが開通。</p> <p>1999 大島大橋が開通。</p> <p>2005 女神大橋が開通。</p> <p>2008 諫早干拓事業が完了。</p> <p>2009 鷹島肥前大橋が開通。 島原半島が世界ジオパークに認定。</p> <p>2011 伊王島大橋が開通。</p> <p>2015 明治日本の産業革命遺産が世界文化遺産に登録。</p> <p>2017 朝鮮通信使に関する記録が世界の記憶に登録。</p> <p>2018 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録。</p>	

4. 長崎県刊行文化財調査報告書一覧 (R3.1.1 現在)

(1) 有形文化財 (建造物)

報告書名	刊行年	シリーズ番号
長崎県の民家	1972	長崎県文化財調査報告書第12集
長崎県のカトリック教会	1977	長崎県文化財調査報告書第29集
長崎県の近世社寺	1985	長崎県文化財調査報告書第79集
長崎県の近代化遺産	1998	長崎県文化財調査報告書第140集
長崎県の近代和風建築	2004	長崎県文化財調査報告書第181集

(2) 有形文化財 (美術工芸品)

報告書名	刊行年	シリーズ番号
日蘭関係資料	1979	長崎県文化財調査報告書第39集
キリシタン関係資料	1980	長崎県文化財調査報告書第48集
長崎唐寺関係所蔵品目録	1982	長崎県文化財調査報告書第61集
大陸渡来文物緊急調査報告	1992	長崎県文化財調査報告書第107集
長崎奉行所関係文書調査報告	1997	長崎県文化財調査報告書第131集
日蘭関係資料Ⅱ	2004	長崎県文化財調査報告書第180集
対馬宗家文庫史料一紙物目録	2009	長崎県文化財調査報告書第200集
対馬宗家文庫史料冊子物目録	2012	長崎県文化財調査報告書第208集
対馬宗家文庫史料絵図類等目録	2012	長崎県文化財調査報告書第209集
対馬宗家文庫史料朝鮮訳官発給ハングル書簡調査報告書	2015	長崎県文化財調査報告書第212集

(3) 無形・民俗文化財

報告書名	刊行年	シリーズ番号
民俗資料調査報告書	1965	長崎県文化財調査報告書第3集
有明海沿岸地区の民俗	1972	長崎県文化財調査報告書第11集
対馬西岸阿連・志多留の民俗	1972	長崎県文化財調査報告書第13集
下五島貝津・大串の民俗	1974	長崎県文化財調査報告書第15集
長崎県民俗地図	1976	長崎県文化財調査報告書第23集
西彼杵半島猪垣分布調査	1977	長崎県文化財調査報告書第27集
平戸市野子地域の民俗・福島町土谷の民俗	1977	長崎県文化財調査報告書第28集
長崎県の民俗芸能・民謡1 北松浦郡・松浦市・平戸市・佐世保市	1977	長崎県文化財調査報告書第34集
世知原町開作免の民俗	1978	長崎県文化財調査報告書第36集
長崎県の民俗芸能・民謡2 長崎市・大村市・東彼杵郡・西彼杵郡	1979	長崎県文化財調査報告書第41集
長崎県の海女	1979	長崎県文化財調査報告書第42集
長崎県の民俗芸能・民謡3 諫早市・北高来郡・南高来郡・島原市	1979	長崎県文化財調査報告書第43集
大村湾の漁労習俗	1980	長崎県文化財調査報告書第46集
長崎県の民俗芸能・民謡4 五島列島(福江市・南松浦郡・北松浦郡小値賀町・宇久町)	1980	長崎県文化財調査報告書第47集
長崎県の民俗芸能・民謡5 壱岐・対馬	1981	長崎県文化財調査報告書第52a集
橘湾の漁労習俗	1983	長崎県文化財調査報告書第63集
長崎県の農具調査 前編	1985	長崎県文化財調査報告書第70集
長崎県の農具調査 後編	1986	長崎県文化財調査報告書第80集
長崎県の民謡	1987	長崎県文化財調査報告書第88集
長崎県の諸職調査	1990	長崎県文化財調査報告書第96集
長崎県の民俗芸能	1995	長崎県文化財調査報告書第120集
長崎県のカクレキリシタン	1999	長崎県文化財調査報告書第153集
長崎県の祭り	2002	長崎県文化財調査報告書第170集

(4) 史跡名勝天然記念物

報告書名	刊行年	シリーズ番号
男女群島特別調査報告書	1968	長崎県文化財調査報告書第6集
旧島原藩薬園跡環境整備報告	1977	長崎県文化財調査報告書第30集
温泉岳保存管理計画策定書	1987	長崎県文化財調査報告書第89集
対馬天然記念物実態調査報告書	1991	長崎県文化財調査報告書第102集
長崎県天然記念物実態調査報告書	1991	長崎県文化財調査報告書第103集

(5) 文化的景観

報告書名	刊行年	シリーズ番号
長崎県内の多様な集落が形成する文化的景観保存調査報告書	2013	長崎県文化財調査報告書第210集

(6) 埋蔵文化財（保存目的調査）

①長崎県教育委員会刊行

報告書名	刊行年	シリーズ番号
長崎県遺跡地名表－埋蔵文化財包蔵地一覧－	1962	長崎県文化財調査報告書第1集
五島遺跡調査報告	1964	長崎県文化財調査報告書第2集
福井洞穴調査報告（図録編）	1966	長崎県文化財調査報告書第4集
深掘遺跡	1967	長崎県文化財調査報告書第5集
宮下遺跡調査報告（図録編）	1968	長崎県文化財調査報告書第7集
対馬	1969	長崎県文化財調査報告書第8集
宮下遺跡調査報告（解説編）	1971	長崎県文化財調査報告書第9集
対馬－浅茅湾とその周辺の考古学調査－	1974	長崎県文化財調査報告書第17集
里田原遺跡	1976	長崎県文化財調査報告書第25集
原の辻遺跡	1976	長崎県文化財調査報告書第26集
原の辻遺跡（Ⅱ）	1977	長崎県文化財調査報告書第31集
里田原遺跡	1977	長崎県文化財調査報告書第32集
原の辻遺跡（Ⅲ）	1978	長崎県文化財調査報告書第37集
里田原遺跡	1978	長崎県文化財調査報告書第38集
長崎県遺跡地図	1987	長崎県文化財調査報告書第87集
県内古墳詳細分布調査報告書	1992	長崎県文化財調査報告書第106集
県内重要遺跡範囲確認調査報告書	1993	長崎県文化財調査報告書第109集
長崎県遺跡地図 －長崎市・諫早市・大村市・西彼杵郡・北高来郡地区－	1994	長崎県文化財調査報告書第110集
長崎県遺跡地図 －島原市・南高来郡地区－	1994	長崎県文化財調査報告書第111集
長崎県遺跡地図 －壱岐地区－	1994	長崎県文化財調査報告書第112集
県内重要遺跡範囲確認調査報告書Ⅱ	1994	長崎県文化財調査報告書第114集
長崎県遺跡地図 －福江市・南松浦郡地区－	1995	長崎県文化財調査報告書第117集
長崎県遺跡地図 －対馬地区－	1995	長崎県文化財調査報告書第118集
長崎県遺跡地図 －佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡・東彼杵郡地区－	1995	長崎県文化財調査報告書第119集
県内重要遺跡範囲確認調査報告書Ⅲ	1995	長崎県文化財調査報告書第122集
県内重要遺跡範囲確認調査報告書Ⅳ	1996	長崎県文化財調査報告書第130集
県内重要遺跡範囲確認調査報告書Ⅴ	1997	長崎県文化財調査報告書第133集
県内主要遺跡内容確認調査報告書Ⅰ	1998	長崎県文化財調査報告書第147集
県内主要遺跡内容確認調査報告書Ⅱ	1999	長崎県文化財調査報告書第151集

報告書名	刊行年	シリーズ番号
県内主要遺跡内容確認調査報告書Ⅲ	2000	長崎県文化財調査報告書第156集
県内主要遺跡内容確認調査報告書Ⅳ	2001	長崎県文化財調査報告書第159集
県内主要遺跡内容確認調査報告書Ⅴ	2002	長崎県文化財調査報告書第165集
県内主要遺跡内容確認調査報告書Ⅵ	2003	長崎県文化財調査報告書第172集
地域拠点遺跡内容確認発掘調査報告書Ⅰ	2004	長崎県文化財調査報告書第176集
地域拠点遺跡内容確認発掘調査報告書Ⅱ	2005	長崎県文化財調査報告書第185集
地域拠点遺跡内容確認発掘調査報告書Ⅲ	2006	長崎県文化財調査報告書第188集
長崎県中近世城館跡分布調査報告書Ⅰ	2010	長崎県文化財調査報告書第206集
長崎県中近世城館跡分布調査報告書Ⅱ	2011	長崎県文化財調査報告書第207集

②原の辻遺跡調査事務所刊行

報告書名	刊行年	シリーズ番号
原の辻遺跡	1999	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第11集
原の辻遺跡	1999	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第16集
原の辻遺跡	2000	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第18集
原の辻遺跡	2000	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第19集
原の辻遺跡	2001	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第21集
原の辻遺跡	2001	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第22集
原の辻遺跡	2002	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第24集
原の辻遺跡	2002	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第25集
原の辻遺跡	2003	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第26集
原の辻遺跡	2004	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第28集
原の辻遺跡 総集編Ⅰ	2005	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第30集
原の辻遺跡	2005	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第31集
原の辻遺跡	2006	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第33集
原の辻遺跡	2007	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第36集
原の辻遺跡	2009	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第40集

③長崎県埋蔵文化財センター刊行

報告書名	刊行年	シリーズ番号
原の辻遺跡	2011	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第1集
原の辻遺跡	2012	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第5集
原の辻遺跡-原の辻遺跡出土品再整理事業に伴う報告書-	2012	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第6集
原の辻遺跡	2013	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第9集
原の辻遺跡	2014	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第12集
原の辻遺跡	2015	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第14集
原の辻遺跡 総集編Ⅱ	2016	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第18集
原の辻遺跡	2017	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第20集
鷹島海底遺跡	2018	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第25集
原の辻遺跡	2018	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第27集
原の辻遺跡	2019	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第32集

(7) 埋蔵文化財 (開発対応)

①長崎県教育委員会刊行

書名	刊行年	シリーズ番号
堂崎遺跡調査報告書	1971	長崎県文化財調査報告書第10集
里田原遺跡 (図録)	1972	長崎県文化財調査報告書第14集
里田原遺跡 (略報Ⅱ)	1974	長崎県文化財調査報告書第18集
里田原遺跡	1975	長崎県文化財調査報告書第21集
諫早北バイパス関係埋蔵文化財調査報告書Ⅰ集 (図録編)	1976	長崎県文化財調査報告書第24集
金石城緊急発掘調査報告書	1977	長崎県文化財調査報告書第33集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅰ	1978	長崎県文化財調査報告書第35集

報告書名	刊行年	シリーズ番号
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅱ	1979	長崎県文化財調査報告書第45集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅲ	1980	長崎県文化財調査報告書第50集
串島遺跡	1980	長崎県文化財調査報告書第51集
ケイマンゴ-遺跡	1980	長崎県文化財調査報告書第52集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅰ	1981	長崎県文化財調査報告書第54集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅳ	1981	長崎県文化財調査報告書第55集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅱ	1982	長崎県文化財調査報告書第56集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅴ	1982	長崎県文化財調査報告書第57集
堂崎遺跡 - 長崎県有家町所在の海中干潟遺跡 -	1982	長崎県文化財調査報告書第58集
針尾人崎遺跡	1982	長崎県文化財調査報告書第60集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅲ	1983	長崎県文化財調査報告書第64集
諫早中核工業団地造成に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅰ	1983	長崎県文化財調査報告書第65集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅵ	1983	長崎県文化財調査報告書第66集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅶ	1984	長崎県文化財調査報告書第67集
今福遺跡Ⅰ	1984	長崎県文化財調査報告書第68集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅳ	1984	長崎県文化財調査報告書第69集
名切遺跡	1985	長崎県文化財調査報告書第71集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅴ	1985	長崎県文化財調査報告書第72集
西ノ角遺跡	1985	長崎県文化財調査報告書第73集
諫早中核工業団地造成に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅱ	1985	長崎県文化財調査報告書第74集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅷ	1985	長崎県文化財調査報告書第75集
楼楷田遺跡	1985	長崎県文化財調査報告書第76集
今福遺跡Ⅱ	1985	長崎県文化財調査報告書第77集
百花台遺跡	1985	長崎県文化財調査報告書第78集
上原遺跡	1986	長崎県文化財調査報告書第81集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅸ	1986	長崎県文化財調査報告書第82集
殿崎遺跡	1986	長崎県文化財調査報告書第83集
今福遺跡Ⅲ	1986	長崎県文化財調査報告書第84集
諫早中核工業団地造成に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅲ	1986	長崎県文化財調査報告書第85集
長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅹ	1987	長崎県文化財調査報告書第86集
中道壇遺跡	1988	長崎県文化財調査報告書第90集
長崎県埋蔵文化財調査集報ⅩⅠ	1988	長崎県文化財調査報告書第91集
百花台広域公園建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書	1988	長崎県文化財調査報告書第92集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅵ	1989	長崎県文化財調査報告書第93集
長崎県埋蔵文化財調査集報ⅩⅡ	1989	長崎県文化財調査報告書第94集
魚洗川B遺跡	1989	長崎県文化財調査報告書第95集
長崎県埋蔵文化財調査集報ⅩⅢ	1990	長崎県文化財調査報告書第97集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅶ	1990	長崎県文化財調査報告書第98集
九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅷ	1991	長崎県文化財調査報告書第99集
礫石原遺跡	1991	長崎県文化財調査報告書第100集
長崎県埋蔵文化財調査集報ⅩⅣ	1991	長崎県文化財調査報告書第101集
長崎県埋蔵文化財調査集報ⅩⅤ	1992	長崎県文化財調査報告書第104集
上大垣遺跡	1992	長崎県文化財調査報告書第105集
長崎県埋蔵文化財調査集報ⅩⅥ	1993	長崎県文化財調査報告書第108集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅰ	1994	長崎県文化財調査報告書第113集
中木場遺跡	1994	長崎県文化財調査報告書第115集
県道国見雲仙線改良工事に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書	1994	長崎県文化財調査報告書第116集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅱ	1995	長崎県文化財調査報告書第121集
万才町遺跡	1995	長崎県文化財調査報告書第123集
原の辻遺跡	1995	長崎県文化財調査報告書第124集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅲ	1996	長崎県文化財調査報告書第125集
伊木力遺跡Ⅰ	1996	長崎県文化財調査報告書第126集

報告書名	刊行年	シリーズ番号
黒丸遺跡Ⅰ	1996	長崎県文化財調査報告書第127集
中木場遺跡Ⅱ	1996	長崎県文化財調査報告書第128集
中木場遺跡Ⅲ	1996	長崎県文化財調査報告書第129集
黒丸遺跡Ⅱ	1997	長崎県文化財調査報告書第132集
伊木力遺跡Ⅱ	1997	長崎県文化財調査報告書第134集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅳ	1997	長崎県文化財調査報告書第135集
稗田原遺跡Ⅰ	1997	長崎県文化財調査報告書第136集
広平遺跡	1997	長崎県文化財調査報告書第137集
棧原城跡	1997	長崎県文化財調査報告書第138集
石田城跡	1997	長崎県文化財調査報告書第139集
大浜遺跡	1998	長崎県文化財調査報告書第141集
蒲河遺跡	1998	長崎県文化財調査報告書第142集
沖城跡	1998	長崎県文化財調査報告書第143集
桜町遺跡	1998	長崎県文化財調査報告書第144集
稗田原遺跡Ⅱ	1998	長崎県文化財調査報告書第145集
長崎奉行所（立山役所）跡	1998	長崎県文化財調査報告書第146集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅴ	1998	長崎県文化財調査報告書第148集
馬乗石遺跡	1998	長崎県文化財調査報告書第149集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅵ	1999	長崎県文化財調査報告書第150集
稗田原遺跡Ⅲ	1999	長崎県文化財調査報告書第152集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅶ	2000	長崎県文化財調査報告書第155集
稗田原遺跡Ⅳ	2000	長崎県文化財調査報告書第157集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅷ	2001	長崎県文化財調査報告書第158集
平野遺跡	2001	長崎県文化財調査報告書第160集
稗田原遺跡Ⅴ	2001	長崎県文化財調査報告書第161集
栄町遺跡	2001	長崎県文化財調査報告書第162集
石田城跡Ⅱ	2001	長崎県文化財調査報告書第163集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅸ	2002	長崎県文化財調査報告書第164集
森岳城跡	2002	長崎県文化財調査報告書第166集
玖島城跡	2002	長崎県文化財調査報告書第167集
千里ヶ浜遺跡	2002	長崎県文化財調査報告書第168集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅹ	2003	長崎県文化財調査報告書第171集
森岳城跡Ⅱ	2003	長崎県文化財調査報告書第173集
供養川遺跡	2003	長崎県文化財調査報告書第174集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅺ	2004	長崎県文化財調査報告書第175集
長崎奉行所（立山役所）跡 炉粕町遺跡	2004	長崎県文化財調査報告書第177集
今屋敷家老敷跡	2004	長崎県文化財調査報告書第178集
下木場遺跡	2004	長崎県文化財調査報告書第179集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅻ	2005	長崎県文化財調査報告書第182集
長崎奉行所（立山役所）跡 岩原目付屋敷跡 炉粕町遺跡	2005	長崎県文化財調査報告書第183集
出島	2005	長崎県文化財調査報告書第184集
小野F遺跡	2005	長崎県文化財調査報告書第186集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅼ	2006	長崎県文化財調査報告書第187集
肥賀太郎遺跡	2006	長崎県文化財調査報告書第189集
門前遺跡	2006	長崎県文化財調査報告書第190集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅽ	2007	長崎県文化財調査報告書第191集
万才町遺跡Ⅱ	2007	長崎県文化財調査報告書第192集
開遺跡Ⅱ	2007	長崎県文化財調査報告書第193集
稗田原遺跡Ⅵ・下宮遺跡	2007	長崎県文化財調査報告書第194集
小野条里遺跡	2007	長崎県文化財調査報告書第195集
長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅾ	2008	長崎県文化財調査報告書第196集
勿木城跡	2008	長崎県文化財調査報告書第197集

報告書名	刊行年	シリーズ番号
稗田原遺跡Ⅶ	2008	長崎県文化財調査報告書第198集
魚洗川B遺跡Ⅱ	2008	長崎県文化財調査報告書第199集
黒丸遺跡Ⅲ	2009	長崎県文化財調査報告書第201集
魚洗川B遺跡Ⅲ	2009	長崎県文化財調査報告書第202集
長崎県埋蔵文化財調査年報16	2009	長崎県文化財調査報告書第203集
黒丸遺跡Ⅳ	2010	長崎県文化財調査報告書第204集
長崎県埋蔵文化財調査年報17	2010	長崎県文化財調査報告書第205集
今福遺跡Ⅱ	2015	長崎県文化財調査報告書第211集
黒丸遺跡	2016	長崎県文化財調査報告書第215集
小路口遺跡	2017	長崎県文化財調査報告書第213集
竹松遺跡	2017	長崎県文化財調査報告書第214集
立小路遺跡	2018	長崎県文化財調査報告書第216集
竹松遺跡	2019	長崎県文化財調査報告書第217集

②原の辻遺跡調査事務所刊行

書名	刊行年	シリーズ番号
原の辻・安国寺前A・安国寺前B遺跡	1997	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第1集
百合畑・山ノ神古墳・壱岐氏居館跡	1997	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第2集
観城跡	1997	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第3集
原の辻・鶴田遺跡	1998	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第4集
原の辻遺跡	1998	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第5集
鶴田遺跡	1998	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第6集
興触遺跡	1998	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第7集
車出遺跡	1998	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第8集
原の辻遺跡	1998	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第9集
鶴田遺跡	1998	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第10集
興触遺跡・興触川上遺跡	1999	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第12集
興触川上遺跡	1999	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第13集
大宝遺跡	1999	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第14集
原の辻遺跡	1999	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第15集
閻繰遺跡	1999	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第17集
原の辻遺跡	2000	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第20集
原の辻遺跡	2001	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第23集
原の辻遺跡	2003	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第27集
原の辻遺跡	2005	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第29集
原の辻遺跡	2006	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第32集
原の辻遺跡	2007	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第34集
原の辻遺跡	2007	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第35集
原の辻遺跡	2008	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第37集
原の辻遺跡	2008	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第38集
原の辻遺跡	2009	原の辻遺跡調査事務所調査報告書第39集

③長崎県埋蔵文化財センター刊行

書名	刊行年	シリーズ番号
諫早家御屋敷跡	2011	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第2集
長崎県埋蔵文化財調査年報18	2011	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第3集
長崎県埋蔵文化財調査年報19	2011	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第4集
尾和谷城跡	2012	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第7集
長崎県埋蔵文化財調査年報20	2013	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第8集
長崎県埋蔵文化財調査年報21	2014	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第10集
出島和蘭商館跡	2014	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第11集
長崎県埋蔵文化財調査年報22	2015	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第13集
長崎県埋蔵文化財調査年報23	2016	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第15集

報告書名	刊行年	シリーズ番号
小手田遺跡	2016	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第16集
下羽付遺跡	2016	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第17集
長崎県埋蔵文化財調査年報24	2017	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第19集
井樋堤塔跡	2017	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第21集
諫早家御屋敷跡Ⅱ	2017	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第22集
長崎県埋蔵文化財調査年報25	2017	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第23集
諫早農業高校遺跡	2018	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第24集
川端遺跡	2018	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第26集
長崎県埋蔵文化財調査年報26	2018	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第28集
竹松遺跡	2019	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第29集
大谷第一遺跡	2019	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第30集
太田遺跡	2019	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第31集
長崎県埋蔵文化財調査年報27	2019	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第33集
長崎県埋蔵文化財調査年報28	2020	長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第36集

④佐世保文化財調査事務所刊行

書名	刊行年	シリーズ番号
九州文化学園構内遺跡	2008	佐世保文化財調査事務所調査報告書第1集
武辺城跡、未永遺跡	2008	佐世保文化財調査事務所調査報告書第2集
竹辺C遺跡、竹辺D遺跡	2008	佐世保文化財調査事務所調査報告書第3集
門前遺跡	2008	佐世保文化財調査事務所調査報告書第4集
門前遺跡Ⅲ、武辺城跡Ⅱ	2010	佐世保文化財調査事務所調査報告書第5集
八幡山城跡	2011	佐世保文化財調査事務所調査報告書第6集
中ノ瀬遺跡	2012	佐世保文化財調査事務所調査報告書第7集
今福遺跡	2013	佐世保文化財調査事務所調査報告書第8集

⑤新幹線文化財調査事務所刊行

書名	刊行年	シリーズ番号
中田遺跡・専岩遺跡	2017	新幹線文化財調査事務所調査報告書第1集
平野遺跡	2017	新幹線文化財調査事務所調査報告書第2集
上三反田遺跡	2017	新幹線文化財調査事務所調査報告書第3集
竹松遺跡Ⅰ	2017	新幹線文化財調査事務所調査報告書第4集
竹松遺跡Ⅱ	2017	新幹線文化財調査事務所調査報告書第5集
今富城跡	2017	新幹線文化財調査事務所調査報告書第9集
竹松遺跡Ⅲ	2018	新幹線文化財調査事務所調査報告書第6集
一里松遺跡	2018	新幹線文化財調査事務所調査報告書第7集
三城城下跡	2018	新幹線文化財調査事務所調査報告書第8集
平ノ前城跡	2019	新幹線文化財調査事務所調査報告書第10集
竹松遺跡Ⅳ	2019	新幹線文化財調査事務所調査報告書第11集
竹松遺跡Ⅴ	2020	新幹線文化財調査事務所調査報告書第12集

(8) 地域研究等

書名	刊行年	シリーズ番号
対馬の文化財	1974	長崎県文化財調査報告書第16集
壱岐の文化財	1975	長崎県文化財調査報告書第19集
対馬の遺跡	1975	長崎県文化財調査報告書第20集
下五島の文化財	1976	長崎県文化財調査報告書第22集
平戸・上五島地区の文化財	1979	長崎県文化財調査報告書第40集
松浦市とその周辺の文化財	1979	長崎県文化財調査報告書第44集
佐世保市とその周辺の文化財	1980	長崎県文化財調査報告書第49集
諫早・大村・北高来郡の文化財	1980	長崎県文化財調査報告書第53集
長崎・西彼の文化財	1982	長崎県文化財調査報告書第62集
長崎街道	2000	長崎県文化財調査報告書第154集
平成13年度歴史の道整備推進事業 長崎街道整備活用計画報告書	2002	長崎県文化財調査報告書第169集

5. 用語解説

ア行

ICT【Information and Communication Technology の略称】

日本語では「情報通信技術」と訳される。

遺産影響評価

世界遺産の顕著な普遍的価値が、開発行為等によって受ける影響を計画段階で評価すること。

うののみくりや 宇野御厨

古代・中世に肥前国松浦郡におかれた天皇家や神社に食物などを貢納する所領地。東は伊万里湾沿岸から、平戸、現在の長崎県北松浦郡の大部分、五島列島に及ぶ広い地域。平安時代以降、松浦党の本拠となった。

エスディーズ
SDGs【Sustainable Development Goals の略称】

持続可能な国際目標の略。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

AR【Augmented Reality の略称】

日本語では「拡張現実」と訳される。実在する風景に仮想的な視覚情報を重ねて表示する。

カ行

外国人居留地

明治政府が外国人の居留および交易区域として特に定めた一定地域。近代日本で

は、江戸時代幕末の1858年に締結された日米修好通商条約など欧米5ヶ国との条約により、開港場に居留地を設置することが決められ、条約改正により1899年に廃止されるまで存続した。単に居留地ともいう。

環濠集落

周囲に堀をめぐらせた弥生時代の集落。

記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上又は学術上の価値の高いものや、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上又は鑑賞上価値が高いもの、さらには、動物、植物、地質鉱物で学術上価値が高いもの。

まようふうけんちく 擬洋風建築

明治時代初期、日本人大工によって西洋建築を模倣して設計・施工された洋風の建築。下見板張りペイント塗りや縦長窓・ベランダの配置などの特徴が挙げられる。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成等の必要があるものを国が選択したもの。

キリシタン版

16世紀後半から17世紀初めにかけて、日本でキリスト教の布教にあたった宣教師たちによって出版された文献の総称。天正18(1590)年イエズス会のバリニャーノが印刷機を伝えて以降、島原・天草・長崎など各地で刊行された。「天草版伊曾保物語」「日葡辞書」「ロドリゲス日本大文典」などが知られる。

緊急発掘調査

開発工事等によって破壊が予測される遺跡を対象に、記録として保存することを目的として、開発事業等の着手前に行う調査（記録保存調査）。

クラウドファンディング

インターネットを通じて不特定多数の人びとから資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み。寄付型、購入型、投資型の3つのパターンがある。小額の出資から始められるため、出資者を集めやすいのが特徴。

原三国時代

朝鮮の歴史区分の一つ。紀元前108年に漢四郡が置かれ、百済・新羅が国家としての体裁を整える4世紀中頃までの時代を指す。

遣明船

室町幕府、細川氏、大内氏、有力寺院などが明に派遣した使節船。

古墳

3世紀の定型化した大型前方後円墳の出現を契機として、その影響を受けて、7世紀頃まで造営された墳丘をもつ墓。前方後円墳のほか、前方後方墳、円墳、方墳などがある。九州南部から東北中部にいたる列島各地に分布する。

サ行

（ジオパークの）サイト

ジオパークにおける、地質、地形、歴史、文化など、そのジオパークを特徴づける見どころ、見学場所。

ジオツーリズム

地層、岩石、火山など地球に関わる遺産の持つ学術的価値や人びとと関わりを学びながら楽しむ旅行。

試掘範囲確認調査

主に開発事業と周知の埋蔵文化財の取扱いを調整する際に、記録保存のための発掘調査の範囲、期間、経費等の算定に必要な情報を得るために実施される部分的な発掘調査。試掘調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地範囲外において行う部分的な発掘調査。確認調査は、埋蔵文化財包蔵地内において行う部分的な発掘調査。

史跡

文化財の類型の一つ。貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの。史跡のうち、学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるものが「特別史跡」となる。

支石墓

数個の支石で囲んだ埋葬施設の上に、大きな蓋石を置いた墓。日本には、弥生時代早期に朝鮮半島から伝来した。埋葬施設には、箱式石棺や木棺、甕棺、土壙墓などがある。

重要美術品

未指定文化財の海外流出を防止するために昭和8（1933）年に制定された旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき、国が認定した有形文化財。昭和25（1950）年の文化財保護法施行をもって、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は廃止されたが、同法附則の規定に基づき、当分の間その認定効力を有するものとされている。

荘園

公家や武家、寺社が大規模に領有支配した土地。荘園の起源は、奈良時代に新たに開墾した土地を私有できる制度にある。平安時代には、皇室や公家、大規模な寺社などへ免税のために寄進する荘園が全国各地に置かれた。16世紀末、豊臣秀吉による太閤検地によって荘園は消滅した。

書跡

筆で書いた文字。平安時代から鎌倉時代にかけて書かれた書道史上の優品や禅僧による名筆などがある。

信徒発見

1865年、大浦天主堂のプティジャン神父が浦上村の潜伏キリシタンから信仰の告白を受けた出来事。これにより、約250年にわたった禁教期のあいだキリスト教の信仰を守り続けていた信徒が「発見」された。

水中遺跡

海岸・海底・河川・湖沼及びそれらと連続する地域に所在する歴史事象や人類活動の痕跡。沈没船やその積荷、船上から何らかの事情で投棄された積載物、自然の営力で水没した陸上の遺跡、陸上から水中にかけて一体的に構築された港湾施設等がある。

世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、文化遺産及び自然遺産のうち、人類全体での顕著な普遍的価値を持つものとして世界遺産委員会により「世界遺産一覧表」に記載された遺産。記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものが対象。いずれも不動産であり、動産は対象とならない。

世界遺産委員会

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の各締約国が推薦する遺産に係る審査及びその結果に基づいた「世界遺産一覧表」への記載、世界遺産の保全状況の調査、並びに締約国の要請に基づく物件の保護のための国際的援助に係る供与の決定等を行う機関。

世界ジオパーク

ユネスコの定める基準に基づいて認定されたジオパーク。ジオパークとは、地球（ジオ）と公園（パーク）を組み合わせた言葉で、層、岩石、地形、火山、断層など地質学的な遺産を保護するため、地球活動の遺産を主な見どころとする自然公園のこと。

世界の記憶

ユネスコの定める基準に基づいて登録された手書き原稿、書籍、写真、映像など、世界的に価値の高い記録遺産。1992年に創設されたユネスコの事業で、その存在や重要性についての認識を高め、最適な技術によって保存や普遍的なアクセスを促進することを目的としている。

潜伏キリシタン

キリスト教禁教期の17～19世紀の日本において、社会的には普通に生活しながらひそかにキリスト教由来の信仰を続けようとしたキリシタン。なお、キリスト教が解禁となった19世紀後半以降も引き続き潜伏キリシタン以来の信仰を続けた人々のことを「かくれキリシタン」などと呼び、区別している。

台場

江戸時代、とくに異国船の打ち払いを目的に、沿岸に設置された砲台で要塞の一種。長崎港においては、承応4（1655）年に幕命により最初の「古台場」7箇所が築かれた。その後、文化5（1808）年のイギリス軍艦による港内侵入事件を受け5箇所の「新台場」が、同7年には4箇所の「増台場」が築かれた。

地溝帯

地溝とは、ほぼ平行に位置する断層によって区切られ、峡谷の形状をなしている地塊及び地形のことで、そのうち大規模なもの。アフリカ大陸東部の大地溝帯、ヨーロッパのライン地溝帯、シベリアのバイカル地溝帯などが有名。

鎮守府

明治時代に日本海軍が各海軍区の軍港に置いた本拠地。明治17（1884）年に横須賀に鎮守府を置いた後、同22（1889）年には呉・佐世保、同34（1901）年には舞鶴に設置された。鎮守府は、各海軍区を防備し、海軍工廠（艦艇の建造・修理、兵器の製造）や海軍病院、軍港水道など多くの施設の運営・監督を行った。

出島

江戸幕府の鎖国政策の一環として長崎に築造された扇形の人工島。寛永13（1636）年に完成し、ポルトガル人を收容した。同16（1639）年にポルトガル人の来航禁止措置がとられると、同18（1641）年には平戸オランダ商館が出島に移された。以後、幕末まで対外貿易の一大拠点として、また西洋の学術・文化

の窓口として繁栄した。

天然記念物

文化財の類型の一つ。動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの。

天領

江戸時代、徳川幕府が直接支配した領地の俗称。一般に幕府領、幕領ともいう。江戸幕府の法令には、御料（御領）、御料所、御代官所、御蔵入とあり、史書・地方書では公料（公領）または公儀御料所とも称した。

伝統的建造物群

文化財の類型の一つ。文化財保護法では、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」をいう。

伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群である建造物や工作物と共に、これと一体をなしてその価値を形成している樹木、庭園、池、水路、石垣等の環境を保存するため、市町が定めた歴史的まとまりのある地区。国は、市町村の申出に基づき、我が国にとって特に価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定する。

唐人屋敷

江戸時代に長崎に設置された中国人居住地区。現在の長崎市館内町のほぼ全域にあたる。元禄元（1688）年、長崎市中に散宿していた中国人は、密貿易対策として、十善寺郷にあった幕府御薬園の土地に集住させられた。元禄2（1689）年に完成し、広さは約9,400坪に及ぶ。

唐寺

江戸時代初期、長崎在住中国人が出身地別に建てた寺院。興福寺、福濟寺、崇福寺、聖福寺などがある。

登録記念物

史跡名勝天然記念物以外の記念物のうち、その文化財の保存・活用のための措置が特に必要とされるものについて、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録したもの。遺跡関係、名勝地関係、動物・植物及び地質鉱物関係に分けられる。

登録有形文化財

重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財の保存・活用のための措置が特に必要とされるものについて、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録したもの。届出制という緩やかな規制を通じて保存・活用を図る。登録有形文化財建造物については、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録する。

登録有形民俗文化財

重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、その文化財の保存・活用のための措置が特に必要とされるものについて、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録したもの。

豆粒文土器

県内最古の縄文土器。ラグビーボールの一端を切り落としたような形で、土器の表面に小さな豆粒状の粘土を押し付けて、文様としている。煤が付着していることから、煮炊きに使われたと考えられている。佐世保市泉福寺洞窟や福井洞窟で出土している。

ナイフ形石器

後期旧石器時代の石器の一つで、剥片の鋭い縁辺を一部残して、他を急角度に剥離調整したもの。槍先として使われた可能性がある。

長崎県文化財保護指導委員

文化財保護法に基づき、文化財保護のために活動する、県教育委員会が委嘱した指導委員。文化財の巡視や、所有者等に対して文化財の保護に関する指導・助言、地域住民に対して文化財保護思想の普及活動などを行う。日常的に文化財を巡視することで盗難・放火等に対する抑止効果や災害時における被災状況等の把握・報告を行うなどが期待されている。

長崎県文化財保護審議会

文化財保護法に基づき設置された外部有識者からなる審議会。県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。委員は学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。任期は2年。

二次交通

主に観光業において、拠点となる空港や鉄道の駅から目的地である観光地までの交通。観光振興を図るため、二次交通を充実させる様々な取組が進められている。

日本遺産

地方自治体からの申請に基づき、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定する制度。

ニューツーリズム

従来の観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れたテーマ性のある旅行。エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光などが挙げられる。

ハ行

廃藩置県

明治4（1871）年、明治政府が中央集権体制化を図るため、藩を廃して府県を置いたこと。これにより全国3府302県となり、旧藩知事は家禄と華族身分を保障され東京に集められた。代わって、中央から府知事・県知事が派遣された。同年末までに3府72県となった。

幕藩体制

江戸時代、幕府とその配下にある藩とを統治機構とした封建的支配体制。将軍を頂点とする中央集権体制で、領主が農民から年貢を徴収する制度から成り立っている。

ハザードマップ

災害予測地図とも呼ばれ、災害の原因となる現象が及ぶと推定される領域と、災害を引き起こすインパクトの大きさなどを示す地図。河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップのほか、土砂災害、地震災害、火山災害など災害に応じたハザードマップが作成されている。

発掘調査

地下に埋没した人間活動の痕跡について、考古学的手法を用いて調査し、過去の人々の暮らしや営みを明らかにすること。

大学研究機関などが考古学研究のために行う学術目的調査のほか、行政機関が開発対応や史跡などの保存整備のために行う行政目的調査がある。

伴天連追放令

天正15（1587）年に豊臣秀吉が発令した、キリスト教宣教師（バテレン）の国外退去などを命じた法令。

版籍奉還

明治2（1869）年、全国の藩主がその土地（版）と人民（籍）とを朝廷に返還したこと。明治政府は、旧藩主を知藩事に任じ、公卿・諸侯の称を廃して華族とした。明治政府による中央集権強化のための改革で、廃藩置県の前提となった。

平戸オランダ商館

オランダ東インド会社の日本商館。慶長14（1609）年に江戸幕府から貿易を許可された東インド会社が平戸に設置した。貿易の進展にともない建物や倉庫が増築されるなど充実が図られたが、寛永17（1640）年、倉庫に西暦が記されていることを理由に、江戸幕府によって全ての建物の破壊が命じられた。これによりオランダとの貿易は長崎出島に移された。

VR【Virtual Realityの略称】

日本語では「仮想現実」と訳される。VRゴーグルやヘッドセットのディスプレイに映し出された仮想空間に、自分が実際にいるような体験ができる。

ふるさと教育

ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域社会を担おうとする人材を育成するための取

組。郷土長崎の歴史や文化に関する学習、地域の活性化策を調べる探求型学習などがある。

文化財

一般的には、文化遺産や文化的財産のこと。文化財保護法では、文化財の種類的主要なものを、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型に分類する（行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定の文化財も含まれる）。その他、土地に埋蔵された文化財（埋蔵文化財）や文化財の材料製作・修理等のための伝統的な保存技術がある。

文化財の保存技術

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のこと。

文化財保護法

昭和25（1950）年に制定されたわが国の各種文化財の保護に関する諸制度を包括する統一法。

文化財保護ネットワーク

地域の文化財を守るため、各市町文化財担当課を中心に文化財所有者、地域住民、警察・消防など関係機関との連携体制を構築する長崎県独自の取組。

文化財保存活用地域計画

市町村が作成する文化財の法定計画で、文化財の保存・活用に関する今後の目標や具体的な内容を記載した基本的な行動計画。

文化的景観

文化財類型の一つ。文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされている。

ヘリテージマネージャー

地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った専門的人材。とくに歴史的建造物については、公益社団法人日本建築士連合会を中心に、歴史的建造物の保全・活用に係る人材の育成に取り組んでいる。

包括的保存管理計画

世界文化遺産の登録推薦に当たり必要となる「世界遺産のための保存管理計画（management plan）」に対応する計画。本県の2つの世界遺産のように、国宝・重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観など複数にわたる多様な文化財を総体として捉え、適切に保存・管理するための包括的な計画を策定することとしている。

保存活用計画

個別の国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体等が作成するもので、その文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画。

保存建造物

県や市町の指定文化財等に係る建造物で、現状変更の規制や保存のための措置が講じられている建造物のことであり、建築基準法で定められている。

保存目的調査

学術上の価値が高い遺跡の保存や活用を目的として、大学などの研究機関や地方公共団体によって行われる発掘調査。学術調査とも呼ばれる。

マ行

埋蔵文化財

文化財保護法では「土地に埋蔵されている文化財」とされている。考古学では、遺物・遺構・遺跡が相当する。

（周知の）埋蔵文化財包蔵地

「遺跡地図」等に登載され、遺跡台帳（埋蔵文化財包蔵地カード）に登録されることによって、一般に周知されている埋蔵文化財の所在地とその範囲。埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等の開発行為を行う場合、事業者は事前に届出することが義務づけられている。

まつらとう 松浦党

肥前国松浦地方に割拠した中世武士団の総称。平安時代末期、嵯峨源氏の子孫がこの地に土着し、武士化。鎌倉幕府成立後は御家人となり、独立した弱小武士集団を松浦党と呼んだ。松浦一族以外の者も含まれているが、南北朝時代以後は他氏族の松浦一族化が顕著となった。地縁的共和的団結が図られた。

民俗文化財

文化財の類型の一つ。文化財保護法では、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」としている。

有形のものを有形民俗文化財、無形のことを無形民俗文化財という。

無形文化遺産

「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づき、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術といった無形文化遺産のうち、「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」に記載された遺産。

無形文化財

文化財の類型の一つ。文化財保護法では、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財の所産で我が国にとって歴史上又は技術上価値の高いもの」としている。無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財として指定され、同時にこれらの「わざ」を高度に体現・体得する保持者又は保持団体を認定する。

名勝

文化財の類型の一つ。名勝の種別の代表的な事例としては、公園、庭園、橋梁、築堤、花樹、花草、紅葉、緑樹などが挙げられる。名勝のうち価値が特に高いものを「特別名勝」として指定される。

メセナ

企業等が主として資金を提供して、文化・芸術活動を支援すること。フランス語で「文化芸術支援」を意味する。

（世界遺産の）モニタリング

世界遺産の構成資産を対象に、あらかじめ設定した指標に基づき、保全状況等の確認を定期的に行うこと。

ヤ行

U I ターン

UターンとIターンを組み合わせた用語。Uターンとは、進学・就職などの理由で上京した後、故郷に戻って就職もしくは転職すること。一方、Iターンとは、出身地以外の場所に就職もしくは転職することを指す。首都圏で育ち、就職をしたものの、転職を機に地方へ出て行くケースが該当する。

有形文化財

文化財の類型の一つ。文化財保護法では、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書などで歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料やその他の学術上価値の高い歴史資料を挙げる。このうち、建造物以外のものを美術工芸品と総称する。有形文化財のうち学術的価値が高いものを重要文化財とし、重要文化財のうち特に優れたものは「国宝」として指定される。

ユニークベニュー

本来の用途とは異なるニーズに応じて、特別に貸し出される会場のこと。歴史的建造物や神社仏閣・城跡・美術館・博物館など、独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することを目的としている。

ユニバーサルツーリズム

年齢や障がい等の有無にかかわらず、すべての人が誰もが気兼ねなく参加できる旅行。観光施設や宿泊施設のバリアフリー化や目の不自由な方への音声案内などの受け入れ側の取組が求められる。

溶岩ドーム

火山から粘性の高い溶岩が地下のマグマ溜まりから次々と供給され、押し出されてできたドーム状の地形。溶岩円頂丘ともいう。

様式主義的建築

西洋の過去の建築様式を取り入れて設計された建築。

ラ行

律令制

唐から継受した律令法に基づき構築された制度。律は刑法、令はそれ以外の諸規定を集成したもの。日本では、7世紀後半から10世紀頃まで続いた。

リビングヒストリー

生きた歴史体験プログラムのこと。史料や研究資料等に基づいて、往時を再現した復元行事・歴史体験事業の実施、及び当時の調度品や衣装の整備・展示等を通じて、歴史的な出来事や当時の生活を再現するコンテンツを開発することで、来訪者に対して体感・体験を通じて文化財の理解を促進するとともに、文化財に新たな付加価値を付与する取組み。

歴史の道

歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・街道・水路などの交通関連遺跡。文化庁は、平成8年度に「歴史の道百選」の選定を行い、第一次選定で78カ所の街道・運河を選定した。令和元年度には、新たに36件の道を選定し（既選定への追加選定19件）、現在「歴史の道百選」は114件となっている。

長崎県文化財保存活用大綱

編集 長崎県教育庁学芸文化課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

T E L 095-894-3384

F A X 095-824-1344



令和2年度
文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)